

平成 20 年 度

# 監 査 報 告

「市民の目」監査（行政監査）結果報告

横 浜 市 監 査 委 員

# 目 次

第 1	「市民の目」監査の実施	1
第 2	監査委員アンケートによる市民意見募集	5
第 3	監査の結果等の概要	8
第 4	監査の結果等	9
第 5	監査実施項目の報告	
1	ポイ捨て・喫煙 禁止の取組	16
2	駅周辺の清掃	26
3	公園の美化	34
4	公衆トイレの清掃	42
5	屋外広告物の適正化に向けた取組	53
6	不法投棄防止の取組	61
7	市民による清掃・美化活動	71
8	環境教育の取組	81
	「市民の目」監査を終えて	88
	<資料>	
	監査委員アンケートに寄せられた市民意見（自由意見等）	89
	監査委員アンケート用紙	92

横浜市 市長 中田 宏 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	星 野 國 和
同	仁 田 昌 寿

### 「市民の目」監査（行政監査）結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり提出する。



## 第1 「市民の目」監査の実施

### 1 「市民の目」監査とは

市民の目線に立った分かりやすい監査を目指し、「市民の日常生活に関連のある事務事業」を対象として、市民意見を反映させた行政監査である。

### 2 監査テーマ

「美しい街へ ～おもてなしの心～」

監査する分野 まちの美化（ごみの不法投棄やポイ捨てなど）

### 3 監査テーマの選定理由

テーマ選定に市民意見を反映するため「横浜市民意識調査」を活用して、「市民の目」監査で取り上げてほしい対象を募集し、多くの回答をいただいたものの中から、監査委員の実施する他の監査での実施状況を勘案して、「まちの美化（ごみの不法投棄やポイ捨てなど）」を監査する分野とした。

美化の取組には、横浜を訪れる人々が心地よく過ごし、良い印象を持ってお帰りいただくとする「おもてなしの心」が求められる。そこで、監査テーマを「美しい街へ ～おもてなしの心～」として監査を実施した。

#### [平成20年度 横浜市民意識調査・調査結果]

問 『市民の目』監査でチェックしてもらいたいものを3つお選びください。

順位	テーマ候補	市民意見	
		回答数	割合
1	まちの安全（防犯・防災など）	2,230	57.6%
2	医療と健康づくり	1,812	46.8%
3	高齢者・障がい者福祉	1,563	40.4%
4	まちの美化（ごみの不法投棄やポイ捨てなど）	1,046	27.0%
5	交通手段（道路、バスなど）の整備・管理	918	23.7%
6	子育て支援	884	22.8%
7	教育	701	18.1%
8	緑化の推進や公園の整備・管理	670	17.3%
9	市民利用施設（地区センター、スポーツセンターなど）の運営・管理	414	10.7%
10	その他	107	2.8%

※ 調査結果等の詳細は、横浜市ホームページを参照ください。  
(<http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/toukei/>)

### 『横浜市民意識調査』とは

市民の日常生活を意識と行動の両面からとらえ、市民の生活意識や生活構造を明らかにし、その結果を市政運営や政策立案の基礎資料として活用することを目的に実施されている調査であり、昭和47年度から毎年度実施されている。  
(所管局：都市経営局)

調査地域	横浜市全域	調査対象	満20歳以上の市内在住者	回収標本数	3,873 標本 (回収率77.5%)
抽出方法	住民基本台帳からの層化二段無作為抽出法、外国人登録原票からの単純無作為抽出法				
調査方法	調査表を郵送し、調査員が訪問して回収		調査期間	平成20年6月26日～7月21日	

## 4 監査の対象及び範囲

市民の日常生活に関連のある「美しい街へ ～おもてなしの心～」の取組について、主として、平成19年4月1日から平成20年8月31日までに執行された事務事業を監査した。

## 5 監査を実施した区局

次の3区7局について、監査を実施した。

神奈川区、保土ケ谷区、磯子区、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、都市整備局、道路局、港湾局及び教育委員会事務局

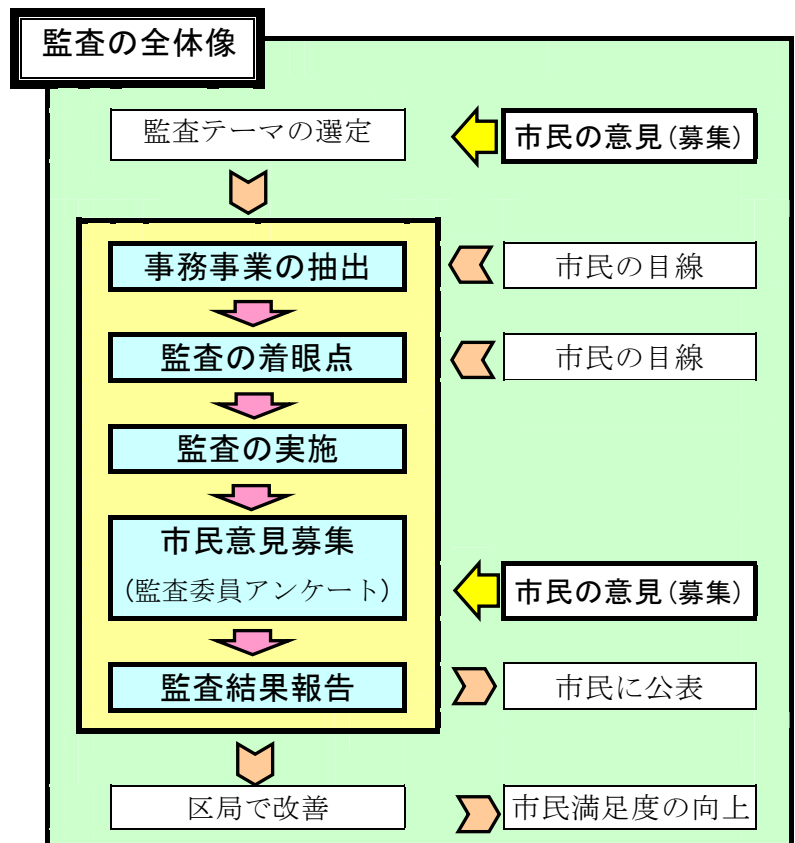
## 6 監査の期間

平成20年9月10日から平成21年3月27日まで

## 7 監査の方法

### (1) 監査の全体像

「市民の目」監査は、市民の目線に立って、事務事業の抽出や監査の着眼点を定め監査を行い、把握した取組や課題等に対する市民意見募集（以下「監査委員アンケート」）を実施し、こうした結果を反映させた監査結果とするものである。



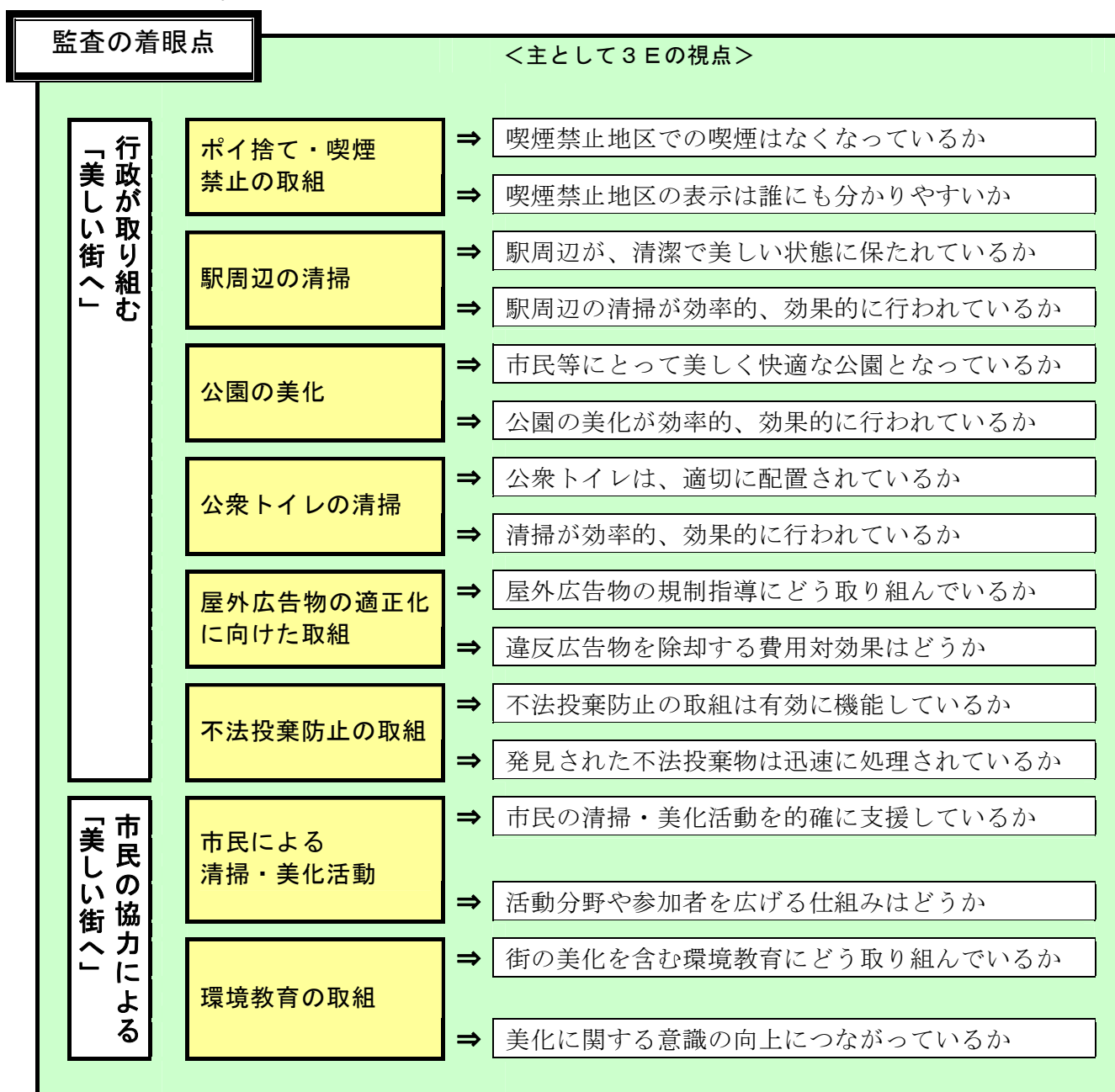
## (2) 事務事業の抽出（監査実施項目）

監査テーマを踏まえ、市民や観光客が多く訪れる都心部や身近な地域における美化の取組の中から、市民の目線に立って、市民要望等を参考に、監査を実施する事務事業（監査実施項目）を抽出した。

広聴情報等により把握した市民要望には、「公共の場での喫煙」、「ポイ捨て」、「不法投棄」、「屋外広告物」等に関するものがあった。

## (3) 監査の着眼点

主として3E（経済性・効率性・有効性）の視点で、「行政が取り組むもの」と「市民の協力によるもの」に分類し、市民の目線に立って次のような着眼点で監査を実施した。



#### (4) 監査の実施

監査の実施に当たっては、関係書類等を審査するとともに、執行状況等を聴取した。また、平成21年1月には監査委員による現場調査を実施した。その状況は次のとおりである。

##### ア 美化推進重点地区、指定前の喫煙禁止地区の状況（神奈川区）



平成21年3月10日に喫煙禁止地区に追加指定された。

右から一人目 川内監査委員  
右から二人目 山口監査委員

##### イ 不法投棄の状況（旭区）



左から一人目 川内監査委員  
右から一人目 山口監査委員

##### ウ 旧滝ノ川せせらぎ池あじさいロード（保土ヶ谷区）



水辺愛護会が結成されている。

左から一人目 川内監査委員  
左から二人目 山口監査委員



## 第2 監査委員アンケートによる市民意見募集

### 1 実施の概要

監査委員アンケートは、次の方法により実施した。

実施方法		実施期間
1	3区役所での 対面調査	平成21年2月3日から 平成21年2月7日まで
2	ヨコハマ eアンケート	平成21年1月22日から 平成21年2月5日まで
3	ホームページ	平成21年1月19日から 平成21年2月28日まで
4	区役所等での 用紙配布	平成21年1月19日から 平成21年2月28日まで

※ 「ヨコハマeアンケート」：インターネットによる市政に関するアンケート調査で、事前登録したメンバー（市職員を除く横浜市民が対象、平成20年度は685名）に対して実施

### 2 実施結果

#### (1) 回答状況

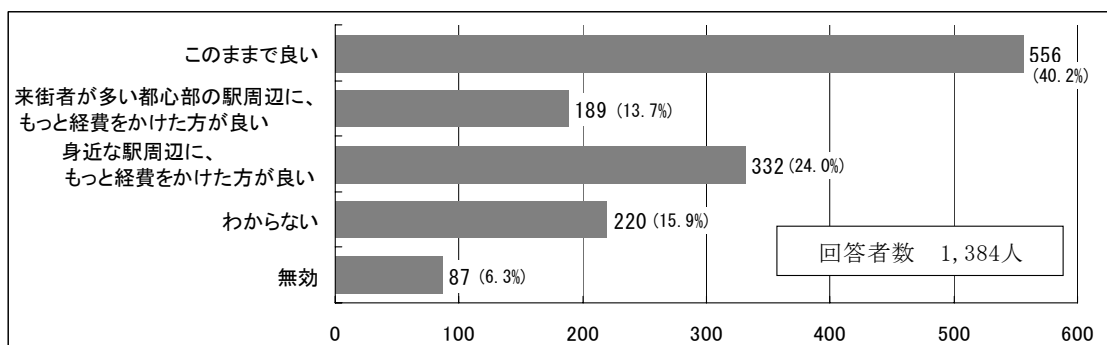
監査委員アンケートの回答状況は、次のとおりである。

実施方法		回答数		うち、自由意見が 記載された回答数	
1	3区役所での対面調査	神奈川区	216通	751通	51通
		保土ケ谷区	201通		37通
		磯子区	334通		108通
2	ヨコハマeアンケート	436通		303通	
3	ホームページ	180通		88通	
4	区役所等での用紙配布	17通		13通	
合計		1,384通		600通	

#### (2) 回答結果（概要）

##### ア 駅周辺の清掃について

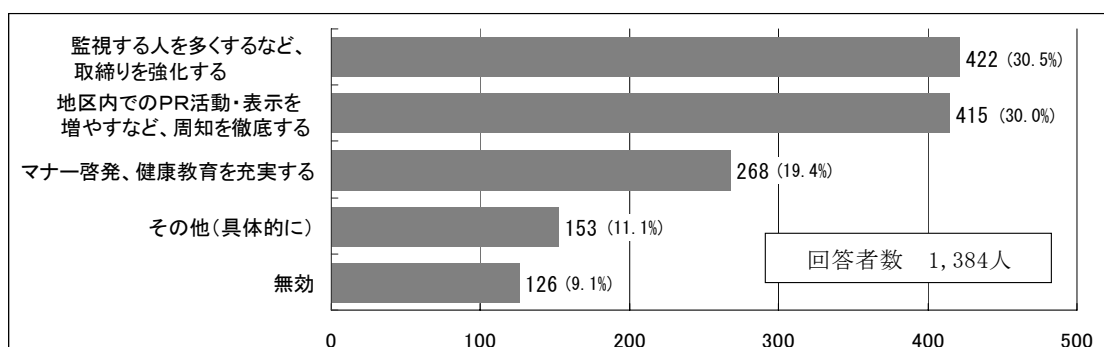
Q1 都心部の駅周辺の清掃経費（1駅当たり）が、身近な駅周辺に比べて約5倍となっていますが、どのように考えますか？



「駅周辺の清掃」 監査結果（P11）、監査実施項目の報告（P26）に反映

イ 駅前の「喫煙禁止地区」について

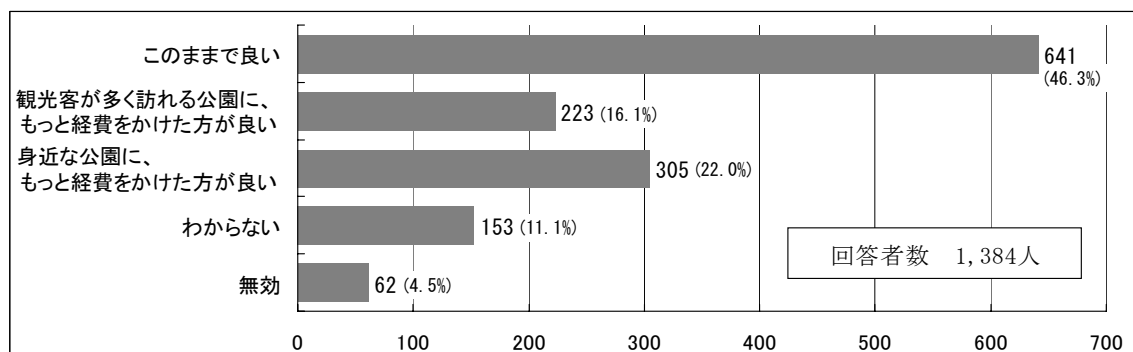
Q 2 「喫煙禁止地区」で喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために、最も良いと考える取組は何ですか？



「ポイ捨て・喫煙 禁止の取組」 監査結果 (P 9)、監査実施項目の報告 (P 16) に反映

ウ 観光客が多く訪れる公園の美化について

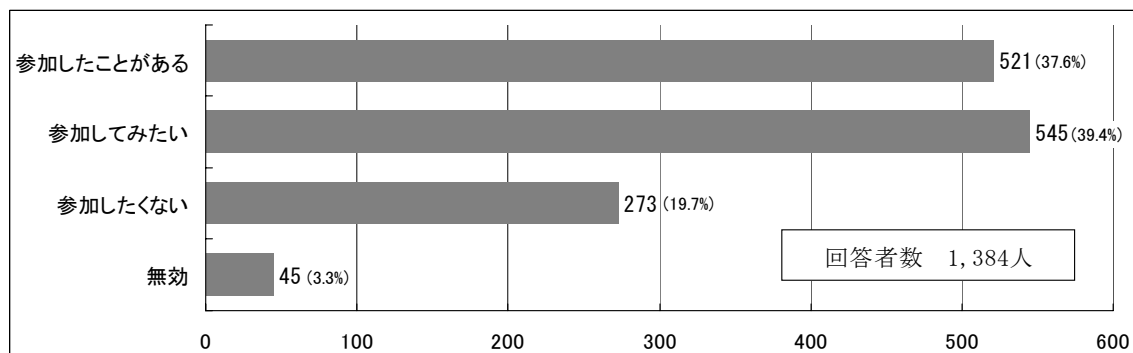
Q 3 観光客が多く訪れる山下公園などの美化の経費 (公園面積 1 m<sup>2</sup>あたり) が、身近な公園に比べて 約 3～5 倍となっていますが、どのように考えますか？



「公園の美化」 監査結果 (P 12)、監査実施項目の報告 (P 34) に反映

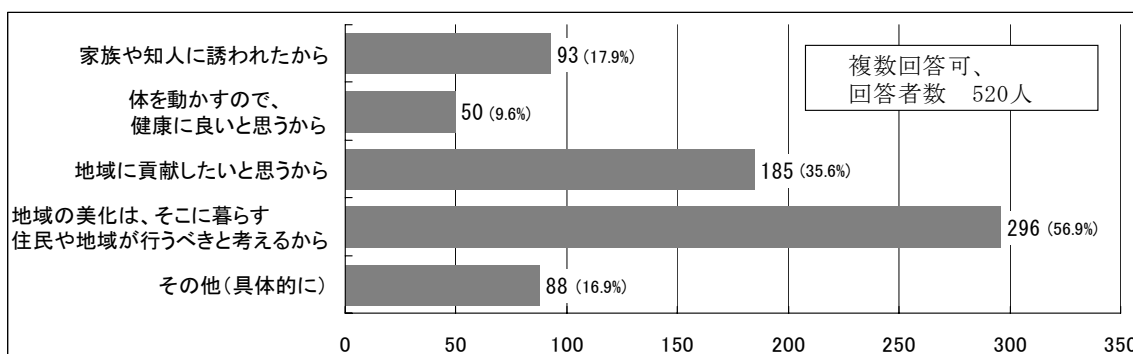
エ 市民による美化活動について

Q 4 身近な地域の美化活動に、参加したことがありますか？



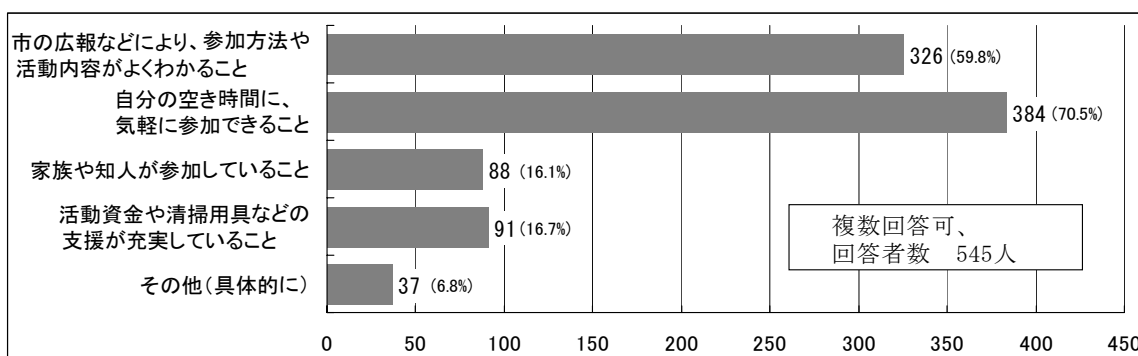
「市民による清掃・美化活動」 監査結果 (P 14)、監査実施項目の報告 (P 71) に反映

Q 5 (Q 4で「参加したことがある」との回答者が) 参加した動機や理由は、何ですか？



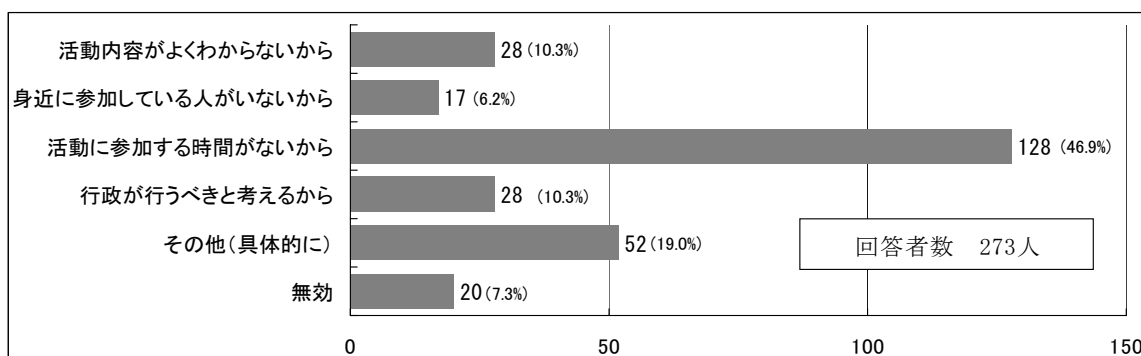
「市民による清掃・美化活動」 監査結果 (P14)、監査実施項目の報告 (P71) に反映

Q 6 (Q 4で「参加してみたい」との回答者が) どうしたら参加しやすくなりますか？



「市民による清掃・美化活動」 監査結果 (P14)、監査実施項目の報告 (P71) に反映

Q 7 (Q 4で「参加したくない」との回答者が) 参加したくない理由は、何ですか？



### 第3 監査の結果等の概要

今回の監査における、指摘事項等の件数は次のとおりである。

監査実施項目	指摘事項		改善要望事項		意見	
		うち 改善済事項		うち 改善済事項		
<b>行政が取り組む 「美しい街へ」</b>						
1	ポイ捨て・喫煙 禁止の取組			2		
2	駅周辺の清掃	2 (うち1件 ※)	(1)	1	(1) (一部改善済み)	
3	公園の美化	1 ※		1	1	
4	公衆トイレの清掃				1	
5	屋外広告物の適正化に向けた取組	1	(1)		1	
6	不法投棄防止の取組	1 ※			1	
<b>市民の協力による 「美しい街へ」</b>						
7	市民による清掃・美化活動			1	1	
8	環境教育の取組	1				
<b>合計</b>		<b>4件</b>	<b>(2件)</b>	<b>5件</b>	<b>(1件) (一部改善済み)</b>	<b>5件</b>

注) ※印は、複数の項目における、同一の指摘事項であり、合計件数は一致しない。

#### 【参考】 指摘事項等の定義

平成19年7月9日監査委員会議決定「監査指摘事項等の整理について」(関係部分抜粋)

	指摘事項		改善要望事項	意見
<b>定義</b>	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	「3Eの視点」から、改善を求めること	指摘事項には該当しないが、「3Eの視点」から、改善を要望すること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
<b>「措置済」の水準</b>	是正された状態になったこと	改善された状態になったこと	改善された状態になったこと、又は改善について検討し、方向性が決定されたこと	—
<b>根拠</b>	【地方自治法第199条第9項】 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。		【地方自治法第199条第10項】 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。	

<3Eの視点とは>

<b>経済性</b> Economy	最少のコストで適切な量及び質の資源を獲得すること
<b>効率性</b> Efficiency	一定の成果を最少の支出で獲得すること、また、一定の支出から最大の効果を生み出すこと
<b>有効性</b> Effectiveness	一定の支出による期待される成果の達成度合いのこと

## 第4 監査の結果等

監査実施項目は、おおむね適切に執行されていたが、次の事項について改善又は検討の必要があると認められた。なお、監査期間中に、監査対象とした区及び局が既に措置を講じたものは、その内容を記載した。

また、監査の結果に添えて、地方自治法第199条第10項に基づき、組織及び運営の合理化に資するために付した意見も併せて記載した。

### 1 ポイ捨て・喫煙 禁止の取組 (P16)

#### 【改善要望事項】

#### (1) 海外から横浜を訪れる方々へも分かりやすい喫煙禁止地区の案内表示について

現在指定されている喫煙禁止地区には、海外からの来客や外国籍の居住者が多く訪れることが予想される。横浜市では「国際性豊かなまちづくり」を推進しており、公共サインについては、海外から訪れる方々など誰にでも分かりやすくなるように「横浜市公共サインガイドライン」などの基準が定められている。

喫煙禁止地区に関するPR用掲示・警告板には、喫煙禁止や過料に関する外国語表記がないものがある。日本語が理解できない海外からの来訪者等のために、英語などでの表記が必要である。  
(資源循環局減量・美化推進課)

#### (2) 喫煙禁止地区における喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすための有効な取組の推進について

監査委員アンケートでは、喫煙禁止地区での喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために最も良いと考える取組として「監視する人を多くするなど取締りを強化する」及び「地区内でのPR活動・表示を増やすなど、周知を徹底する」という意見がそれぞれ約30%、「マナー啓発や健康教育を充実する」という回答が19.4%であった。

喫煙禁止地区における取締りの強化に向けて、執行体制の強化が必要である。また、PR活動・啓発活動により、周知を徹底すべきである。こうした取組の成果を、市民意識調査などで更に分析し、より良い形で市民に分かりやすく示していく必要がある。  
(資源循環局減量・美化推進課)

## 2 駅周辺の清掃 (P26)

### 【指摘事項】

#### (1) 契約事務の適正化について

「横浜市契約規則」では、財団法人横浜市シルバー人材センターと随意契約する場合に契約の相手方等を公表することとされているが、保土ケ谷区及び磯子区での駅周辺の清掃委託契約では公表されていないものが2件あった。

契約規則に従って適正に処理する必要がある。

(保土ケ谷区地域協働課及び磯子区地域振興課) 【改善済み】

#### 【対象区が行った改善内容】

磯子区では平成21年2月に、保土ケ谷区では同年3月に、それぞれ横浜市ホームページにて契約の相手方等を公表した。

#### (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正化について

※ 「公園の美化」と「不法投棄防止の取組」での指摘事項をまとめて記載

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の処理を委託する際は、排出事業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付、保管することとなっているが、清掃等の業務委託（26件）で、マニフェストを交付していなかったため、同法に従って適正に処理する必要がある。

「駅周辺の清掃」……………（神奈川区地域振興課（2件）、保土ケ谷区地域協働課（1件）、磯子区地域振興課（1件）、都市整備局みなとみらい21推進課（1件）及び道路局施設課（16件））

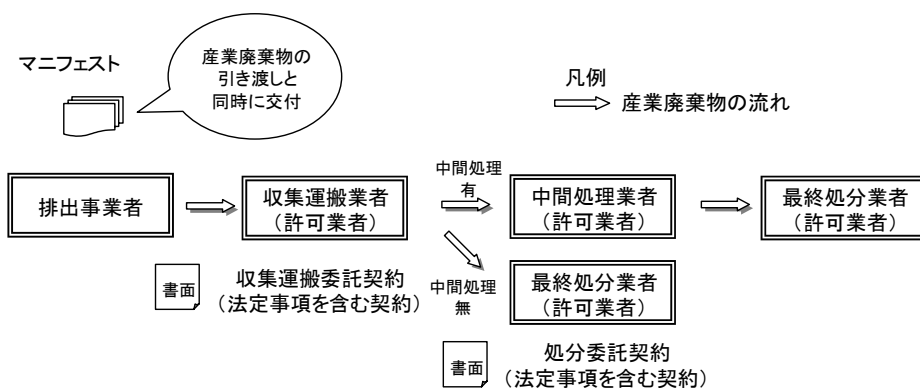
「公園の美化」……………（環境創造局南部公園緑地事務所（1件）、港湾局海務課（1件）、港湾局南部管理課（1件）及び港湾局北部管理課（1件））

「不法投棄防止の取組」…（港湾局北部管理課（1件））

#### ※ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者に対して産業廃棄物管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した産業廃棄物管理票の送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認することで、適正な処理を確保する制度

### < 産業廃棄物の処理の流れ >



### 【改善要望事項】

#### (3) 駅周辺での清掃委託の効率的な執行について

監査委員アンケートでは、都心部の駅の清掃経費が身近な駅に比べて約5倍となっていることに関して、「このままで良い」とする意見が40.2%である一方、「身近な駅周辺にもっと経費をかけたほうが良い」が24.0%、「来街者が多い都心部の駅周辺にもっと経費をかけたほうが良い」が13.7%と変更を望む声も同程度（合計37.7%）であった。

厳しい財政状況の下、ポイ捨ての多い地区に経費を重点配分するなど効率的な執行が求められているが、東神奈川駅周辺などの3か所の清掃委託では、異なる区局が発注した委託で清掃範囲が重複していたので、関係区局で調整し、清掃範囲を見直す必要がある。

#### < 駅周辺の清掃委託で重複している清掃範囲 >

	資源循環局	神奈川区		磯子区	重複部分
	減量・美化推進課	地域振興課	神奈川土木事務所	地域振興課	
東神奈川駅周辺	—	重複	重複	—	かなつくウォーク
横浜駅周辺	重複	重複	—	—	鶴屋町1丁目・2丁目地区内歩道
磯子駅周辺	重複	—	—	重複	駅前歩道橋

(資源循環局減量・美化推進課及び磯子区地域振興課) 【改善済み】

(神奈川区地域振興課) 【一部改善済み】

(神奈川区神奈川土木事務所)

#### 【対象区局が行った改善内容】

横浜駅周辺地区（資源循環局及び神奈川区）及び磯子駅周辺地区（資源循環局及び磯子区）では、平成21年度の清掃委託で清掃範囲を見直した。

### 3 公園の美化 (P34)

#### 【指摘事項】

- (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正化について [再掲 P10参照]

#### 【改善要望事項】

- (2) 金沢幸浦地区等の港湾緑地での市民等による美化活動の仕組みづくりについて  
金沢幸浦地区等の港湾緑地は、小規模の公園に類似しながら、市民ボランティア（公園愛護会など）による美化活動の制度が存在しない。  
緑地を利用している周辺の企業や市民等による美化活動の仕組みが必要である。  
(港湾局南部管理課)

#### ※ 金沢幸浦地区等の港湾緑地

金沢幸浦地区等は工業団地であり、比較的小規模な港湾緑地16か所（約16万㎡）が点在し、そのうち11か所（約13万㎡）の緑地が臨港地区外である。この港湾緑地は、工業団地内の企業関係者と海づり客が多く利用していると言われている。

#### ※ 公園愛護会

公園の清掃や美化活動を行う、ボランティア制度。市内の大半の公園において、地域の住民などが主体となり、活動が行われている。

#### 【意見】

- (3) 公園美化の効率的な執行について

監査委員アンケートでは、観光客が多く訪れる山下公園などの美化の経費が身近な公園に比べて3倍～5倍となっていることに関して、「このままで良い」とする意見が46.3%である一方、「身近な公園にもっと経費をかけた方が良い」が22.0%、「観光客が多く訪れる公園にもっと経費をかけた方が良い」が16.1%と変更を望む声も同程度（合計38.1%）であった。

厳しい財政状況の下、財源を効率よく活用するため、それぞれの公園の特性等を考慮した配分が望まれる。また、山下公園では市民による芝生ボランティアが結成され、芝生維持管理などが行われている。このような市民活動が他の大規模な公園においても行われることが求められる。

### 4 公衆トイレの清掃 (P42)

#### 【意見】

#### 公衆トイレの総合的な検討について

国際化や高齢化などの進展に伴い、身近な街の状況や商業地・観光地での人の流れ



が変わってきていると言われ、必要とされる街の機能も変化している。公衆トイレについても、こうした変化に応じて、来街者や市民が心地よく安全に利用できるように、きめ細かく考えていく必要がある。民間施設でのトイレ提供などが進んでいる中、公民の役割分担や配置、構造、管理手法などについて、市全体として総合的に検討し調整していくことが望まれる。

## 5 屋外広告物の適正化に向けた取組 (P53)

### 【指摘事項】

#### (1) 違反広告物除却委託の効率化について

道路上にある違反広告物の除却委託では、平成15年度には約38万件あった除却件数が19年度には10万件以下と大幅に減少しているため、除却対象エリアや除却回数などを見直して、委託費を削減する必要がある。

(都市整備局都市デザイン室) 【改善済み】

#### 【対象局が行った改善内容】

都市整備局では、平成21年度の違反広告物の除却委託で、除却回数を見直して委託費を削減した。

### 【意見】

#### (2) 屋外広告物許可での道路管理者との連携強化について

道路上に突き出す看板などは、屋外広告物の許可とともに道路占用許可の対象となっている。屋外広告物の許可に際しては、必要な許可手続きが確実になされるよう、道路管理者との連携を強化することが必要である。

## 6 不法投棄防止の取組 (P61)

### 【指摘事項】

#### (1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正化について [再掲 P10参照]

### 【意見】

#### (2) 不法投棄量の削減に向けた施策の推進について

横浜市では、不法投棄防止に向け、警報装置・監視カメラの設置や夜間パトロールを行うほか、啓発のための不法投棄禁止看板を作成し市民などへ配布、掲示したり、県内のタクシー協同組合等と情報提供の協定を結ぶなどの取組を行っているが、過去5年間の不法投棄物回収量は毎年度約2,000 t から約2,500 t の間で推移している。

不法投棄量の削減に向け、全市的に警察や地域住民との連携を強化するなど、より施策を総合的、計画的に推進していくことが望まれる。

<不法投棄物回収量の推移>

(単位：t)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不法投棄物回収量 (重量計測したものに限る)	2,284	2,134	1,996	2,462	2,404

## 7 市民による清掃・美化活動 (P71)

### 【改善要望事項】

#### (1) ハマロード・サポーター、公園愛護会及び水辺愛護会における市民参加の促進について

多くの市民が、ハマロード・サポーター、公園愛護会及び水辺愛護会に参加できるよう、次の改善が必要である。

ア 地域の清掃・美化活動について、活動予定日や参加方法などを分かりやすく公開する仕組みが必要である。

(神奈川区神奈川土木事務所、保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所  
及び磯子区磯子土木事務所)

イ 団体活動の負担を軽減するため、必要最小限の報告書類や多様な報告方法について検討する必要がある。

(環境創造局環境活動事業課、道路局管理課)

### 【意見】

#### (2) 清掃・美化活動への市民参加の促進について

監査委員アンケートでは、身近な地域の美化活動への参加について、「参加したことがある」が 37.6%、「参加してみたい」が 39.4%と約8割の人が参加した経験があるか、活動への参加意思を持っていた。また、「参加してみたい」と回答した人に参加しやすくなる仕組みについて聞いたところ、「自分の空き時間に気軽に参加できること」が 70.5%、「市の広報などにより、参加方法や活動内容がよくわかること」が 59.8%を占めた。

横浜市では、身近な道路、公園、河川周辺などにおいて、ボランティアによる清掃・美化活動の制度を設けている。現在、活動団体では、参加者の高齢化や参加者数の不足などの課題を抱えている。参加者数を増やすため、市民が自らの空き時間に気軽に参加できるよう、多様なメニュー（活動内容、実施日時など）の中から、参加しやすい活動を選ぶことのできる仕組みが求められる。

また、地域の美化を進めるため、学校や保育園などの参加を促すとともに、市民や企業が自主的に行う地域（公共の場所）の清掃・美化活動に対して、細やかな支援が行われることが望まれる。

## 8 環境教育の取組 (P81)

### 【指摘事項】

#### 「横浜教育ビジョン推進プログラム」に沿った環境教育の着実な推進について

横浜市における環境教育の取組は、目標や取組方針を平成18年度に「横浜教育ビジョン」及び「横浜教育ビジョン推進プログラム」で定めている。

この推進プログラムでは、平成19年度までに各小中学校で環境教育の全体的な計画等を作成することとなっているが、横浜市立の小学校の32%、中学校の42%で作成されていなかった。全小中学校で計画を作成するなど、推進プログラムを着実に推進する必要がある。  
(教育委員会事務局小中学校教育課)

## 第5 監査実施項目の報告

<(No.1)ポイ捨て・喫煙 禁止の取組>

1	項目	ポイ捨て・喫煙 禁止の取組
監査対象	資源循環局、神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区	
監査対象とした理由等		
<p>まちの美化を促進するために、「ポイ捨て」防止は最も重要な取組となる。「ポイ捨て・喫煙禁止」に関する横浜市の条例と取組について、有効性などの視点から監査した。</p>		
監査・調査の結果等		

### 1 事業概要

#### (1) 内容

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げる「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、美化推進員が中心となって街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等、吸い殻等の散乱防止対策等を行う。

<図表1-1 横浜市のポイ捨て・喫煙禁止対策の内容>

対象地区・地域	取組内容	備考
市内全域	空き缶等、吸い殻等ポイ捨て禁止	違反者は20,000円以下の罰金
美化推進重点地区	【自動販売機設置届出対象地区を兼ねる】	
各区	各区主要駅周辺の美化推進重点地区において、美化推進員による清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動を行う。	20か所 571.7ha (西区、中区を除く)
都心部	内外観光客が訪れる横浜の表玄関として、重点的にきれいな街づくりを推進することが必要と考えられる地区において、美化推進員が歩道等の清掃、路上違反広告物の除去などを行う。	5か所 356.9ha 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、伊勢佐木・野毛地区、山下・元町地区
美化推進重点地区のうち市長の指定する喫煙禁止地区	屋外の公共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を美化推進員が巡回し、違反者に過料2,000円以下を適用する。	5か所 21.2ha 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区

※ 文言は条例上の定義による。以下同じ。

#### (2) 事業費の推移

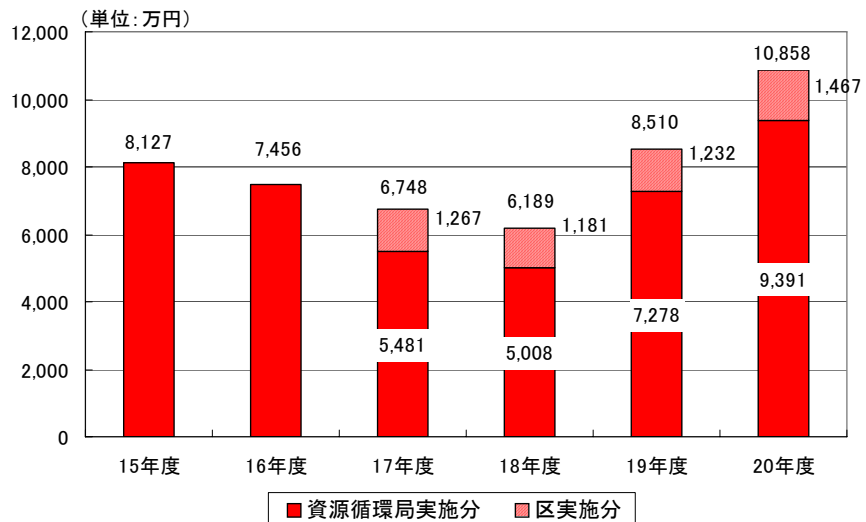
ポイ捨て・喫煙禁止に関する決算額の推移については右のとおり。

平成20年度分は予算額。各区美化推進員に関する事業費は平成17年度より、「個性ある区づくり推進費」に統合されている。

喫煙禁止条例の施行に伴って事業費は増加傾向にある。

<図表1-2 ポイ捨て・喫煙 禁止の取組決算額の推移>

※ただし20年度は予算額



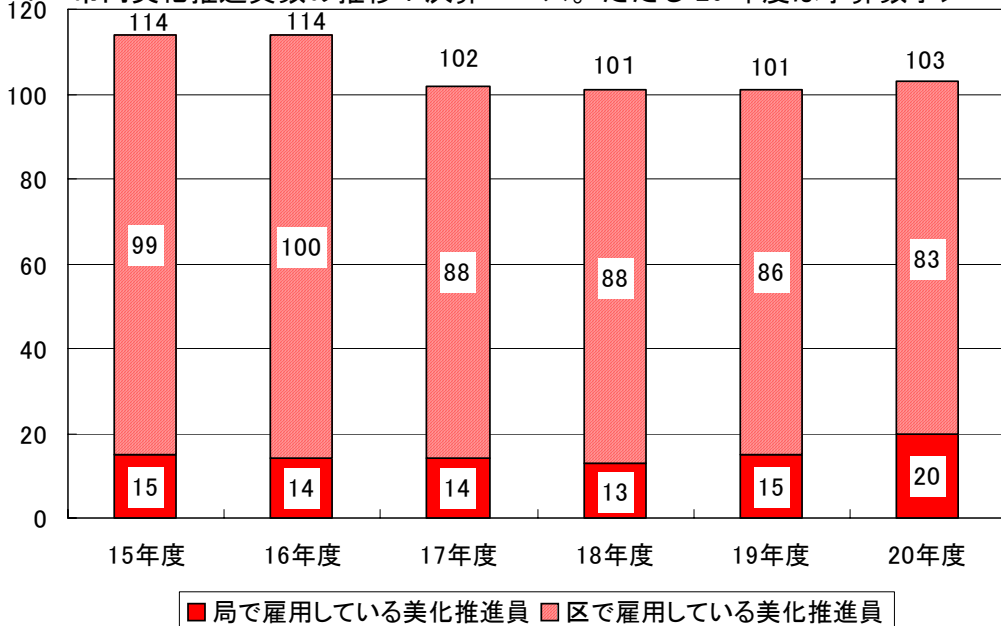
(3) 実施体制（美化推進員制度）

美化推進員は、市長が任命する非常勤特別職の職員（地方公務員法第3条第3項に規定）であり、市民等に対して空き缶等及び吸い殻等の散乱防止の啓発指導その他の活動を行うものである。「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の制定（平成7年度）に伴って定められた。

<図表1-3 美化推進員制度の内容>

区分	都心部	区
要綱	横浜市美化推進員就業要綱 横浜市喫煙禁止地区等指導員要綱	区美化推進員要綱
活動日	年末年始を除く毎日（週5日勤務）	週3回程度
活動時間	8:00～19:00（2シフト制）	1回2時間程度
活動場所	都心部美化推進重点地区	各区美化推進重点地区
身分	非常勤特別職職員（嘱託員）	非常勤特別職職員
賃金	月給制(202,400円)喫煙禁止地区等指導員 月給制(186,300円)美化推進員	1活動日2,000円
任命	一般公募により45歳以上65歳未満の者から資源循環局長が選考し、市長が任命	原則として、環境事業推進委員の中から、各区長から推薦された者を市長が任命
任期	1年（更新可）	2年（更新可）
人数	18人（平成20年度）	原則として各区3人 ただし、各区の状況により、やむを得ないと局長が認めた場合は、この限りではない （平成19年度 86人） ※6月に1名退職しているため事業概要（87人）と突合しない
<b>平成19年度の活動実績</b>		
歩行喫煙者等への啓発指導	108,339件 （うちポイ捨てした人への注意1,344件）	2,613件 （うちポイ捨てした人への注意0件）
歩道清掃（清掃日数）	156日～208日	72日～219日

<図表1-4 市内美化推進員数の推移：決算ベース。ただし20年度は予算数字>

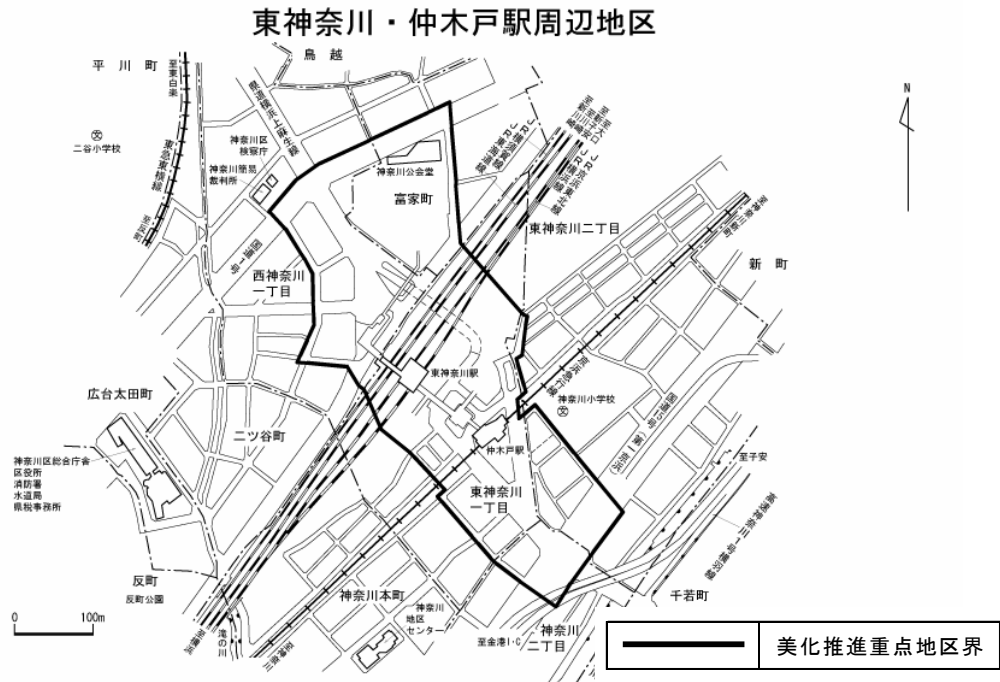


(4) 監査対象区における美化推進員の活動状況

ア 神奈川区

地区 JR 東神奈川駅・京急仲木戸駅周辺 11.3ha

美化推進員 2人で月曜日(西口周辺)、金曜日(東口周辺)で活動(祝祭日等除く)。



イ 保土ヶ谷区

地区 相鉄天王町・星川駅、区庁舎、横浜ビジネスパーク 80.2ha

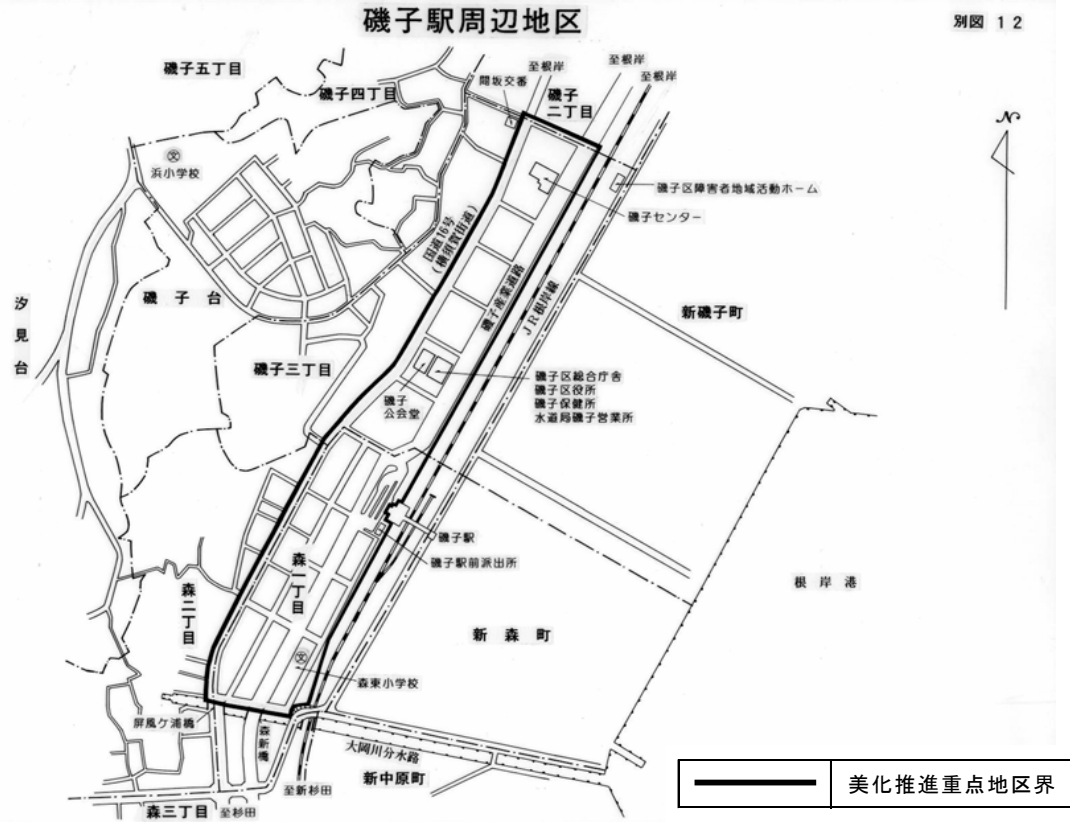
美化推進員 6人 2人1組で月曜日(岩間地区)、水曜日(星川地区)、木曜日(天王町地区)に分かれ一組が週一回活動。



ウ 磯子区

地区 JR磯子駅西口商業地、区庁舎 18.1ha

美化推進員 6人 3人1組で週ごと交代、月曜日、水曜日、金曜日に活動。



(5) 取組の変遷

<図表 1-5 これまでの経緯>

平成7年9月25日条例制定 平成8年4月1日施行	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の制定
平成19年5月31日条例改正 平成20年1月21日施行 (「喫煙禁止地区」関連)	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の一部改正(喫煙禁止地区:市長による指定、過料制度の導入)
平成19年11月25日告示 平成20年1月21日指定	喫煙禁止地区の指定 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区
平成20年11月25日告示 平成21年3月10日指定	喫煙禁止地区の指定(拡大、新設) 横浜駅周辺地区(拡大) 鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区(新設)



(6) これまでの成果

ア 罰則適用の流れ

<図表1-6 条例に定める罰則規定の適用の流れと適用実績>

	罰則適用の流れ	実績
ポイ捨て防止 【罰金】	違反の発見 → 警察の捜査 → 送検 → 起訴・略式起訴 → 公判・判決 → 罰金	適用なし
喫煙禁止 【過料】	条例違反の現認 → 声かけ・条例違反の説明 → 告知・弁明の手続き → 過料処分決定通知書の交付 → 現金徴収 → 納付書交付 → 納付	平成19年度 処分適用者数 1,083人

イ 喫煙禁止の条例施行による効果

<図表1-7 タバコのポイ捨て量>

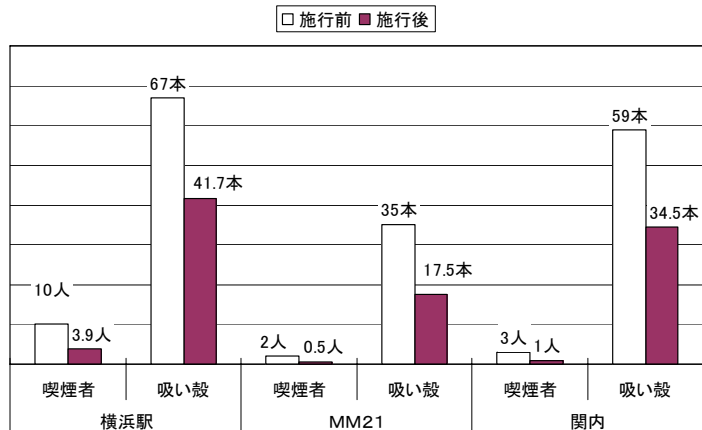
喫煙禁止地区内で実施した喫煙者数及びポイ捨てされた吸い殻本数調査結果

→ 喫煙者数で 64%

吸い殻本数で 42%減少

※ 資源循環局調査

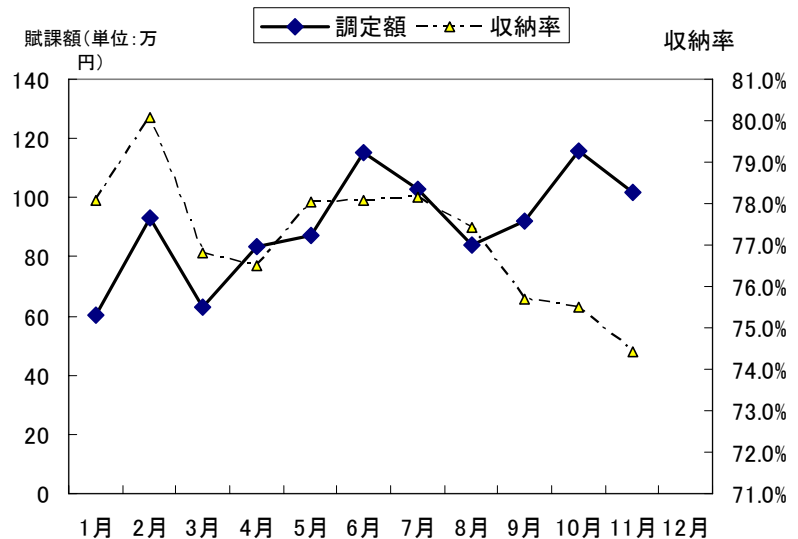
調査方法：毎月1回、一定の週、曜日のある一定の時間に職員数名で特定エリア内の喫煙者及び吸い殻数を数えたもの。



<図表1-8 過料の賦課額と収納率(平成20年1月~12月)>

ウ 過料の賦課徴収実績

過料の賦課実績は次第に上昇しているが、逆に収納率は次第に下がってきている。





## 2 分析の結果

### (1) 喫煙禁止地区での様子…ある日の横浜駅西口喫煙禁止地区の様子



### <課題>

現在指定されている喫煙禁止地区は、海外からの来客や外国籍の居住者が多く訪れることが予想される。横浜市では「国際性豊かなまちづくり」を推進しており、公共サインについては、海外から訪れる方々など誰にでも分かりやすくなるように「横浜市公共サインガイドライン」などの基準が定められている。

喫煙禁止地区に関するPR用掲示・警告板には、喫煙禁止や過料に関する外国語表記がないものがある。日本語が理解できない海外からの来訪者等のために、英語などでの表記が必要である。 ⇒ **監査の結果等【改善要望事項】(P9参照)**

横浜市公共サインガイドライン (平成15年7月改定)

市がサイン整備を行う際、具体的な指針となるガイドライン。外国語の表記については、「サインに表記する用語には英語を併記する。」

「英語以外の外国語に関しては、必要に応じて中国、ハングルの併記を基本とする。」

(ただし、地域ごとの来訪者の事情による場合、その他の外国語の併記を行なってもよい。また、英語圏以外の外国人居住者が多い等の地域性に応じて、ひらがなを付記するなどの配慮を行う。) ことなどが定められている。

今回の表示は「規制サイン」と分類され、公共サインガイドラインの適用外であり、かつ、都市デザイン上では恒久的に設置すべきではないものではあるが、条例の周知が向上するまでの間、設置するものとしてはガイドラインなどに準拠して設置・表示することが求められる。

<課題>

喫煙禁止地区の指定後、地区内での喫煙者数が64%、吸い殻本数が42%、それぞれ減少し、一定の効果が上がっているが、喫煙禁止地区内の看板前であっても喫煙している人達が見られ、吸い殻のポイ捨てが多い状況でもある。



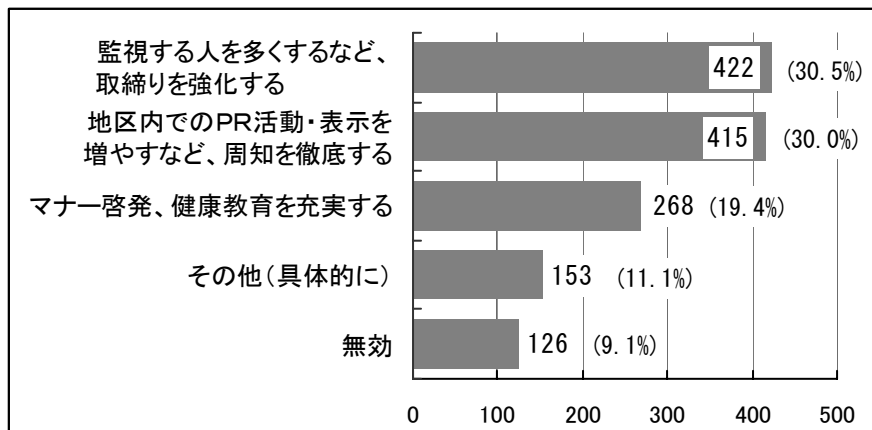
<横浜駅西口喫煙禁止地区内>  
(平成20年12月10日午後1時)

監査委員アンケートでは、「喫煙禁止地区」で喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために最も良いと考える取組として、「監視する人を多くするなど取締りを強化する」及び「地区内でのPR活動・表示を増やすなど、周知を徹底する」という意見がそれぞれ30%程度を占めた。また、「マナー啓発や健康教育を充実する」という回答も20%程度あった。

⇒ 監査の結果等【改善要望事項】(P9参照)

■ 監査委員アンケートの結果

Q2 「喫煙禁止地区」で喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために、最も良いと考える取組は何ですか？



(回答者数 1,384人)



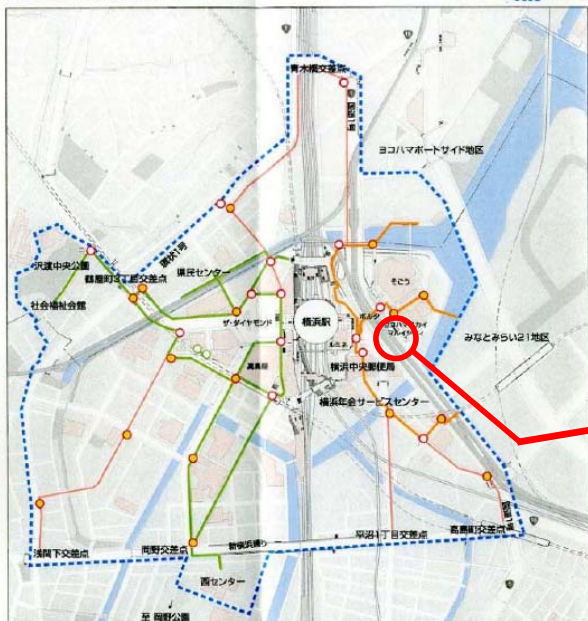
コラム：「公共サイン整備」

都市整備局都市デザイン室では、市民や観光客など誰にでもわかりやすく、またサインシステム全体として適正かつ効率的に整備を行うため、公共サイン整備に関する事前協議を実施しています。

平成 18 年度から 19 年度にかけては、9 件 8 地区の公共サインについて事前協議を行って、それらすべてについての公共サインの整備が完了しています。

<横浜駅東口周辺地区 整備事例>

計画区域全体と周辺街路設置サイン



- 著名地点誘導サイン (矢羽根型)
- 著名地点誘導 (矢羽根型) + 地図サイン
- 移設円滑化設備誘導サイン
- 駅から主要福祉関連施設への経路 (交差点への経路を含む)
- 駅から大規模集積地区への経路 (交差点への経路を含む)
- 別の方向コブをする主要交差点への主要経路



(2) 喫煙禁止地区の拡大について

平成 21 年 3 月 10 日(火)より喫煙禁止地区が拡大された。喫煙禁止地区の指定に関してはホームページ上で次のように説明されている。



**Q1** 喫煙を禁止するってどういうこと？  
どうして喫煙を禁止しなくちゃいけないの？

**A1** 横浜市ではこれまで、街の美化の観点から、空き缶や吸い殻等のポイ捨てや歩行中の喫煙をしないよう努力していただく「ポイ捨て防止条例」を設けて、取り組みを進めてきました。取り組みによって一定の効果がありましたが、街には残念ながら、まだ多くのポイ捨てごみや歩行喫煙者が見られます。

また、市民のみならず、たばこの火による火傷や服の焼け焦げの危険をご指摘いただく声を、多くいただいています。

そこで、これまで取り組んできた街の美観の観点に加えて、市民の安全の観点から、人通りの多い場所である、美化推進重点地区内で喫煙禁止地区を設けることにしました。



**Q6** 喫煙禁止地区ができるみたいだけど、今後、地区は増えるの？

**A6** 平成 20 年 1 月に指定した3か所(横浜駅周辺、みなとみらい21、関内)の取組を通じて、地区内の喫煙者や落ちている吸い殻が約半数に減少するなど効果が挙がっていること、また、地区拡大のご要望が多数寄せられていることなどを受け、平成 21 年 3 月 10 日から、横浜駅周辺地区の拡大、鶴見駅周辺及び東神奈川・仲木戸駅周辺地区の新設を行います。

今後も取組の検証を続けながら、特に人通りが多い場所については順次地区を増やしていきたいと考えています

<図表 1-9 市内鉄道駅の乗客数と喫煙禁止地区>

<状況>

喫煙禁止地区は美化推進重点地区の中から選ばれており、今後拡大される予定である。現在指定されている地区を含む駅乗客数との関係は右のとおりとなっている。

順位	駅名	1日平均乗客数	美化推進重点地区	喫煙禁止地区
1	横浜	1,078,151	○	○
2	戸塚	144,968	○	
3	長津田	123,606		
4	新横浜	118,720	○	
5	菊名	117,738		
6	あざみ野	114,820	○	
7	上大岡	106,655	○	
8	大船	91,876		
9	鶴見	78,108	○	○
10	関内	77,472	○	○
11	桜木町	76,063	○	○
27	東神奈川	29,354	○	○
57	京急鶴見	13,886	○	○
89	仲木戸	7,177	○	○

<参考>他政令市の取組状況

<図表 1-10 ポイ捨て・喫煙禁止に関する政令指定都市の取組>

<平成21年 2月調査>

	名称と罰則の有無	路上喫煙禁止に関する規定
札幌市	たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例 <喫煙制限区域内の公共の場所で「歩行中」又は「灰皿のない場所」での喫煙に対し過料(1,000円)>	喫煙制限区域外での禁煙は「努力規定」
仙台市	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 <罰則なし>	喫煙禁止の規定なし
さいたま市	路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てに関する条例 <路上喫煙禁止区域での路上喫煙に対し、指導・勧告→命令→過料(2,000円)>	路上喫煙禁止区域外での禁煙は「努力規定」
千葉市	千葉市路上喫煙等の防止に関する条例 <路上喫煙等禁止地区での路上喫煙等に過料(2,000円)> <空き缶等の散乱の防止に関する条例<罰金20,000円>	路上喫煙等禁止地区以外での禁煙は「努力規定」
川崎市	飲料容器等の散乱防止に関する条例 <散乱防止重点区域の中で飲料容器等を捨てた人に過料(2,000円)>	喫煙禁止の規定なし
新潟市	ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例 <路上喫煙制限地区での喫煙に対し、過料(1,000円)>	路上喫煙制限地区以外での路上喫煙禁止に関しては規定なし
静岡市	路上喫煙による被害等の防止に関する条例 <路上喫煙禁止地区において路上喫煙をした場合は過料(50,000円以下)>	路上喫煙による被害等防止を配慮する規定
浜松市	快適で良好な生活を確保する条例 <罰則なし>	路上禁煙について「努力規定」
名古屋市	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例 <路上禁煙地区における路上喫煙に過料(2,000円)> <空き缶等の散乱の防止に関する条例<罰金30,000円以下>	路上禁煙地区以外での禁煙は「努力規定」
京都市	路上喫煙等の禁止等に関する条例 <路上喫煙等禁止区域違反者に過料(1,000円)> 美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例<罰金30,000円以内>	路上喫煙禁止区域以外での禁煙は「努力規定」
大阪市	路上喫煙の防止に関する条例 <路上喫煙禁止地区での違反者に対して過料(1,000円)> 空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例	路上喫煙禁止地区以外での禁煙は「努力規定」
堺市	まちの美化を推進する条例 <罰則規定なし>	歩行中禁煙については「努力規定」
神戸市	ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例 <路上喫煙禁止地区での路上喫煙に過料(1,000円)>	路上喫煙禁止地区以外での禁煙は「努力規定」
広島市	ぼい捨て等の防止に関する条例 <喫煙制限区域で灰皿のない場所での喫煙に過料(1,000円)> <美化推進地区のポイ捨て、犬のふんの不始末も同様>	喫煙制限区域外での禁煙は「努力規定」
北九州市	(基本条例)迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 公共の場所における喫煙の防止に関する条例、空き缶等の散乱の防止に関する条例等 <迷惑行為防止重点地区での路上喫煙等対して過料(1,000円)>	迷惑行為防止重点地区以外の地区での喫煙は「努力規定」
福岡市	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 <路上禁煙地区の喫煙に過料(20,000円以下)>	歩行中禁煙については「努力規定」

政令指定都市では、市内全域を歩行喫煙禁止にしている都市はない。横浜市では、路上喫煙禁止区域以外では努力義務となっている。

なお、新宿区などでは受動喫煙防止や子どものやけど防止の観点から区内全域路上喫煙禁止となっている。

**2 項目 駅周辺の清掃**

**監査対象** 資源循環局、道路局、都市整備局、  
神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区

**監査対象とした理由等**

玄関口である鉄道駅及びその周辺は、市民や横浜を訪れる多くの人が利用するため、その清潔と美観の保持は、来訪者の横浜に対する印象を決定づけるとともに、美しいまちづくりのための重要な取組である。

そこで、鉄道駅周辺の清掃状況について、効率性などの視点から監査を実施した。

**監査・調査の結果等**

**1 取組の概要**

**(1) 内容**

多くの人が集まる駅周辺においては、街の美観を損なう空き缶等が散乱していることが多く、その土地の所有者が日常的な清掃を行っている。

横浜市では、利用客の多い駅を中心に「美化推進重点地区」を指定し、図表2-1の分担のとおり、資源循環局が中心となって清掃を行っている。

<図表2-1 駅周辺の清掃・所管部署による比較>

分担	資源循環局	神奈川区、保土ヶ谷区 及び磯子区	道路局 (各区土木事務所)※	都市整備局	
事業名	クリーンタウン横浜事業	クリーンタウン横浜事業	道路清掃事業	みなとみらい21 地区施設管理費 新横浜駅・北口周辺 地区総合再整備事業	
主管課	減量・美化推進課	地域振興課 又は地域協働課	道路局施設課及び 各区土木事務所	みなとみらい21 推進課 鉄道事業課	
根拠法令	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等 に関する条例		道路法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	
清掃箇所	美化推進重点地区内 17駅の周辺	美化推進重点地区を 中心とした9駅の周辺	山手駅など美化推 進重点地区以外の 20駅	桜木町駅及び 新高島駅 新横浜駅	
年間清掃日数	52日～208日	12日～149日	52日～104日	182日 366日	
19年度決算額	1億1,512万円	421万円	7,174万円	867万円 597万円	
実施方法	業務委託				
実施方法	公募型指名競争入札 及び指名競争入札	単独随意契約	公募型指名競争入札 及び指名競争入札	単独随意契約	

※ 平成19年度は道路局発注だが、平成20年度から土木事務所に発注業務を移管した。

<図表2-2 美化推進重点地区>

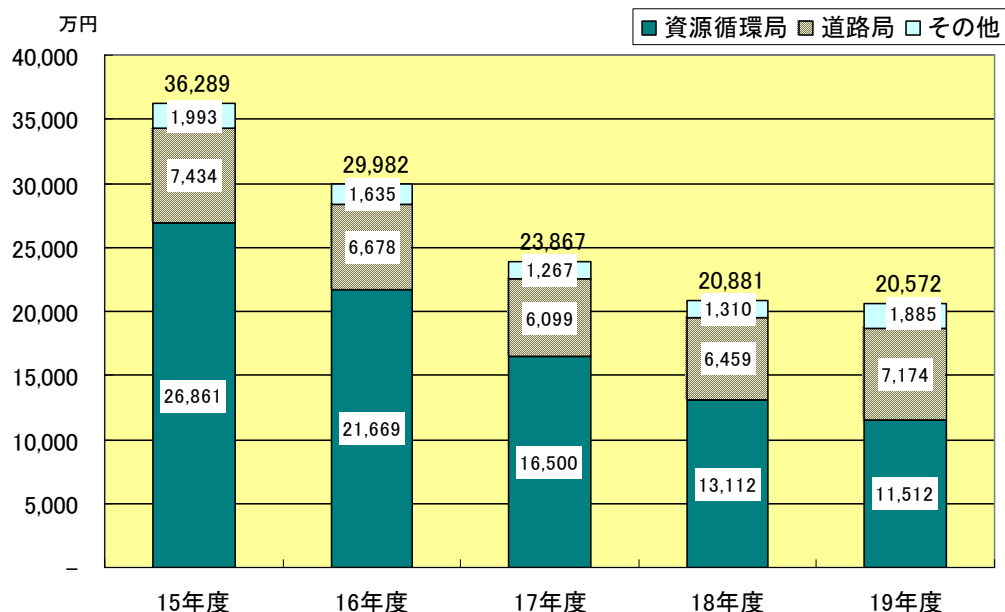
重点地区名	
横浜駅周辺	金沢文庫駅周辺
みなとみらい21	新横浜
関内	十日市場駅周辺
山下・元町	中山駅周辺
伊勢佐木・野毛	あざみ野駅周辺
鶴見駅周辺	中川駅周辺
東神奈川・仲木戸駅周辺	センター
弘明寺	戸塚駅周辺
上大岡・港南中央駅周辺	東戸塚駅周辺
天王町・星川駅周辺	本郷台駅周辺
鶴ヶ峰駅周辺	いずみ中央駅周辺
二俣川駅周辺	瀬谷駅周辺
磯子駅周辺	



(2) 事業費の推移

清掃委託費は減少が続いている。

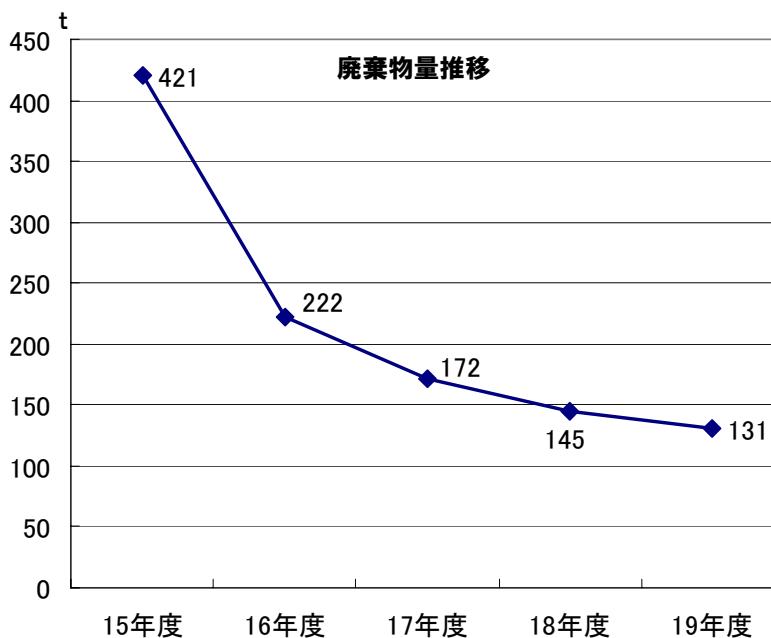
<図表 2-3 清掃委託費の推移>



(3) これまでの取組と成果

資源循環局で清掃を行っている美化推進重点地区で回収された廃棄物量は、過去5年間で約7割減少し、清掃頻度についても減少している。

<図表 2-4 廃棄物量及び清掃頻度の推移>



清掃頻度推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
都心部の駅周辺	年300日	年260日	年260日	年156日～208日	年156日～208日
身近な駅周辺	年132日～300日	年132日～300日	年132日～300日	年72日～219日	年50日～169日



コラム：「繁華街のごみを荒らすカラス対策」

都市化が進み、従来、山林で暮らしてきたカラスは、えさを求めて、人間が生活する街中や住居周辺まで飛んで来ています。

カラスは雑食性であり、人間が出したごみを餌として生きていくことができます。そのため、繁華街で出た大量の食物の残さを求め、ごみ置場の生ごみを食い散らかし、街中がひどく汚くなっているのをしばしば見かけます。



横浜中華街は、500m四方に中国料理店 239 店、飲食店 72 店をはじめ、626 店\*が存在する大繁華街であり、「横浜の顔」です。

左と下の写真は平成 20 年 10 月 3 日(金)朝 8 時過ぎの中華街大通り(メイン通り)の様子です。

昨日の営業で出たごみは早朝に回収され、店の前は既に清掃され、散水もされ、清潔になっています。

こうした取組によって、カラスにとってえさとなるごみがなくなり、ごみの散乱も減ります。

街の美化を進めることで、中華街のブランドイメージが上昇し、さらに魅力的な観光地になっていくことが期待されます。

※横浜チャイナタウンオフィシャルウェブサイトより  
(平成 18 年 7 月調査)



## 2 分析の結果

### (1) 駅周辺の清掃経費について

1 駅当たりの駅周辺の清掃経費が、都心部の駅周辺では、身近な駅周辺に比べて約 5 倍となっていることに関してアンケートを実施した。

<図表 2-5 都心部の駅と身近な駅の清掃経費の比較>

エリア	清掃範囲	清掃日数 (年間、委託分)	清掃経費 (年間、委託分)	清掃経費 (平成19年度実績)	
				1 駅当たり	(比率)
都心部	横浜駅、桜木町駅、関内駅、新横浜駅など11駅の周辺	104日～366日	約1億1,300万円	約1,030万円	(5.1倍)
身近な駅	新子安駅、保土ヶ谷駅、磯子駅などの主要13駅の周辺	52日～149日	約2,600万円	約200万円	—

※ 清掃日数及び清掃経費は、駅周辺の歩道清掃の数値。

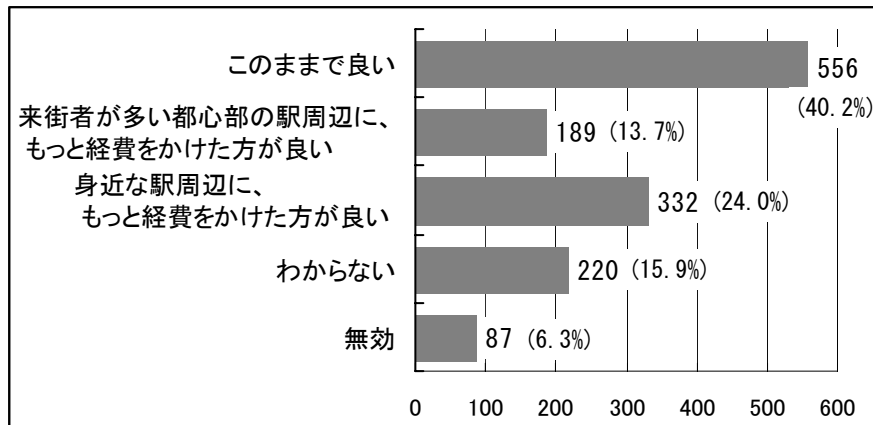
※ 「身近な駅」は、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区にある駅に限定しているため「図表2-1」の合計と一致しない。



■ 監査委員アンケートの結果

Q1 都心部の駅周辺の清掃経費（1駅当たり）が、身近な駅周辺に比べて約5倍  
 となっていますが、どのように考えますか？

(回答者数 1,384人)



<傾向>

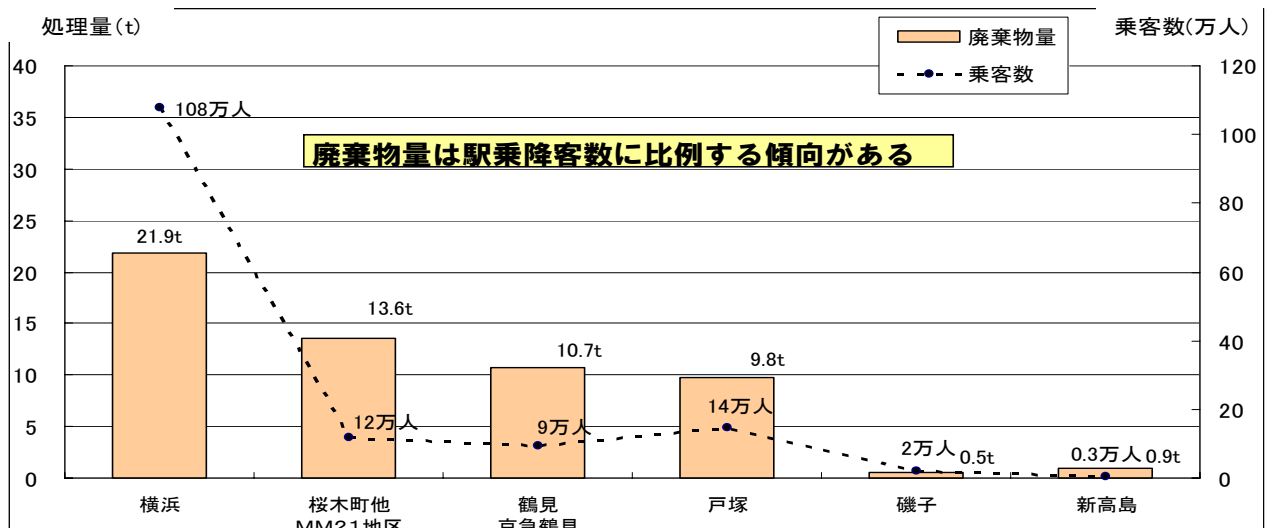
都心部の駅の清掃経費が身近な駅に比べて約5倍となっていることに関して、「この  
 ままで良い」とする意見が40.2%である一方、「身近な駅周辺にもっと経費をかけたほ  
 うが良い」(24.0%)「来街者が多い都心部の駅周辺にもっと経費をかけたほうが良い」  
 (13.7%)と変更を望む声も同程度の37.7%である。

厳しい財政状況の中、ポイ捨ての多い地区に経費を重点配分するなど効率的な清掃委  
 託の執行が求められている。

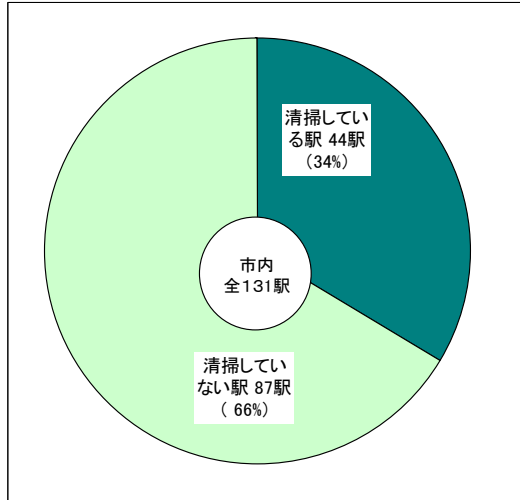
ア 駅周辺から発生する廃棄物量について（資源循環局）

駅周辺の清掃は、市内の131駅のうち、34%の44駅周辺の清掃を行っている。  
 また、廃棄物量は、駅周辺の通行者数や駅前広場や商業施設の有無など、その他の要  
 因の影響があるものの、駅の乗客数に比例する傾向がある。

<図表2-6 駅乗客数と廃棄物量の関係>



<図表2-7 駅周辺の清掃をしている駅の割合>



※監査対象区局の集計  
(市営地下鉄グリーンラインを除く)

<図表2-8 市内鉄道駅の乗客数上位20駅>

順位	駅名	1日平均乗客数(人)	清掃分担	美化推進重点地区
1	横浜	1,078,151	資源循環局・神奈川区	○
2	戸塚	144,968	資源循環局	○
3	長津田	123,606	清掃していない	
4	新横浜	118,720	資源循環局・都市整備局	○
5	藤名	117,738	清掃していない	
6	あざみ野	114,820	青葉区※1	○
7	上大岡	106,655	港南区・都市整備局	
8	大船	91,876	清掃していない	
9	鶴見	78,108	資源循環局	○
10	関内	77,472	資源循環局	○
11	桜木町	76,063	資源循環局・都市整備局	
12	日吉	68,008	清掃していない	
13	東戸塚	57,047	道路局※2	○
14	青葉台	55,345	道路局※2	
15	綱島	53,070	清掃していない	
16	新杉田	52,888	磯子区	
17	二俣川	40,450	旭区	○
18	鴨居	39,540	道路局※2	
19	金沢文庫	37,190	資源循環局	○
20	石川町	34,919	資源循環局	○



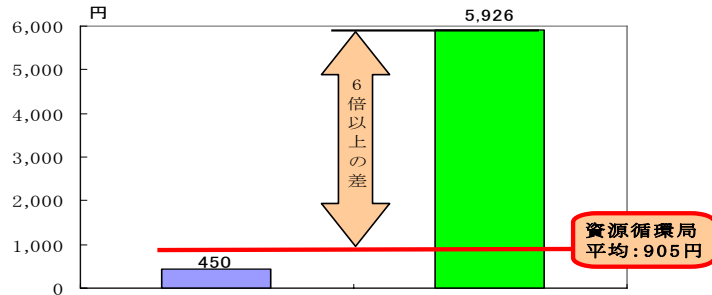
順位	駅名	1日平均乗客数(人)	清掃理由	委託料	地元要望
104	北新横浜	4,350	道路局※2	委託料 116万円	地元要望
108	子安	3,921	神奈川区	委託料 66万円※3	地元要望
113	新高島	2,841	都市整備局	委託料 277万円	公道未移管・周囲に商業施設が集積

地元要望等を受け、乗客が少なくても駅周辺の清掃を行っている。

※1区の美化推進員による清掃活動  
※2平成20年度からは区土木事務所に事務移管  
※3子安駅ほか3駅周辺の清掃委託料の合計金額

駅周辺の清掃委託については、駅周辺にポイ捨てされるごみ量の少ない駅にも一定の清掃頻度の清掃を実施していたため、キロ当たりの委託の差が生じていたが、平成20年度より清掃頻度を年間52日から36日に削減し、委託料を削減した。

<図表2-9 収集ごみ1キロ当たりの委託料比較(資源循環局分)>



1キロ当たり委託料	資源循環局	
	最も少ない	最も多い
廃棄物回収量	9.8t	0.48t
清掃面積	2,980㎡	6,110㎡
清掃単価	8円/㎡	7円/㎡
清掃経費	440万円	284万円
清掃頻度	78日/年	52日/年

イ 清掃委託契約の効率性及び経済性について

<課題>

東神奈川駅などの3か所の駅周辺では、異なる区局が発注した清掃委託で清掃範囲が重複している。 ⇒ 監査の結果等【改善要望事項】(P11 参照)

<図表2-10 駅周辺の清掃委託 清掃範囲の重複状況>

	担当部署			重複部分
	資源循環局 減量・美化推進課	※神奈川区 土木事務所	区役所 地域振興課	
東神奈川駅周辺		○	○	かなっくウォーク
横浜駅周辺	○		○	鶴屋町1丁目・2丁目地区内歩道
磯子駅周辺	○		○	駅前歩道橋

※ 平成20年度に、道路局施設課から区役所土木事務所へ業務移管

<図表2-11 重複部分の例：東神奈川駅「かなっくウォーク」>



<監査期間中の対象区への対応>

横浜駅周辺地区(資源循環局及び神奈川区)及び磯子駅周辺地区(資源循環局及び磯子区)では、平成21年度の委託より清掃範囲を見直し、重複部分を解消した。

(2) 契約事務について(保土ヶ谷区及び磯子区)

財団法人横浜市シルバー人材センターと随意契約する場合は、横浜市契約規則により、機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約の相手方等を公表することとされている。

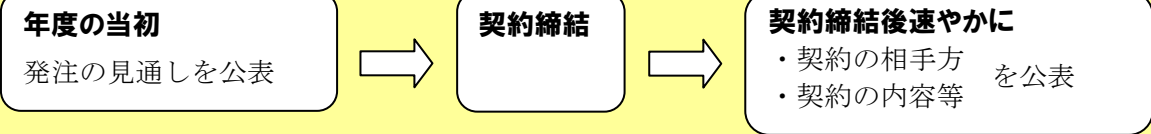
<課題>

保土ヶ谷区及び磯子区発注の「クリーンアップ横浜事業清掃委託」では、財団法人横浜市シルバー人材センターに随意契約で業務を委託しているが、契約の内容等を公表していない。 ⇒ 監査の結果等【指摘事項】(P10 参照)

<監査期間中の対象区への対応>

磯子区では平成 21 年 2 月に、保土ヶ谷区では同年 3 月に、横浜市ホームページにて契約の相手方等を公表した。

**横浜市が(財)横浜市シルバー人材センターに対し随意契約する場合の事務の流れ**



平成 16 年 5 月の地方自治法施行令の改正により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号においてシルバー人材センター等に対し規則で契約手続きにより随意契約ができることとされた。

**地方自治法施行令**

**第百六十七条の二** 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第 1 号及び第 2 号省略

三・・・(省略)・・・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約  
(以下省略)

横浜市契約規則では、同団体に対して随意契約する場合には、機会均等、透明性及び公正性を確保するため、事前及び事後に契約の相手方などを公表することとされている。

**横浜市契約規則**

第 27 条の 3 令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により随意契約を締結しようとし、又は締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法(令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により随意契約を締結しようとする場合に限る。)
- (3) 契約の締結状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(3) 産業廃棄物処理委託事務について（神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区、道路局及び都市整備局）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の処理を委託する際は、排出事業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付、保管及び確認することとなっている。

<課題>

駅周辺の清掃委託のうち、図表 2-12 の鶴見区施設清掃委託ほか 20 件で、清掃委託により生じた廃棄物を一般廃棄物として取り扱っていたため、産業廃棄物の処理の際に必要な産業廃棄物管理票を交付、保管及び確認していなかった。

⇒ 監査の結果等【指摘事項】（P10 参照）

<図表 2-12 駅周辺の清掃委託での産業廃棄物管理票の交付及び保管状況>

委託名	所管	産業廃棄物 処理量 (t)	マニフェスト	
			交付の有無	保管の有無
鶴見区施設清掃委託	道路局施設課	9.38	無	無
神奈川区施設清掃委託	道路局施設課	0.42	無	無
西区施設清掃委託	道路局施設課	0.58	無	無
中区施設清掃委託	道路局施設課	0.25	無	無
港南区施設清掃委託	道路局施設課	0.26	無	無
保土ヶ谷区施設清掃委託	道路局施設課	0.96	無	無
旭区施設清掃委託	道路局施設課	6.49	無	無
磯子区施設清掃委託	道路局施設課	0.49	無	無
金沢区施設清掃委託	道路局施設課	0.02	無	無
港北区施設清掃委託	道路局施設課	0.30	無	無
緑区施設清掃委託	道路局施設課	0.09	無	無
青葉区施設清掃委託	道路局施設課	0.10	無	無
都筑区施設清掃委託 (その1)	道路局施設課	0.10	無	無
都筑区施設清掃委託 (その2)	道路局施設課	0.16	無	無
戸塚区施設清掃委託	道路局施設課	0.10	無	無
泉区施設清掃委託	道路局施設課	0.10	無	無
桜木町駅前歩行者広場等管理運営業務委託	都市整備局 みなとみらい21推進課	産業廃棄物として排出せず	無	無
クリーンタウン横浜事業清掃委託 (鶴屋町他)	神奈川区地域振興課	産業廃棄物として排出せず	無	無
クリーンタウン横浜事業清掃委託	神奈川区地域振興課	産業廃棄物として排出せず	無	無
クリーンタウン横浜事業清掃業務委託	保土ヶ谷区地域協働課	産業廃棄物として排出せず	無	無
クリーンタウン横浜事業清掃委託 (磯子区)	磯子区地域振興課	産業廃棄物として排出せず	無	無

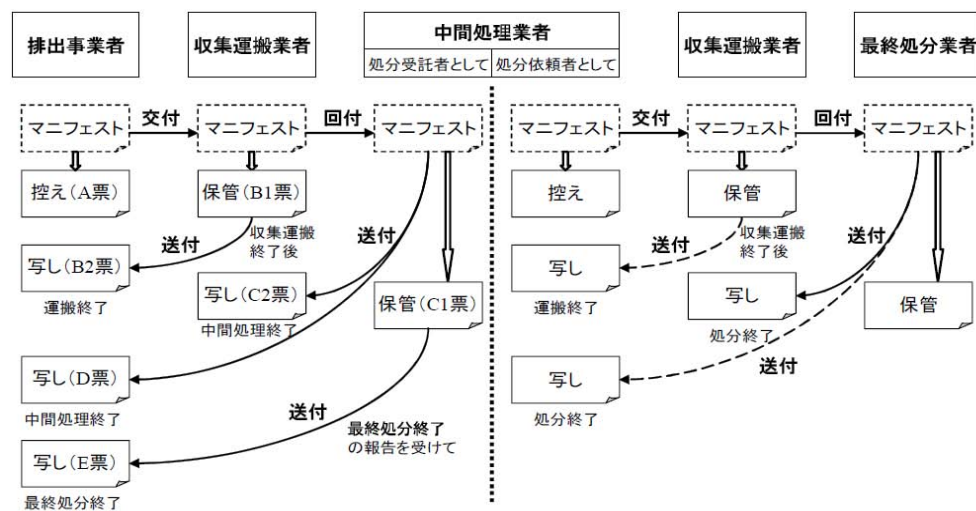
**【産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の交付、保管等】**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物の運搬、処分を他人に委託する場合は、マニフェストを交付し、運搬、処分の終了後に受託者から送付されたマニフェストで運搬、処分の状況を把握することとなっている。

排出事業者はマニフェストを5年間保存することが義務付けられている。

なお、横浜市が発注した業務委託での排出事業者は、横浜市長である。

**<産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の流れ (例) >**





**3 項目 公園の美化**

**監査対象** 環境創造局、港湾局、  
神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区

**監査対象とした理由等**

公園及び港湾緑地は市民の憩いの場であると同時に、横浜に来街される人にとっても観光名所の1つとなっている。そこで、公園清掃などの美化に向けた取組の経済性、効率性及び費用対効果について監査を行った。

**まちの美化の現状等**

**1 取組の概要**

**(1) 内容**

公園は、法的には都市公園法による「公園」と「港湾法による緑地」（以下、港湾緑地とする）に大別される。「公園」は環境創造局及び各区土木事務所が所管し、「港湾緑地」は港湾局が所管する。

ここで扱う公園の美化とは、公園及び港湾緑地の日常管理のうち、園地清掃、緑地管理、草刈、花壇の手入れなどの取組とする。

<図表3-1 公園の種類と所管区局>

平成20年3月31日現在

	代表例	根拠法	公園数	所管区局	管理状況
公園	山下公園 港の見える丘公園	都市公園法	2,556	環境創造局 (67公園)	業務管理(含委託) 指定管理者制度
	身近な小規模の公園			各区土木事務所 (2,489公園)	業務管理(含委託) 公園愛護会活動
港湾緑地 ※	赤レンガパーク 臨港パーク	港湾法	7	港湾局	業務管理(含委託) 指定管理者制度

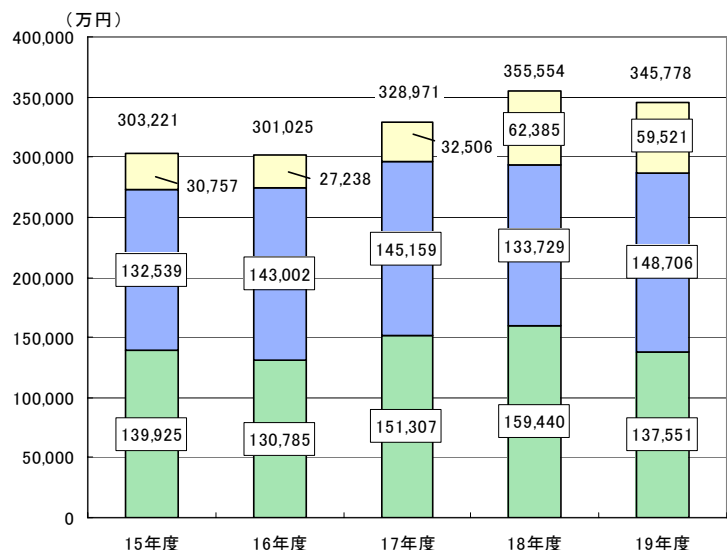
※ 港湾緑地のうち、特に来訪者が多い赤レンガパーク、新港パーク・新港中央広場付近、臨港パーク、自動車・運河パーク、日本丸メモリアルパーク、八景島及び金沢幸浦地区等緑地を扱うものとする。

**(2) 事業費の推移**

公園及び港湾緑地の美化など維持管理に関する経費の決算額は、右のとおりである。

※ 指定管理者制度の経費は、美化にかかる経費も含め維持施設管理等の全体事業費である。

<図表3-2 美化など維持管理にかかる経費の推移>



■ 公園(委託) ■ 指定管理者制度 ■ 港湾緑地(委託)

(3) 公園（環境創造局及び各区土木事務所所管）

ア 管理主体

(ア) 管理主体の多様化

美化を含む公園の日常管理は、次のとおり管理主体等が変更されてきた。

- ・平成16年度 指定管理者制度の導入
- ・平成17年度 機構改革（小規模な公園の所管換え）

環境創造局公園緑地事務所 → 各区土木事務所

市内には、2,556公園（平成19年度末）があり、大規模な67公園のうち、25公園を指定管理者が管理し、42公園を環境創造局公園緑地事務所（以下公園緑地事務所という。）が管理している。

また、小規模な2,489公園を各区土木事務所が管理している。

<図表3-3 公園の管理主体等の推移>

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
			指定管理者制度導入	機構改革 (小規模な公園の所管換えなど)		
大規模な公園  19年度末 67公園	指定管理者が管理する公園の数		3か所	11か所	21か所	25公園
	公園緑地事務所	緑政局公園緑地事務所(4か所)	緑政局公園緑地事務所(4か所)	環境創造局公園緑地事務所(2か所)	環境創造局公園緑地事務所(2か所)	環境創造局公園緑地事務所(2か所)
	公園詰所	26か所	24か所	20か所	17か所	42公園
小規模な公園  19年度末 2,489公園	指定管理者が管理する公園の数					2,489公園
	各区土木事務所			各区土木事務所(18か所)	各区土木事務所(18か所)	各区土木事務所(18か所)
	作業詰所	16か所	16か所			

※ 指定管理者が管理する公園数は、園地全体を管理する公園の箇所数である。（山手イタリア山庭園及び元町公園を除く）

※ 「公園詰所」とは、大規模な公園の管理をするために、その公園ごとに設置する公園管理詰所

※ 「作業詰所」とは、公園詰所のある公園を除き、管轄内にある複数の公園を管理するために設置する詰所

(イ) 美化の取組

大規模な公園では主に美化の取組みを業務委託で行い、小規模な公園における日常清掃等は、主に市民ボランティアである公園愛護会で行っている。各区土木事務所では、公園愛護会の活動を支援している。

また、指定管理者制度に移行した公園については、指定管理者と横浜市との維持管理の水準書等に基づき美化の取組が行われている。

イ 公園は花でいっぱい（花壇の管理）

環境創造局では、都心部にある観光客が多く訪れる公園については、季節ごとに花壇の植替えを行っている。平成 19 年度は、山下公園ほか 9 公園（※）に対して約 3,000 万円支出した。

特に、横浜公園のチューリップまつり（5 月頃開催）では、市民ボランティアによって毎年球根が植えられ、観光フェスティバルの目玉となっている。

※ 港の見える丘公園、横浜公園、大通り公園、根岸森林公園、本牧臨海公園、本牧市民公園、グランモール公園、三ツ沢公園及びこども植物園である。

「バラ」の花は市政 100 周年、開港 130 周年を記念して「市の花」として制定された。開港 150 周年を迎える平成 21 年度では、新種のバラを「はまみらい」と命名し、2,000 本を植樹予定である。



<山下公園沈床花壇・バラ>



<横浜公園・チューリップ>

横浜には、お花見を楽しむことができる次のような公園が数多くある。

<図表 3-4 お花見のできる公園（梅・桜・バラ）>

梅	岡村公園	桜	弘明寺公園	桜	三ツ沢公園
梅・桜	大倉山公園	桜	桜台公園	桜	元町公園
梅・桜	こどもの国	桜	幸ヶ谷公園	桜	元町百段公園
梅・桜	こども自然公園	桜	たちばな台公園	桜	山手公園
梅・桜	久良岐公園	桜	綱島公園	バラ	港の見える丘公園
梅・桜	三溪園	桜	富岡総合公園	バラ	山下公園
梅・桜	根岸森林公園	桜	野毛山公園	バラ	横浜市こども植物園
梅・桜	横浜市児童遊園地	桜	野島公園		
桜	掃部山公園	桜	太尾堤緑道		

花の見頃：梅（2月～3月上旬）、桜（4月上旬）、バラ（5月中旬～6月中旬）



(4) 港湾緑地（港湾局所管）

ア 管理主体

「桜木町・みなとみらい21地区」や「八景島」等にある市民や観光客が多く訪れる港湾緑地では、業務委託又は指定管理者により美化に取り組んでいる。

<図表3-5 港湾緑地の管理主体>



<赤レンガパーク>

港湾緑地など	所在	面積(㎡)	管理主体
赤レンガパーク	中区	54,197	港湾局
新港パーク・ 新港中央広場ほか	中区	33,702	港湾局
汽車道・運河パーク	西区	18,569	港湾局
臨港パーク	西区	69,000	指定管理者
日本丸メモリアルパーク	西区	38,100	指定管理者
八景島	金沢区	139,000	指定管理者
金沢幸浦地区等緑地	金沢区	156,059	港湾局

(ア) 業務委託による美化

市民や観光客などが数多く利用する赤レンガパーク等では、次のとおり清掃や緑地管理が行われている。

<図表3-6 港湾緑地 業務委託による美化>

平成19年度実績

港湾緑地など	管理主体	緑地管理	清掃頻度	1㎡当たりの 美化経費(円)
赤レンガパーク	港湾局	除草年3回/芝刈年3回	366回/年	383
新港パーク・ 新港中央広場ほか	港湾局	除草年3回/芝刈年3回	156回/年	
汽車道・運河パーク	港湾局	除草年2回/芝刈年3回	208回/年	
金沢幸浦地区等緑地	港湾局	除草年1回/草刈年2回	24回~60回/年	172

(イ) 指定管理者による美化

臨港パーク等などの港湾緑地では、平成18年度より指定管理者制度を導入し横浜市との協定に基づき、港湾緑地に対して次のような内容による日常管理等を行っている。

<図表3-7 港湾緑地 指定管理者による美化>

平成19年度実績

港湾緑地など	管理主体	緑地管理	清掃頻度	1㎡当たりの 美化経費(円)
臨港パーク	指定管理者	除草年2回/芝刈年3回	366回/年	917
日本丸メモリアルパーク	指定管理者	除草年2回/芝刈年5回	毎日(除く休館日)	8,791
八景島	指定管理者	除草年1回~6回	156回~188回/年	916

イ 公園前面の海上の清掃

特に来訪者が多い山下公園や臨港パーク等の公園前面水域では、その景観を保つため、毎日、清掃船を使用して海上清掃を行っている。港湾局では、その他に、横浜港全域の海上浮遊ごみの清掃を、年間を通じて土休日を除く毎日行っている。横浜港全域で回収されたごみの量は<図表3-8>のとおりである。

また、これら海上清掃にかかる費用は平成19年度実績で1億6,147万円であった。

<図表 3-8 海上浮遊ごみ収集実績>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般ごみ (t)	550	572	559	423	328
不燃ごみ (m <sup>3</sup> )	57	89	58	71	200
タイヤ (本)	278	169	191	186	147



<山下公園前・海上清掃（清掃船）>



**コラム：国際橋下遊歩道 落書き対策**

街の中で、標識、コンクリートの橋脚、道路のガードレール等に描かれた落書きを見かけたことはありませんか？  
いつ、誰が書いているのでしょうか？  
また、誰が消しているのでしょうか？



<落書きがされた国際橋下遊歩道>



<落書きのなくなった国際橋下遊歩道>

新港パークからコスモワールドへ抜ける通路となっている国際橋の周囲は落書きの多発地帯でした。

しかし、壁面に落書きされても消去が簡単にできる特殊な加工を施したところ、落書きは減少しました。

落書き対策は、早期発見及び早期消去が原則です。落書きしても、すぐに発見・消去されると分かると、落書きする人のヤル気を減退させることが期待されます。いずれにしても、「落書き」はその消去に多大な経費と労力を要するものです。落書きを“しない”、“させない”事が大切です。

※ 落書きは犯罪であり、「器物損壊罪」が成立し、懲役3年以下、罰金30万円以下の刑が科せられます。

## 2 分析の結果

### (1) 観光客が多く訪れる公園の美化について

山下公園と港の見える丘公園を例として、大規模な公園に対する美化の経費と身近な小規模の公園の経費とを監査委員アンケートを実施して比較した。

<図表3-9 公園美化の経費比較>

(単位:万円)

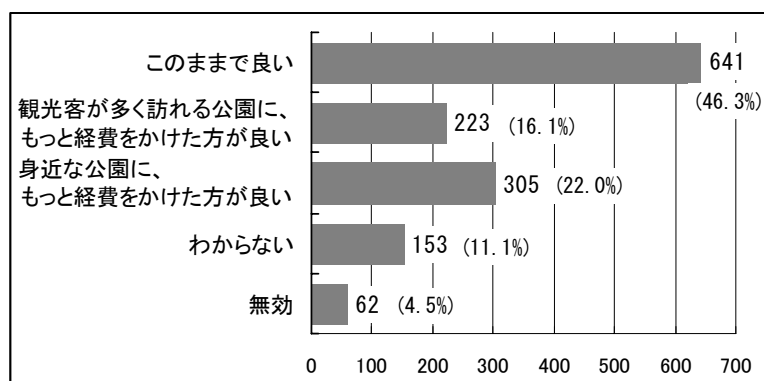
	面積(m <sup>2</sup> )	委託費用				愛護会費	合計金額	1㎡当たり	
		花壇費用	緑地管理	園地清掃	トイレ清掃			(単位:円)	(比率)
山下公園	74,121	454	393	2,393	907	0	4,148	560	(4.4倍)
港の見える丘公園	57,765	498	839	334	721	0	2,393	414	(3.3倍)
3土木事務所計	<b>1,113,528</b>	<b>0</b>	<b>11,297</b>	<b>356</b>	<b>942</b>	<b>1,593</b>	<b>14,187</b>	<b>127</b>	—
神奈川土木事務所	415,918	0	4,036	356	622	588	5,602	135	
保土ヶ谷土木事務所	377,056	0	4,610	0	242	625	5,476	145	
磯子土木事務所	320,554	0	2,651	0	78	380	3,109	97	

※ 「身近な小規模の公園」は、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区の3区が管理する公園(420か所)である。

※ 2月に行なったアンケート時の金額からを一部訂正しているものがある。

### ■ 監査委員アンケートの結果

Q3 観光客が多く訪れる山下公園などの美化の経費(公園面積1㎡当たり)が、身近な公園に比べて約3~5倍となっていますが、どのように考えますか?



(回答者数 1,384人)

### <状況>

「このままで良い」が46.3%で、最も多く、「身近な公園にもっと経費をかけた方が良い」が22.0%、「観光客が多く訪れる公園にもっと経費をかけた方が良い」が16.1%、「わからない」及び「無効」が併せて15.6%であった。

市民の多くは現状に理解を示しつつ、「観光客が多く訪れる公園」又は「身近な公園」にもっと経費をかけた方が良いと変化を望む意見もある(合計38.1%)。

⇒ 監査の結果等【意見】(P12参照)



<山下公園>



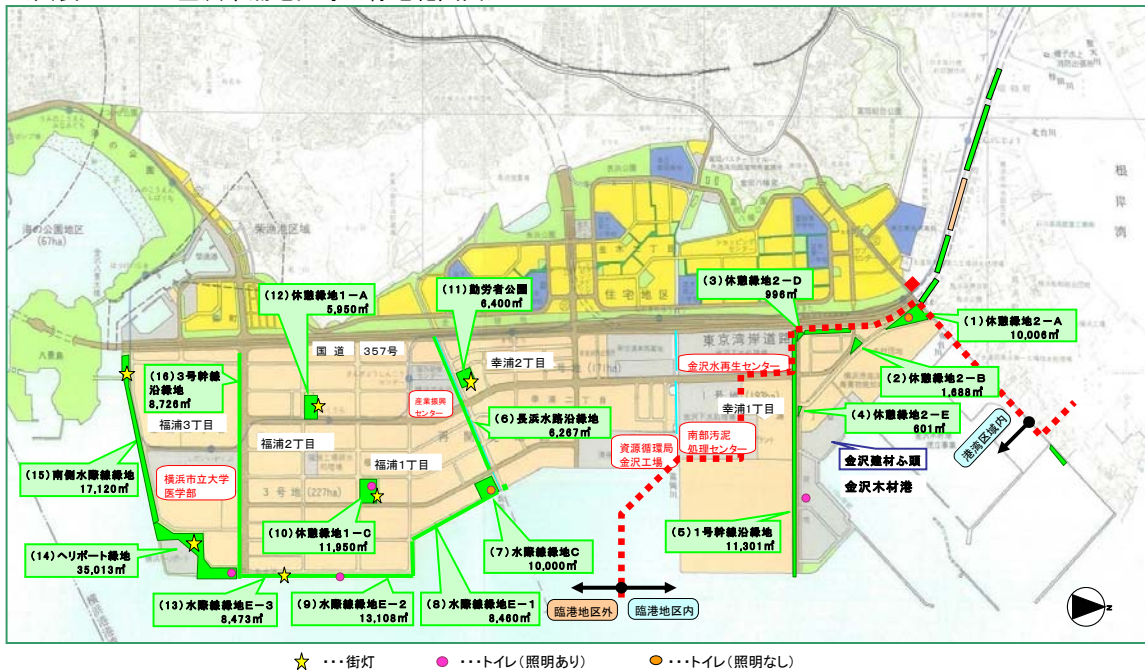
<港の見える丘公園>



(2) 金沢幸浦地区等の港湾緑地

金沢工業団地内などには、比較的小規模な港湾緑地 16 か所 (約 16 万㎡) が点在し、そのうち 11 か所 (約 13 万㎡) の緑地が臨港区域外となる。

<図表3-10 金沢幸浦地区等の緑地範囲図>

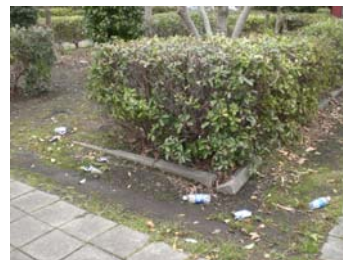


これらの港湾緑地は、外見上は身近な小規模の公園でありながら、区土木事務所の所管でなく公園愛護会が結成されていない。日常の美化活動は、専ら港湾局の業務委託によって行われている。1㎡当たりの美化の経費の経年比較は、次のとおりである。

<図表3-11 港湾緑地 金沢幸浦地区等業務委託1㎡単価>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1㎡当たりの美化の経費(円)	319	261	235	233	172

※ 磯子区の港湾緑地(5か所)を含む



<金沢幸浦地区等の港湾緑地での散乱ごみ>

<課題>

金沢幸浦地区等の港湾緑地は小規模の公園に類似しながら、市民ボランティア(公園愛護会など)による美化活動の制度が存在しない。 ⇒ 監査の結果等【改善要望事項】(P12参照)

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の確認

ア 公園

市内の公園清掃で排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分の 10 委託に関してマニフェストの有無を調査し、関連する委託契約につきマニフェストの写しが保管されていることを確認した。

<課題>

公園の廃棄物運搬・処分委託において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の保管がなく、概算数量で精算が行われているものがあつた。 ⇒ 監査の結果等【指摘事項】（P10 参照）

イ 港湾緑地

海上及び港湾緑地に係る清掃委託に関するマニフェストを抽出して確認したところ、次のような状況であつた。

<図表 3-12 海上清掃、港湾緑地清掃等のマニフェスト>

平成19年度実績

委託名	産業廃棄物 処分量	マニフェスト	
		交付の有無	保管の有無
海上清掃業務委託	376㎡	有（一部無）	有（一部無）
金沢区域海上清掃業務	36㎡	有	有
赤レンガパーク等清掃業務委託	7.3t	無	無
金沢幸浦地区等緑地等清掃業務委託	11.5t	無	無

<課題>

港湾緑地に関する清掃業務委託に関して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び保管を行っていないものがあつた。 ⇒ 監査の結果等【指摘事項】（P10 参照）



コラム：「花のある風景 ほどがや花憲章」

保土ヶ谷区では独自に「ほどがや花憲章」を制定して花壇充実に努めています。

「フラワーメイト」と呼ばれるボランティアグループを募り、「へそ花壇」や区役所周辺花壇への水やりなどの維持管理を通年実施しています。

また、毎年「花フェスタ」を開催し、花苗を区民に無料配布しています。



<平成 20 年度 花フェスタ>



**4 項目 公衆トイレの清掃**

**監査対象** 資源循環局、環境創造局、港湾局、  
神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区

**監査対象とした理由等**

市民や横浜を訪れた人々が気持ち良く利用できるように、公衆トイレの清潔を保持することは、美しいまちづくりのための重要な取組である。

そこで、公衆トイレの清掃について、有効性、経済性などの視点で監査を実施した。

**監査・調査の結果等**

**1 取組の概要**

**(1) 内容**

横浜市では、市民や横浜を訪れた人々が利用する公衆トイレを清潔に保つため、清掃を行っている。

清掃を所管する区局は、駅前広場や公園などの設置場所ごとに右表のとおりある。

なお、港湾局が所管する公衆トイレは、特に市民や観光客等が多く訪れる港湾緑地などに設置されているものを対象とした。

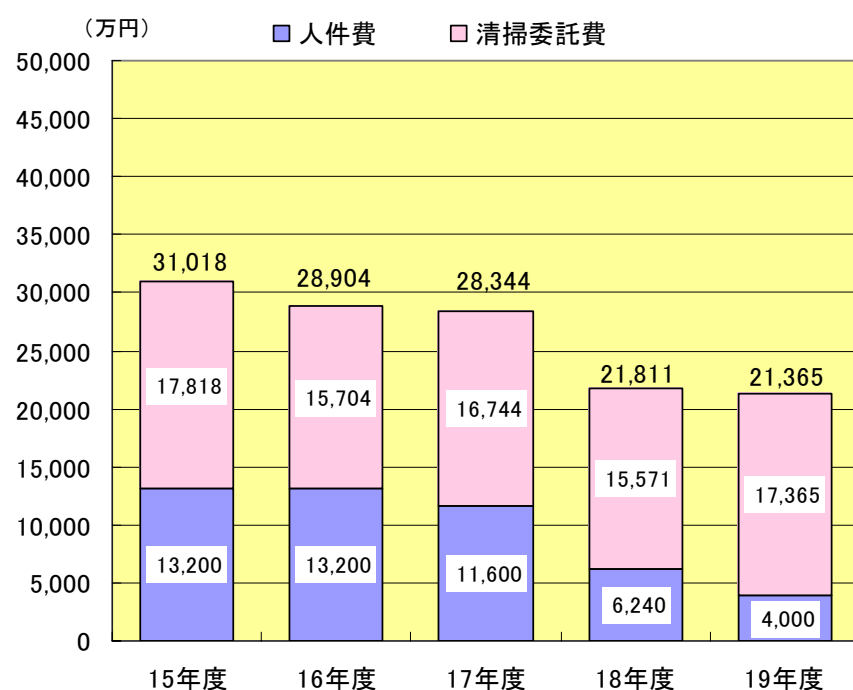
<図表4-1 公衆トイレの担当区局等>

設置場所		所管区局	トイレ棟数
駅前や人通りの多い場所等		資源循環局	86
公園	大規模公園など	環境創造局	174
	身近な公園など	各区土木事務所	360
港湾緑地など		港湾局	19

**(2) 事業費の推移**

各区局の「公衆トイレ清掃委託費」及び資源循環局の「公衆トイレの管理にかかる職員等の人件費(嘱託員のみ)」での決算額(合計)は、次のとおり推移している。なお、公衆トイレの清掃以外の管理も含めて一括で契約している、指定管理者による費用は除いている。

<図表4-2 委託費と人件費 決算額の推移>



決算額が、平成16年度以降、順次減少しているのは、主に次の理由による。

- ・指定管理者への移行による委託費の減少
- ・資源循環局で直営から委託に変更したことによる人件費の減少

※ 人件費は、各年度の平均単価(決算額概算)より算出した。

(3) 駅前などの公衆トイレの清掃（資源循環局所管）

駅前や人通りの多い場所などにある公衆トイレ 86 か所を資源循環局が管理している。

その中で、関内地区や横浜駅のある中区や西区は、観光客も多い都心部であるため、多くの公衆トイレを設置している。



<関内駅南口公衆トイレ>

<図表 4-3 公衆トイレの棟数> (19 年度末)

設置区	トイレ棟数	設置区	トイレ棟数
鶴見区	5	港北区	4
神奈川区	5	緑区	4
西区	12	青葉区	6
中区	16	都筑区	4
南区	6	戸塚区	5
港南区	1	栄区	3
保土ヶ谷区	2	泉区	0
旭区	1	瀬谷区	1
磯子区	7		
金沢区	4	計	86

資源循環局では、北部事務所の職員（直営）にてトイレ清掃を行ってきたが、平成 17 年度から清掃業務の委託化を進め、平成 20 年度にはすべての公衆トイレで委託化が完了した。

【民間企業等の清掃協力】

都心部の公衆トイレの中で、横浜駅前と中華街などの 6 か所では、民間企業等の清掃協力を受け、清潔で快適なトイレを維持している。なお、横浜アリーナ公衆トイレでは、民間企業等の清掃協力だけで、市の委託による清掃は行っていない。

<図表 4-4 民間企業等が清掃している公衆トイレ>

区	民間企業等が清掃している公衆トイレ	民間企業等	清掃回数
西区	横浜駅西口公衆トイレ	相鉄企業(株)	6 回/日（日曜日以外） 7 回/日（日曜日のみ）
	横浜駅東口駅前広場公衆トイレ	横浜駅東口振興協議会	9～10 回/日（点検も含む）
	横浜駅東口タクシープラザ公衆トイレ	横浜新都市センター(株)	9～10 回/日（点検も含む）
中区	山下町公衆トイレ	横浜中華街発展協同組合	1 回/日（土・日のみ）
	中華街東門公衆トイレ		2 回/日（日曜日のみ）
港北区	横浜アリーナ公衆トイレ	(株)横浜アリーナ	2 回/日



<横浜駅東口駅前広場公衆トイレ>



<山下町公衆トイレ>



(4) 公園トイレの清掃（環境創造局、各区土木事務所所管）

市内 388 の公園にある公衆トイレ（以下「公園トイレ」）は、公園を管理する各区土木事務所や環境創造局の公園緑地事務所が業務委託により清掃を行っている。

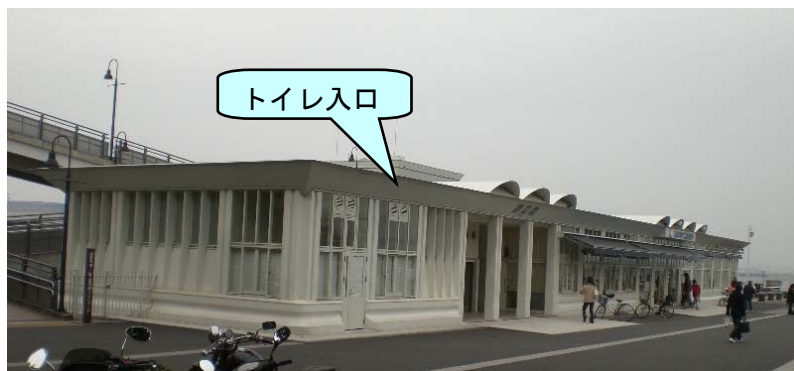
なお、指定管理者制度を導入した公園では、指定管理者が清掃を行っている。

【山下公園レストハウス 民間企業によるトイレ清掃】

山下公園レストハウスに併設するトイレは、事業者である㈱ローソンが清掃を行っている。この事業者は、環境創造局が実施した公募により選定された。

公募は、レストハウスの利用者サービスを向上するため、民間のノウハウを生かした売店機能を導入するために実施した。

- ア 事業者 株式会社 ローソン
- イ 施設名 山下公園レストハウス ハッピーローソン山下公園店
- ウ 施設内容 売店、カフェ（軽飲食）、無料休憩スペース、トイレ
- エ 管理許可 都市公園法に基づいた管理許可（許可期間 5 年間）



<レストハウス（トイレ側）>



<レストハウス（無料休憩スペース、売店側）>



(5) 港湾緑地トイレの清掃（港湾局所管）

港湾緑地などの中で、特に市民や観光客が多く訪れる緑地にある公衆トイレ（以下「港湾緑地トイレ」）では、業務委託又は指定管理者による清掃を行っている。

<図表4-5 緑地トイレ 清掃方法等>

港湾緑地など	設置区	管理主体 (清掃方法)	トイレ棟数
臨港パーク	西区	指定管理者	2棟
日本丸メモリアルパーク	西区	指定管理者	1棟
新港パーク	中区	港湾局 (業務委託)	1棟
八景島	金沢区	指定管理者	9棟
金沢幸浦地区等の緑地	金沢区	港湾局 (業務委託)	6棟

※ 港湾緑地とは、港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾施設である。



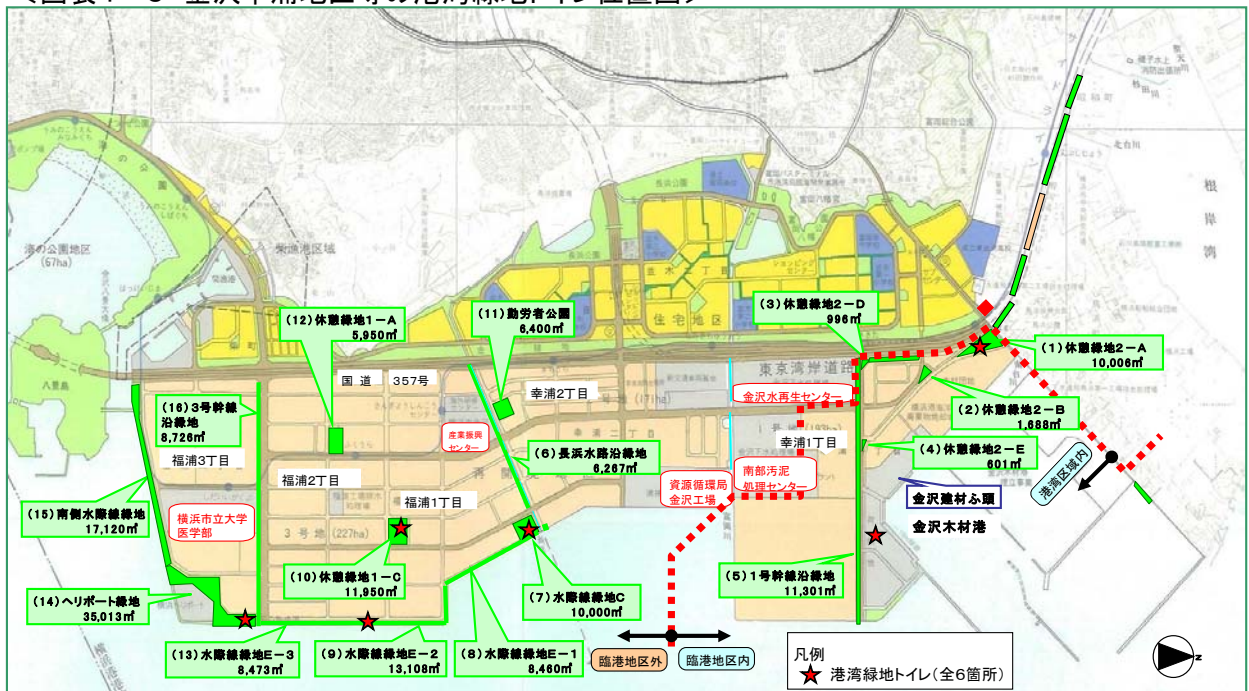
<臨港パークのトイレ>



<金沢幸浦地区等のヘリポート緑地のトイレ>

金沢工業団地内などの金沢幸浦地区等にある 16 緑地の中で、6 緑地に 6 棟の港湾緑地トイレが設置されている。

<図表4-6 金沢幸浦地区等の港湾緑地トイレ位置図>



## 2 分析の結果

### (1) 公衆トイレなどの設置状況

街や公園等を訪れた市民や観光客（外国人を含む）にとって、公に設置されたトイレを必要とときに気持ち良く利用できることが大切である。

今回対象とした区別の公衆トイレ設置状況は次のとおりである。観光客も多い都心部の中区と西区や、昼間人口が多い区に公衆トイレが多く設置されている。

<図表 4-7 公衆トイレなどの区別設置状況>

設置区	トイレ棟数	昼間人口(千人)	区の面積(km <sup>2</sup> )	設置区	トイレ棟数	昼間人口(千人)	区の面積(km <sup>2</sup> )
鶴見区	22	244	32.38	港北区	34	285	31.37
神奈川区	51	221	23.59	緑区	25	135	25.42
西区	40	165	6.98	青葉区	56	219	35.06
中区	55	250	20.62	都筑区	55	175	27.88
南区	21	147	12.63	戸塚区	30	222	35.70
港南区	16	168	19.86	栄区	17	90	18.55
保土ヶ谷区	29	164	21.81	泉区	20	112	23.56
旭区	42	189	32.78	瀬谷区	21	98	17.11
磯子区	17	129	19.02	計	639	3,205	434.98
金沢区	88	191	30.68	1区平均	35.5	178	24.12

※ 昼間人口は、平成 17 年国勢調査結果報告書の数値である。

※ 太枠ゴシックは、1 区平均を上回っているものを示す。

公衆トイレなどは複数の区局が設置しているが、市全体で調整を行うことはなく、各区局がそれぞれの基準に基づいて設置し、清掃等を行っている。

<図表 4-8 公衆トイレなどの設置基準等>

	所管区局	設置基準又は設置の基本方針等
公衆トイレ	資源循環局	次の 3 つの要件を満たす場合に設置する。 ① 駅前などの不特定多数の人通りが多い場所である。 ② 公益性の観点から横浜市が真に設置すべき場所である。 ③ 用地が無償提供される。④ 周辺住民の同意がある。
公園トイレ	環境創造局 各区土木事務所	大規模な公園（地区公園、近隣公園）には、トイレを設置する。 小規模な公園（街区公園）には、次の 2 つの要件を満たす場合に設置する。 ① 公園面積が、おおむね 2,500 m <sup>2</sup> 以上である。 ② 地元の同意が得られる。 また、少年野球場など長時間滞在する施設のある公園には、優先的にトイレを設置する。
港湾緑地トイレ	港湾局	比較的大規模で多くの人が利用し、長時間滞在することが想定される港湾緑地にトイレを設置する。

誰もが利用する公衆トイレなどは、横浜市福祉のまちづくり条例でも障害者や高齢者などへの対応が求められているが、状況は次のとおりである。

<図表 4-9 公衆トイレ 多目的トイレの数> (19 年度末)

公衆トイレについては、86か所のうち46か所(53.5%)に多目的トイレ(※)があるが、区ごとに差がある状況である。(右表参照)

※ 「多目的トイレ」とは、車いす使用者等が円滑に利用できるようスペースを広くとり、便座(洋式)に手すりを設けたトイレである。

公園トイレについては、障害者や高齢者の利用施設が隣接する公園に、優先的に障害者対応トイレを設置することとしている。

設置区	トイレ棟数		設置区	トイレ棟数	
		多目的トイレのある数			多目的トイレのある数
鶴見区	5	2	港北区	4	4
神奈川区	5	4	緑区	4	2
西区	12	4	青葉区	6	4
中区	16	8	都筑区	4	4
南区	6	0	戸塚区	5	3
港南区	1	1	栄区	3	2
保土ヶ谷区	2	2	泉区	0	0
旭区	1	1	瀬谷区	1	1
磯子区	7	4	計	86	46
金沢区	4	0	1区平均	4.7	2.6

※ 太枠ゴシックは、多目的トイレのある数が、1区平均を上回っているものを示す。

<状況>

公衆トイレなどには、適切な配置や使いやすさなどが求められるが、各区局が独自に設置し、清掃等の管理も行っている。 ⇒ 監査の結果等【意見】(P12 参照)



コラム:「他都市事例 神戸市 市民トイレ」

観光都市として有名な神戸市では、管理者の善意で、公共施設や民間施設内の既存のトイレを開放してもらい、一般市民が広く利用できるようにする「市民トイレ制度」を設けています。平成20年2月現在、143か所が設置されています。

市民トイレ(民間施設)に対する謝礼金(年間)

	トイレ開放時間 10時間以上	トイレ開放時間 10時間未満
男女別々のトイレ	15万円	12万円
男女兼用のトイレ	12万円	9万円



なお、神戸市では、用地の確保が困難なこと、施設建設や維持管理に多額の費用を要することや風紀保安上の問題が生じやすく、地域住民の理解が得にくいこと等、種々問題があるとして、道路などに設置する公衆トイレは新たに設置していません。

※神戸市役所ホームページより

(2) 駅前などの公衆トイレの清掃（資源循環局所管）

ア 委託での清掃回数

公衆トイレでは、市民や観光客の多い都心部等では清掃回数（13回／週など）を多くし、その他は1日1回（6回／週）の清掃を行って、清潔を保持している。

<図表4-10 公衆トイレの清掃回数>

(20年度)

公衆トイレ	トイレ棟数	清掃回数
<b>&lt;主に都心部の公衆トイレ&gt;</b>		
桜木町駅前、谷戸橋、関内駅北口、関内駅南口の各公衆トイレ	4	原則 13回／週 (毎日 午前・午後各1回、日曜日は1回)
鶴見駅西口、京急鶴見駅前、山下町、中華街東門の各公衆トイレ	4	原則 12回／週 (日曜日を除く、毎日 午前・午後各1回)
前田橋、三溪園前の各公衆トイレ	2	原則 7回／週 (毎日1回)
<b>&lt;利用者の少ないトイレ&gt;</b>		
生麦、洪福寺、高島町交差点、西平沼、浅間下、久保山、小港橋、本牧ふ頭、八幡橋の各公衆トイレ	9	原則 5回／週 (20年度より回数減) (日曜日、水曜日を除く、毎日1回)
上記以外の公衆トイレ	66	原則 6回／週 (日曜日を除く、毎日1回)

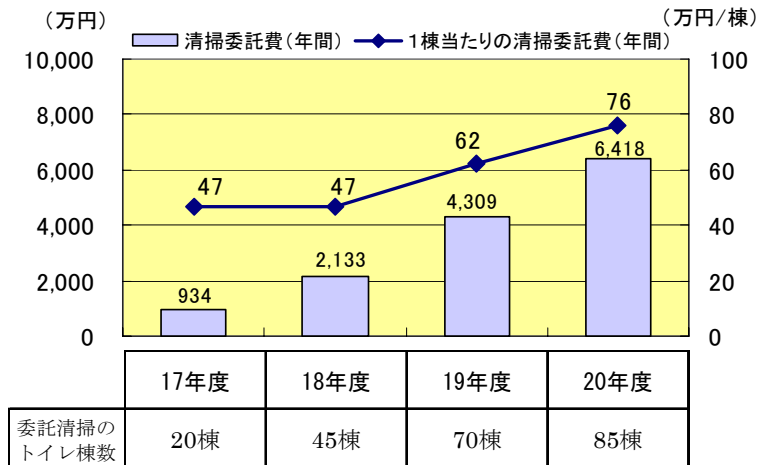
※ **太ゴシック**は、関内地区などの都心部にある公衆トイレを示す。

イ 清掃委託費

平成20年度まで委託化の進展に伴い、右のグラフのとおり委託費用が増加した。

また、1棟当たりの清掃委託費（年間）は、平成17年度では47万円であったが、平成20年度には76万円となった。

<図表4-11 公衆トイレの清掃委託費の推移> (資源循環局分)



※ 20年度は、当初契約での委託費の合計

ウ 委託化に伴う職員数の推移

公衆トイレの清掃は、資源循環局北部事務所の職員が行ってきたが、委託化に伴い職員数を順次削減してきた。

平成20年度にすべてが委託化されたが、緊急対応や定期清掃などを行う職員が配置されている。

<図表4-12 北部事務所の職員数の推移>

	直営でのトイレ清掃		トイレ管理の職員数	
	対象区	トイレ棟数	嘱託員	アルバイト
16年度	全18区	87棟	33人	7人
17年度	12区	66棟	29人	3人
18年度	6区	41棟	16人	4人
19年度	3区 (1区は一部)	14棟	10人	2人
20年度	0区	0棟	2人	2人



(3) 公園トイレの清掃（環境創造局、各区土木事務所所管）

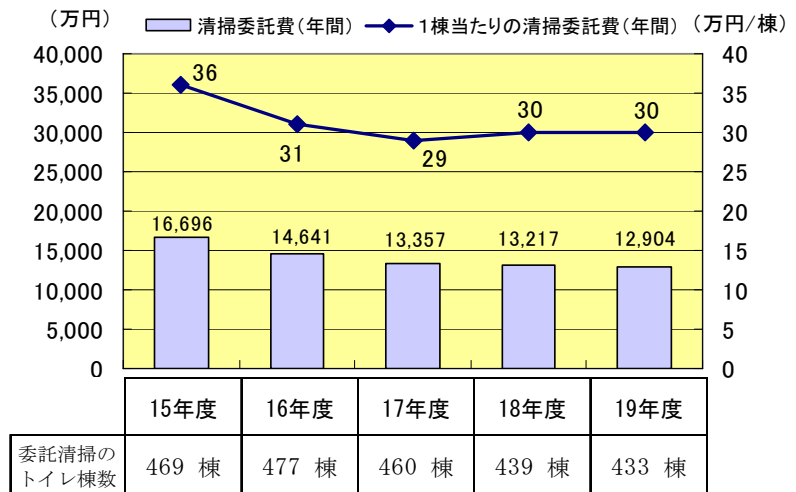
ア 業務委託による清掃

業務委託による清掃費用は、平成 16 年度より順次、指定管理者に移行し委託対象のトイレ数が減ったために減少している。

なお、1 棟当たりの清掃委託費（年間）は、おおむね 30 万円前後で推移している。

<図表 4-13 公園トイレの清掃委託費の推移>

（環境創造局と各区土木事務所分）



※ 上記のトイレ棟数は、予算段階での棟数である。

(ア) 環境創造局での清掃委託の状況

環境創造局では、大規模な公園を管理しており、トイレ清掃は「横浜の顔」である山下公園などでは毎日 2 回、その他は利用状況等を勘案し、1 日 1 回で週 5 回又は 7 回行って清潔を保持している。

毎日 2 回清掃を行っている、山下公園などでは、1 トイレ当たり 300 万円を超える清掃委託費（年間）となっている。



<山下公園のトイレ>

<図表 4-14 公園トイレの清掃実績（委託分）>

（19 年度、環境創造局）

公園名	トイレ棟数	清掃経費		清掃回数等
		全体	1トイレ当たり	
南部公園緑地事務所 所管				
山下公園	3 棟	907 万円	302 万円	原則 14 回/週（毎日 2 回） ※ 山下公園は、改修等により清掃回数減で費用減少
港の見える丘公園	2 棟	721 万円	361 万円	
横浜公園	1 棟	106 万円	106 万円	
大通り公園など 4 公園	18 棟	1,600 万円	89 万円	原則 7 回/週（毎日 1 回） ※ 本牧市民公園の 1 棟は、5 回/週
本牧山頂公園など 3 公園	19 棟	1,066 万円	56 万円	原則 5 回/週 （火、木曜日を除く、毎日 1 回）
北部公園緑地事務所				
反町公園など 6 公園	11 棟	582 万円	53 万円	原則 7 回/週 （第 3 月曜は除く、毎日 1 回）
北八朔公園など 4 公園	12 棟	511 万円	43 万円	原則 5 回/週 （火、木曜日を除く、毎日 1 回）

(イ) 土木事務所での清掃委託の状況

各区の土木事務所では、小規模な公園を管理しており、原則として火曜日と木曜日を除く、1日1回で週5回のトイレ清掃を行って清潔を保持している。

監査対象の3区での清掃委託費（年間）は、1トイレ当たり数10万円となっている。



<神奈川区 菅田いでと公園のトイレ>

<図表4-15 公衆トイレの清掃実績> (19年度、3区分)

所管	公園名	トイレ棟数	清掃委託費	
			全体	1トイレ当たり
神奈川区 神奈川土木事務所	入江町公園など22公園	25棟	622万円	25万円
保土ヶ谷区 保土ヶ谷土木事務所	西久保町公園など20公園	20棟	242万円	12万円
磯子区 磯子土木事務所	芦名橋公園など6公園	6棟	78万円	13万円

※ なお、3土木事務所でのトイレ床面積当りの清掃単価（設計）は同額である。

イ 指定管理者による清掃（環境創造局所管）

公園では、平成16年7月より指定管理者制度を導入し、20年度までに指定管理者が園地全体を管理する公園は25か所となっている。

指定管理者は維持管理の水準書等に基づき、公園トイレの床面や便器等の洗浄清掃などを行って清潔を保持している。



<長浜公園のトイレ>

(4) 港湾緑地トイレの清掃（港湾局所管）

一部の港湾緑地で指定管理者制度が導入されたことなどにより、港湾緑地トイレの清掃は、次のとおり実施方法が推移してきた。

<図表 4-16 港湾緑地トイレ 清掃方法の推移>

港湾緑地等	トイレ棟数	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
臨港パーク	2棟	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	指定管理者による清掃	指定管理者による清掃
日本丸メモリアルパーク	1棟	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	指定管理者による清掃	指定管理者による清掃
新港パーク	1棟	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託
八景島	9棟	(負担金)	(負担金)	清掃業務委託	指定管理者による清掃	指定管理者による清掃
金沢幸浦地区等の緑地	6棟	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託	清掃業務委託

※ 八景島の管理経費は、平成17年度以降は所管換えに伴い一般会計で計上

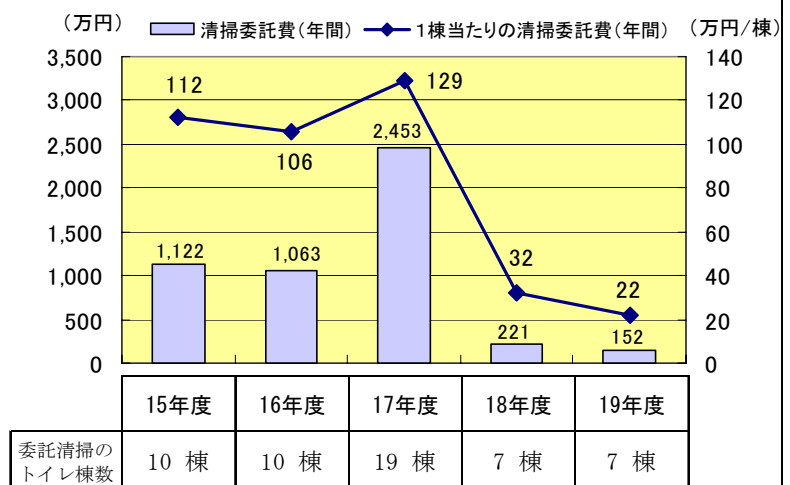
ア 業務委託による清掃

(ア) 清掃委託費

業務委託による清掃費用は、トイレ棟数の増減に伴って推移してきた。

なお、1棟当たりの清掃委託費（年間）は、平成18年度に臨港パークなどの3港湾緑地が指定管理者制度の導入により除かれ、おおむね30万円前後と大幅に削減された。

<図表 4-17 港湾緑地トイレの清掃委託費の推移>



(イ) 委託での清掃回数

横浜港に面した新港パークでは、市民や観光客などが多く利用するため、トイレの日常清掃は毎日（1回/日）行って清潔を保持していた。

しかし、トイレトペーパーの補充や汚物散乱などに対応するため、平成20年度は、定期清掃の頻度を減らし、休祭日等の日常清掃を1日3回に増やした。



<新港パークのトイレ>

また、金沢幸浦地区等の緑地内のトイレ清掃は、週3回行って清潔を保持している。

<図表 4-18 港湾緑地トイレ 業務委託による清掃>

(19 年度)

港湾緑地など	所在	清掃方法	トイレ棟数	清掃委託費	
				全体	1トイレ当たり
新港パーク	中 区	日常清掃 7回/週 (1回/日) 定期清掃 6回/年  (20年度) 日常清掃 毎日 (平日1回/日、休祭日等3回/日) 定期清掃 4回/年	1棟	46万円	46万円
金沢幸浦地区等の緑地	金沢区	3回/週 (1回/日)	6棟	106万円	18万円

イ 指定管理者による清掃

臨港パークなどの3港湾緑地では、平成18年度より指定管理者制度を導入しており、市民や観光客などが利用するトイレについては、横浜市との協定に基づき、指定管理者が下表の内容等で清掃を行って清潔を保持している。

<図表 4-19 港湾緑地トイレ 指定管理者による清掃>

指定管理開始年度	港湾緑地など	所在	港湾緑地トイレの清掃内容等	トイレ棟数
18年度	臨港パーク	西 区	日常清掃 毎日	2棟
18年度	日本丸メモリアルパーク	西 区	週6回以上	1棟
18年度	八景島	金沢区	常に清潔で快適な環境が維持できるように対応する。	9棟



<日本丸メモリアルパークのトイレ>



<八景島のトイレ>



**5 項目 屋外広告物の適正化に向けた取組**

**監査対象** 都市整備局、資源循環局

**監査対象とした理由等**

街を訪れる人にとっても、美しい都市とするためには、屋外広告物に対して必要な規制指導を行うことや違法な屋外広告物を排除することが重要であるため、屋外広告物の適正化に向けた取組について、経済性や有効性などの視点で監査を実施した。

**監査・調査の結果等**

**1 取組の概要**

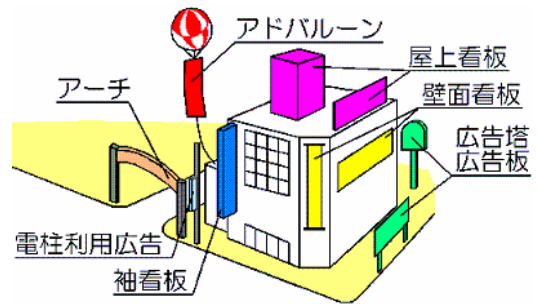
**(1) 内容**

横浜市では、横浜市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物への必要な規制、路上違反広告物の除却、広告業者の指導などを行い、良好な景観の形成や風致の維持などを図っている。

取組の分担は下表のとおりで、都市整備局は平成20年度から担当しており、19年度までは環境創造局が所管していた。

<図表5-2 屋外広告物の担当局> (20年度)

主な取組	担当局
屋外広告物の許可	都市整備局
道路上の違反広告物の除却	都市整備局 資源循環局
広告業者の指導育成	都市整備局



<図表5-1 屋外広告物の要件>

次のいずれにも該当するものが屋外広告物

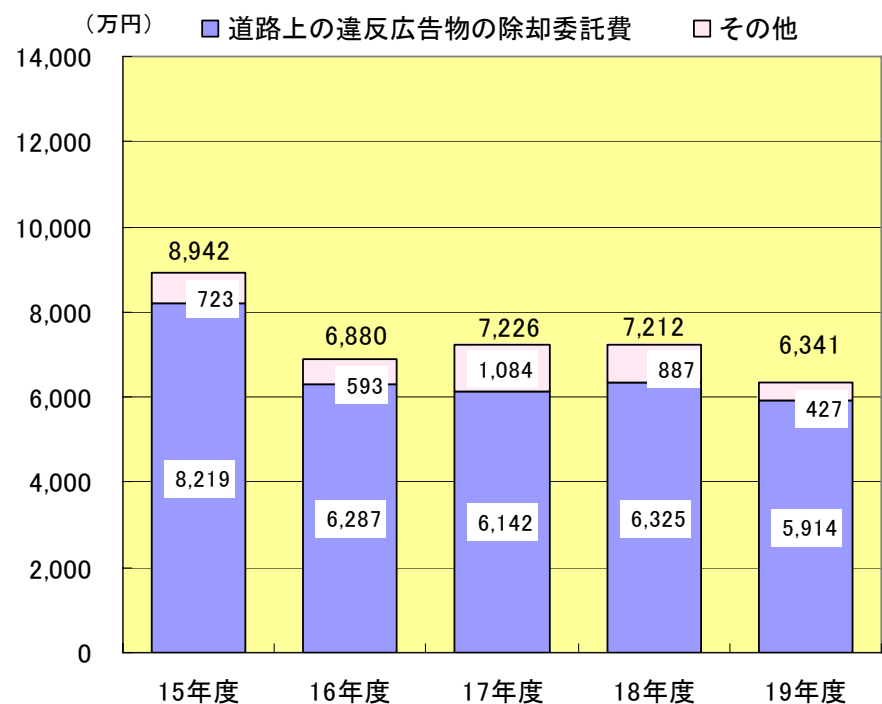
- 1 常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの
- 2 看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物や工作物に掲出、表示されたものなど

**(2) 事業費の推移**

この取組では、市内の巡回及び道路上の違反広告物の除却並びに公共掲示板点検にかかる委託費が、執行額全体の大部分を占め、決算額は、次のとおり推移している。

決算額が平成16年度以降減少しているのは、主に資源循環局での違反広告物除却の委託費が減少したことによる。

<図表5-3 決算額の推移>



**(3) 屋外広告物の許可**

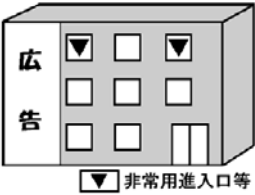
屋外広告物条例では、広告物の表示などを禁止している場所や物件、広告物の規格（物件の形状、規模、色調その他表示の方法及び設置の位置）など定めるとともに、広告物の表示などを行うときは、原則として市長の許可を必要としている。

また、横浜の顔として発展してきた「関内地区」と「みなとみらい21中央地区」では、屋外広告物条例に基づく規制の他、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例に基づく都市景観協議地区とし、景観法に基づく景観計画でも規制している。

**(4) 道路上の違反広告物の除却状況（簡易除却）**

都市整備局と資源循環局では、簡易除却制度を活用し、道路上に掲出された立看板、はり札などの違反広告物を除却している。

<図表5—4 関内地区での景観計画の例(壁面看板)>

壁面看板	屋外広告物条例の規格例	関内地区での景観計画の例
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の表示面積は、壁面積の3/10以下</li> <li>・ 広告物が壁面の端からはみ出さないこと。</li> <li>・ 非常用進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部をふさがないこと。</li> </ul>	広告塔上端の高さ <山下公園通りゾーン> 原則 地上15m以下 <中華街中央ゾーン> 原則 地上20m以下 など

**【違反広告物の除却制度】**

屋外広告物法などでは、規制の実効性を確保するため違反広告物に対して次の制度が用意されている。この中で、道路上の違反広告物では「簡易除却」制度を適用している。

<図表5-5 違反広告物 除却制度の概要>

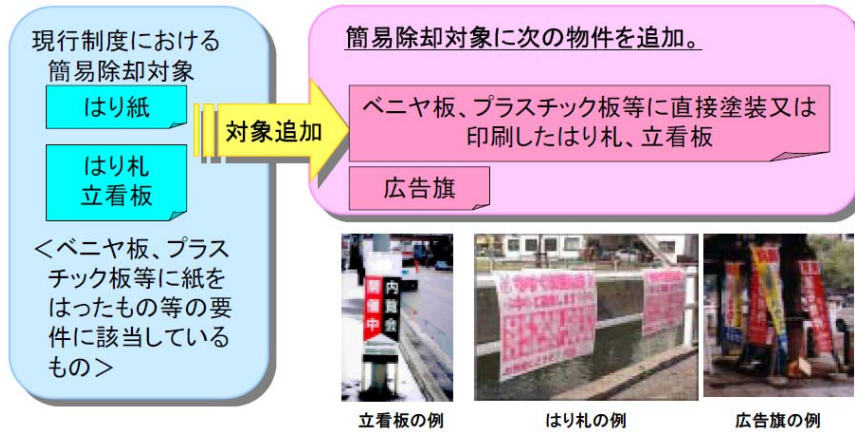
	要件	手続き
簡易除却	はり紙、はり札、立看板、広告旗 ① 条例に明らかに違反 ② 管理されずに放置	<屋外広告物法第7条第4項など> 市長は要件に該当する広告物を自ら除却できる。 （命令等の特段の手続きは不要） はり紙以外は、除却後の保管義務がある。
略式代執行	違反広告物の表示者等が不明	<屋外広告物法第7条第2項など> 市長は要件に該当する広告物を自ら除却できる （広告塔のような掲出物件には公告が必要） 除却後の保管義務がある
行政代執行	違反広告物について ① 他の手段によって履行を確保することが困難 ② 不履行を放置することが著しく公益に反する	<行政代執行法> 要件に該当する場合、弁明の機会の付与、除却命令等の手続きを経て、市長は広告物等を自ら除却できる

平成16年6月に、広告物規制の実効性を確保するため、違反に対する措置の拡充が行われた。

<屋外広告物法 改正の内容(平成 16 年 6 月)>

違反に対する措置の拡充

- i) 除却等の命令違反があった場合における代執行の要件について、行政代執行法の特例を設ける。
- ii) 簡易除却制度について、その対象にはり札に類する広告物等を追加するとともに、表示されてからの期間の経過の要件を廃止する。
- iii) 略式代執行又は簡易除却を行った広告物等に係る保管、売却等の手続を整備する。



※国土交通省都市・地域整備局ホームページより転載

(5) 公共掲示板「まちの広告版」の設置

都市整備局では、道路上に掲出される違反広告物をなくし、都市景観の向上と市民に対する危害防止を進めるため、公共掲示板「まちの広告版」を設置している。



<公共掲示板 中区役所向かい>

<図表 5-6 公共掲示場の設置数>

(20 年 9 月末現在)

区	設置数	区	設置数
鶴見区	16	港北区	5
神奈川区	14	緑区	3
西区	13	青葉区	9
中区	18	都筑区	1
南区	14	戸塚区	7
港南区	9	栄区	1
保土ヶ谷区	6	泉区	3
旭区	6	瀬谷区	6
磯子区	8		
金沢区	4	計	143

- ◆利用方法 → 空スペースの中に同一内容のものを1枚 (大きさ:縦 60cm×横 42cm) 限り
- ◆禁止掲示物 → 常設興行の営業用ポスター、人の名誉を毀損し、侮辱するおそれのあるもの わいせつな内容を表示しているもの など
- ◆掲示期間 → 1 回 10 日以内
- ◆手数料 → 掲示板設置の趣旨から、手数料は無料



コラム：

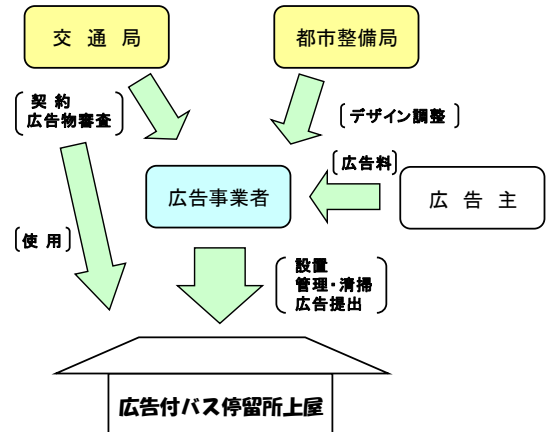
「広告付バス停留所上屋の整備」

横浜市では、市営バスを利用している市民へのサービス向上（月2回の清掃など）と、新たな都市景観づくりの取組として、平成16年度から「広告付バス停留所上屋」を整備しています。

ア 事業の仕組み

- ・ 交通局（バス事業者）と契約した民間の広告事業者が、広告パネルの付いたバス停留所を設置します。
- ・ 広告事業者は、広告料収入を得る代わりに施設の整備、管理・清掃を行います。

<整備事業の仕組み>



<整備による効果>

- ・ 交通局は、上屋の新設・建て替えの経費削減  
→ バス停新設経費（1基当たり約200万円）
- ・ 月2回の清掃、点検による良好な管理  
→ バス利用者等のサービス向上
- ・ 質の高い広告物を掲出  
→ 都市景観の向上
- ・ 新たな収入  
→ 広告板部分の固定資産税や道路占有料など

広告事業者は、公募型プロポーザルにより、エムシードウコー株式会社に決定した。  
※ エムシードウコー株式会社は、欧米各国で広く屋外広告事業を展開するジェイシードウコー株式会社（本社：フランス）の日本法人で、三菱商事株式会社との合併会社である。

イ 設置状況

平成19年度末で、交通局のバス停留所約2,700基のうち、広告付バス停留所上屋整備事業にて159基を整備しました。また、825基のバス停留所には、広告のない従来型の上屋が設置されています。

<広告付バス停留所上屋の整備状況の推移>

年 度	設置箇所数		設置場所
		累計	
16年度	14	14	関内地区、洋光台駅バスターミナル 他
17年度	75	89	関内地区、本牧地区、新横浜地区、鶴見地区 他
18年度	61	150	みなとみらい地区、若葉台地区、港南台地区 他
19年度	9	159	中山駅北口バスターミナル 他
20年度	3	162	(見込み) 磯子地区



<広告付バス停留所上屋の整備状況（関内駅前「羽衣町」バス停留所）>



## 2 分析の結果

### (1) 屋外広告物の許可

屋外広告物の許可件数の推移は、次のとおりである。平成17年度の許可件数が突出しているのは、許可期間が3年の物件が多いため、更新時期を迎えた物件が多かったことなどが理由である。

<図表5-7 屋外広告物 許可件数の推移>

(単位: 件)

広告物の区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
建築物等に直接表示し、又は広告塔、広告板及びアーケードに設置するもの	5,044	5,556	6,412	5,836	6,294
電柱及び街灯柱を利用するもの	0	37	47,678	1	37
電車・自動車等の外面を利用するもの	741	565	1,948	444	506
その他の広告物	1,667	204	615	2,740	1,988
計	7,452	6,362	56,653	9,021	8,825

建築物の袖看板などの公道上に突き出した屋外広告物は、条例の規格に適合するものに、屋外広告物の許可を行っている。

このような、公道上に突き出したものは、屋外広告物の許可の他に、道路法の道路占用許可も必要となっている。しかし、道路占用許可は根拠法が異なるため、屋外広告物の許可に際しての要件となっていない。

<図表5-8 屋外広告物の規格例>

建築物の袖看板

<規格の主な内容>

- ・表示面積は50㎡以内
- ・道路突出は路端から1m以内
- ・路面から高さ
  - 歩道の場合 2.5m以上
  - 車道の場合 4.5m以上
- など

#### <状況>

屋外広告物の許可に際して、道路占用許可の取得状況の確認が行われていない場合がある。 ⇒ 監査の結果等【意見】(P13 参照)

<図表5-9 屋外広告物(建築物の袖看板)の許可と道路占用許可の窓口等>

	根拠法等	窓 口	許可期間	許可手数料
屋外広告物の許可	屋外広告物法に基づく、屋外広告物条例	都市整備局 都市デザイン室	原則 3年以内	1,500円/5㎡・基(照明無) 2,400円/5㎡・基(照明有)
道路占用許可	道路法	原則として 各区土木事務所 (道路管理者)	原則 5年以内	26,000円/㎡・年 ただし、21年度から 8,500円/㎡・年

(2) 道路上の違反広告物の除却状況（簡易除却）

都市整備局と資源循環局では、簡易除却制度を活用し、道路上に掲出された立看板、はり札などの違反広告物を除却している。

<図表5-10 道路上の違反広告物 除却対象エリア等>

		除却対象エリア	除却回数	
都市整備局	美化推進重点地区	東神奈川駅、仲木戸駅、新横浜駅、あざみ野駅、瀬谷駅、十日市場駅、中山駅、天王町駅、星川駅、鶴ヶ峰駅、いずみ野駅、弘明寺駅、上大岡駅及び港南中央駅の各周辺	1回/週	
	その他	重点地区	都心部、美化推進地区を除く、主要幹線道路と鉄道駅周辺	1回/週
		上記以外	市民から通報があり次第除却	—
資源循環局	都心部	横浜駅周辺、みなとみらい21※、関内、山下・元町、伊勢佐木・野毛、新横浜駅周辺の各地区	1回/週 ※は、1回/2週	
	その他	<美化推進重点地区> 鶴見駅、戸塚駅、磯子駅※、十日市場駅、金沢文庫駅及び本郷台駅の各駅周辺地区	1回/2週 ※は、1回/月	

※ 資源循環局の除却回数は、平成18年度及び19年度の数値である。

ア 都市整備局での除却実績（道路上の違反広告物）

都市整備局では、市内を4つの地区に分割して、鉄道駅周辺と主要幹線道路などの違反広告物の除却業務を委託している。

<図表5-11 道路上の違反広告物の除却件数の推移> (都市整備局分、単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
立看板	8,159	4,592	2,793	4,113	2,209
はり札	194,377	103,547	10,034	2,121	6,604
広告旗	0	0	3	29	9
はり紙	177,037	135,908	133,529	72,374	86,034
合計	379,573	244,047	146,359	78,637	94,856

<図表5-12 違反広告物の除却委託費の推移> (都市整備局所管分、単位：万円)

地区	対象区	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
第1	鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区	5区	1,511	1,226	1,290	1,474	1,420
第2	緑区、都筑区、青葉区及び瀬谷区	4区	1,542	1,256	1,418	1,509	1,453
第3	保土ヶ谷、旭区、戸塚区及び泉区	4区	1,509	1,216	1,265	1,536	1,384
第4	南区、港南区、磯子区、金沢区及び栄区	5区	1,542	1,238	1,397	1,478	1,349
計			6,104	4,936	5,370	5,998	5,606



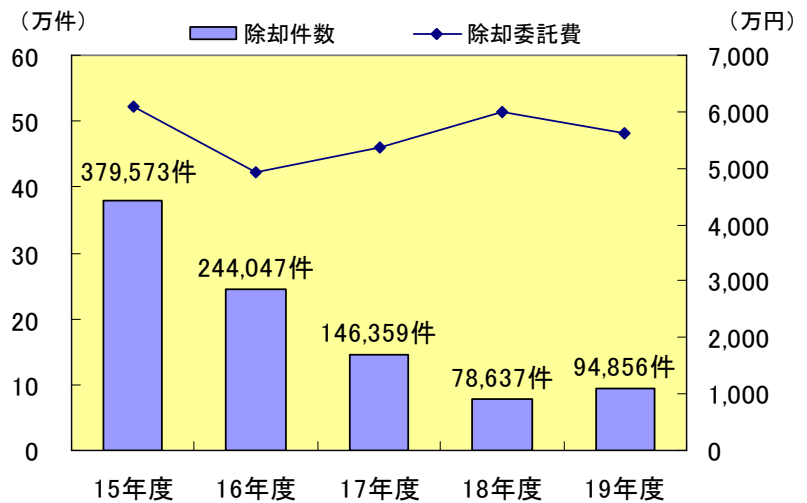
<図表 5-13 違反広告物 除却の委託費と件数の推移>

(都市整備局分)

<課題>

違反広告物の除却件数は、平成 19 年度は、15 年度の 3 割未満にまで大幅に減少しているが、委託費（年間）はおおむね 5 ～ 6 千万円で推移している。

⇒ 監査の結果等【指摘事項】  
(P 13 参照)



<監査期間中の対象局の対応>

都市整備局では、平成21年度の違反広告物の除却委託で、除却回数を見直して委託費を削減した。

イ 資源循環局での除却実績（簡易除却）

資源循環局では、横浜駅周辺や関内地区などの都心部のほか、美化推進重点地区である鉄道駅周辺の7地区にて、歩道清掃とあわせて違反広告物の除却を業務委託している。

<図表 5-14 道路上の違反広告物の除却件数の推移> (資源循環局分、単位：件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
立看板	787	550	82	85	22
はり札	14,641	7,514	2,600	306	286
広告旗	0	0	0	0	0
はり紙	77,032	67,656	35,594	3,178	1,869
合計	92,460	75,720	38,276	3,569	2,177

違反広告物を除却する日数を順次減らし、平成 19 年度には 15 年度の 2 割未満となったことに伴い、委託費（年間）も 15 年度より 1,814 万円減少し 308 万円となった。

<図表 5-15 違反広告物の除却委託費の推移>

(資源循環局所管分)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
都心部	除却委託費	1,306 万円	813 万円	550 万円	187 万円	170 万円
	除却日数	1,711 日	1,214 日	736 日	289 日	287 日
その他	除却委託費	809 万円	538 万円	223 万円	141 万円	139 万円
	除却日数	521 日	498 日	232 日	134 日	135 日
計	除却委託費	2,115 万円	1,351 万円	772 万円	327 万円	308 万円
	除却日数	2,232 日	1,712 日	968 日	423 日	422 日

(3) 広告業者の指導育成

横浜市では、条例により屋外広告業者の届出を義務付けるとともに、広告物の表示等に関する講習会を開催するなど、広告業者の指導育成を行っている。

<図表5-16 屋外広告物業 届出数の推移>

年度	届出数	うち市内に営業所のあるもの	年度	届出数	うち市内に営業所のあるもの
15年度	72	17	18年度	105	18
16年度	88	15	19年度	120	14
17年度	100	12	20年度	65	4

※ 20年度は、9月末時点の数値

なお、平成16年の屋外広告物法の改正で、違反広告物の原因となっている不良業者への規制強化を図るため、各自治体が条例で屋外広告業の登録制を導入することが可能となった。

横浜市では、登録制を導入していないが、現在、神奈川県、川崎市、横須賀市、相模原市と連携し、登録制の導入に関して様々な検討を行なっている。

<図表5-17 政令市での登録制導入状況>

自治体名	登録制の導入状況	登録制の開始年月	自治体名	登録制の導入状況	登録制の開始年月
札幌市	導入済	18年4月	名古屋市	導入済	18年7月
仙台市	導入済	17年7月	京都市	導入済	17年7月
さいたま市	導入済	18年10月	大阪市	導入済	19年1月
千葉市	導入済	17年4月	堺市	導入済	19年1月
川崎市	未導入	—	神戸市	導入済	17年7月
<b>横浜市</b>	<b>未導入</b>	<b>—</b>	広島市	導入済	18年7月
新潟市	導入済	18年4月	北九州市	導入済	18年7月
静岡市	導入済	18年4月	福岡市	導入済	18年7月
浜松市	導入済	18年7月			

※ 導入した全政令市では、登録の有効期限 5年  
登録料・更新料 10,000円/件

<屋外広告物法 改正の内容(平成16年6月)>

屋外広告業の登録制の導入

- i) 条例で屋外広告業の登録制を設けることができる。
- ii) **違反広告物の原因となっている不良業者を規制する措置の導入**

従来は、屋外広告業は届け出制であり、違反を繰り返して行政指導に従わない不良業者も、罰金や命令を個別に受けるのみで、営業の続行が可能

**登録制度の導入**

- 条例で屋外広告業の登録制を設けることができる
- 屋外広告物違反の場合に、登録の取り消しや営業の停止が可能

※国土交通省都市・地域整備局ホームページより転載

6	項目	不法投棄防止の取組																																				
監査対象	資源循環局、道路局、環境創造局、港湾局、 神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区																																					
監査対象とした理由等																																						
<p>ごみの不法投棄は、地域の景観や市民の生活環境を損なうばかりではなく、放火などの二次的犯罪を誘発するなど、市民生活に著しく悪影響を及ぼしている。</p> <p>そこで、不法投棄防止の取組や発見された不法投棄物の処理などについて、有効性の観点から監査を実施した。</p>																																						
監査・調査の結果等																																						
1 取組の概要																																						
(1) 内容																																						
<p>横浜市は、違法行為である不法投棄を防止するため、警報装置・監視カメラの設置、夜間パトロールなど、さまざまな取組を行っている。</p> <p>また、道路（公道）や公園などの公共用地に発生した不法投棄物や放置自動車の処理も行っている。</p> <p>※ 不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金と規定されている。</p>																																						
(2) 事業費の推移																																						
不法投棄対策に係る回収業務委託費などの決算額は、次のとおり推移している。																																						
<p style="text-align: center;">&lt;図表6-1 不法投棄対策事業費決算額推移&gt;</p>																																						
<p>(万円)</p> <table border="1"> <caption>図表6-1 不法投棄対策事業費決算額推移 (万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>資源循環局</th> <th>道路局</th> <th>港湾局</th> <th>各区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年度</td> <td>7,439</td> <td>548</td> <td>344</td> <td>0</td> <td>8,331</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>4,478</td> <td>543</td> <td>309</td> <td>0</td> <td>5,330</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>3,479</td> <td>380</td> <td>548</td> <td>261</td> <td>4,668</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>2,193</td> <td>254</td> <td>261</td> <td>498</td> <td>3,206</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>1,912</td> <td>378</td> <td>466</td> <td>170</td> <td>2,926</td> </tr> </tbody> </table>			年度	資源循環局	道路局	港湾局	各区	合計	15年度	7,439	548	344	0	8,331	16年度	4,478	543	309	0	5,330	17年度	3,479	380	548	261	4,668	18年度	2,193	254	261	498	3,206	19年度	1,912	378	466	170	2,926
年度	資源循環局	道路局	港湾局	各区	合計																																	
15年度	7,439	548	344	0	8,331																																	
16年度	4,478	543	309	0	5,330																																	
17年度	3,479	380	548	261	4,668																																	
18年度	2,193	254	261	498	3,206																																	
19年度	1,912	378	466	170	2,926																																	
<p>※ 決算額には、次の費用は含んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄対策にかかる職員の人件費             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 専任ではなく、他の業務と兼務しているため</li> </ul> </li> <li>・焼却及び埋立て処分等に係る費用</li> <li>・公園の不法投棄物の回収、処分にかかる委託費等             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 散乱ごみ等と不法投棄物を区分して回収することが困難であるため</li> </ul> </li> </ul>																																						

(3) 不法投棄防止の取組

毎年度 2,000 t 前後の不法投棄物を処理している中、各区局で実施している不法投棄防止の取組は、次のとおりである。

<図表 6-2 不法投棄物回収量の推移> (単位：t)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不法投棄物回収量 (重量計測したものに限り)	2,284	2,134	1,996	2,462	2,404

回収量には、次の不法投棄物回収量を含んでいない

- ・各区土木事務所職員の回収量  
→ 維持工事等で発生するごみと不法投棄物を区分せず処理しているため
- ・公園の回収量 → 散乱ごみ等と不法投棄物を区分して回収することが困難であるため

ア 警報装置・監視カメラの設置 (資源循環局、各区)

資源循環局及び各区では不法投棄多発地帯へ警報装置・監視カメラを設置しており、平成 19 年度末現在、市内に計 38 台設置されている。

警報装置・監視カメラの管理は、平成 17 年度までは資源循環局が行っていたが、18 年度からは、各区で実施している。(ただし、設置及び修繕は資源循環局が行っている。)



<警報装置・監視カメラ>

警報装置・監視カメラの設置箇所のうち、4 か所を抽出して現地を確認したところ、不法投棄物はなく、設置には一定の効果があると考えられる。

<図表 6-3 警報装置・監視カメラ 設置、修繕及び管理にかかる費用の推移>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資源循環局(万円)	528	465	159	0	33
区役所(万円)	—	—	548	498	466

イ パトロールの実施 (資源循環局、各区)

各区局では、不法投棄の未然防止、早期発見による再発防止のために、パトロールを実施している。

(ア) 委託による夜間パトロール

資源循環局では、市内の不法投棄多発地区を重点に、委託により夜間パトロールを実施している。平成 19 年度は 51 か所で延べ 300 日実施した。

<図表 6-4 夜間パトロール 委託費の推移> (単位：万円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
委託費		2,245 万円	1,684 万円	1,712 万円	830 万円	802 万円
実施箇所		60 か所	57 か所	62 か所	40 か所	51 か所
実施日数		延べ 800 日	延べ 600 日	延べ 610 日	延べ 300 日	延べ 330 日
警察との連携	通報	9 件	7 件	3 件	4 件	4 件
	身柄引渡	6 件	4 件	0 件	0 件	6 件

また、今回の監査対象3区の中では、神奈川区で独自に夜間パトロールを実施している。平成19年度は委託費 493,500円をかけて4か所延べ10日のパトロールを実施した。

(イ) 職員によるパトロール

資源循環局の各区事務所では、職員が家庭ごみ等の収集時に、不法投棄物を確認し回収している。

また、区土木事務所では、職員が道路パトロール（幹線道路は週2回、その他の道路は月2回のサイクルで実施）の際に、不法投棄物を確認し回収している。

ウ 不法投棄禁止の看板（資源循環局）

資源循環局では、不法投棄禁止の看板を製作（一部設置）している。平成19年度は、2,450枚の看板を製作し、公道等の管理者や市民に配布している。



<図表6-5 不法投棄禁止看板 製作数と制作費の推移>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
製作枚数	1,480枚	620枚	0枚	580枚	2,450枚
制作費	94万円	184万円	0円	117万円	156万円

エ タクシー協同組合との情報提供協定（資源循環局）

資源循環局では、県内のタクシー協同組合等と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結している。（加盟タクシー台数 約6,900台）

不法投棄の現場を発見した場合は、警察署へ連絡することとなっている。



コラム：「不法投棄やめさせ隊」発足

都筑区内でも特に不法投棄が顕著な池辺（いこのべ）農業専用地区では、農業者等が一丸となって不法投棄の完全撲滅を目指し、平成21年1月に「不法投棄やめさせ隊」として活動を開始することになりました。



1 組織構成

- ・隊長（都田第一土地改良区理事長） ・副隊長（都田第一土地改良区副理事長）
- ・池辺農専農業者（約155人）及びその他、趣旨に賛同し活動内容に協力できる人

2 活動内容（「不法投棄やめさせ隊六か条」からの抜粋）

- ・池辺農専地区内で農作業に利用する車両に「不法投棄通報車」のステッカーを貼り、不法投棄を防止するための啓発活動
- ・不法投棄発見時の通報
- ・定期的な夜間パトロール及び一斉清掃の実施
- ・車両へ常にゴミ回収用のポリ袋を常備し、ポイ捨てごみを見つけ次第回収





(4) 不法投棄物の回収・処分（放置自動車を除く）

ア 不法投棄物の回収状況と処分先

市民の通報やパトロールで発見された不法投棄物の回収は、原則として、投棄された場所の管理者等が回収、処分することとなっており、回収状況は次のとおりとなっている。



<不法投棄された家具など>

<図表 6-6 投棄場所別不法投棄物の回収状況>

投棄場所等		状況	対応局区	不法投棄物の回収体制
公共用地	公道(港湾局管理の道路を除く)	1か所当たりおおむね2t以上	資源循環局	大規模な回収業務を委託している。
		1か所当たりおおむね2t未満	各区 土木事務所 資源循環局	不法投棄発見の通報等を受けた後、不法投棄の状況に応じて、2～4名の職員が回収を行う。 投棄物が大量又は重量物である場合は、道路局契約の業務委託にて回収する場合もある。
	公園		各区 土木事務所 環境創造局	不法投棄物を、職員又は委託での清掃作業により回収している。
	ふ頭内及び港湾緑地(港湾局管理の道路を含む)		港湾局	不法投棄発見の通報等を受けた後、不法投棄の状況に応じて、2～5名の職員が回収を行う。 投棄物が大量又は重量物である場合は、回収業務を委託している。
	その他		資源循環局	不法投棄発見の通報等を受けた後、不法投棄の状況に応じて、2～4名の職員が回収を行う。 投棄物が大量又は重量物を含む大規模な場合、または放置自動車の周辺にある不法投棄物の場合は、回収業務を委託している。
(参考) 私有地			基本的に私人	回収業者に依頼して回収する。

回収した不法投棄物の、主な処分先は次のとおりであり、法令等に従っておおむね適正に処理されていた。

- 一般廃棄物 → 資源循環局の焼却工場又は最終処分地
- 産業廃棄物 → 民間の処分場
- 資源物 → 民間のリサイクル処理施設



## イ 不法投棄物の回収実績

不法投棄物を回収量は、次のとおり推移している。

<図表6-7 不法投棄物の回収量の推移>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資源循環局(職員回収)	1,355 t	1,225 t	1,359 t	1,936 t	1,810 t
資源循環局(委託回収)	123.80t	103.70t	46.30t	62.90t	18.88t
道路局(委託回収)	120.64t	117.80t	92.22t	67.18t	117.84t
港湾局(委託回収)	684.88t	19.5 m <sup>3</sup> 687.43t タイヤ79本	5.0 m <sup>3</sup> 498.04t タイヤ43本	8.5 m <sup>3</sup> 396.39t タイヤ3.5 m <sup>3</sup>	16.1 m <sup>3</sup> 456.78t タイヤ3.0 m <sup>3</sup>

資源循環局(職員回収)が平成17年度から18年度にかけて増加しているのは、従来、集積場所での不適正排出としていたものを、その実態(投棄物の内容や悪質性など)から不法投棄分として計上することとしたものであり、資源循環局ではその数量を把握していない。

### 【廃家電・パソコンの処理】

資源循環局各区事務所などが回収した不法投棄された家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)及びパソコンについては、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成13年4月1日施行)等に従い、処理業者によって製造会社の指定場所に搬入され、リサイクル処理されている。

また、リサイクル費用は、横浜市が(財)家電製品協会及びパソコンリサイクル委託業者へ支払っている。

なお、廃家電・パソコンの処理実績は、上表の「資源循環局(職員回収)」に含まれており、品目別の処理台数については次のとおりである。

<図表6-8 家電4品目及びパソコンリサイクル 処理実績の推移> (単位:台)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
エアコン	235	251	138	80	39
テレビ	1,252	1,445	1,189	1,238	1,179
冷蔵庫	1,037	1,327	1,321	1,035	939
洗濯機	710	818	779	562	467
パソコン	80	149	115	88	60
計	3,314	3,990	3,542	3,004	2,684
リサイクル費用	1,132万円	1,367万円	1,239万円	1,036万円	930万円

### ■ 根拠法令等

- ① 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)
- ② 「再生資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)
- ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)

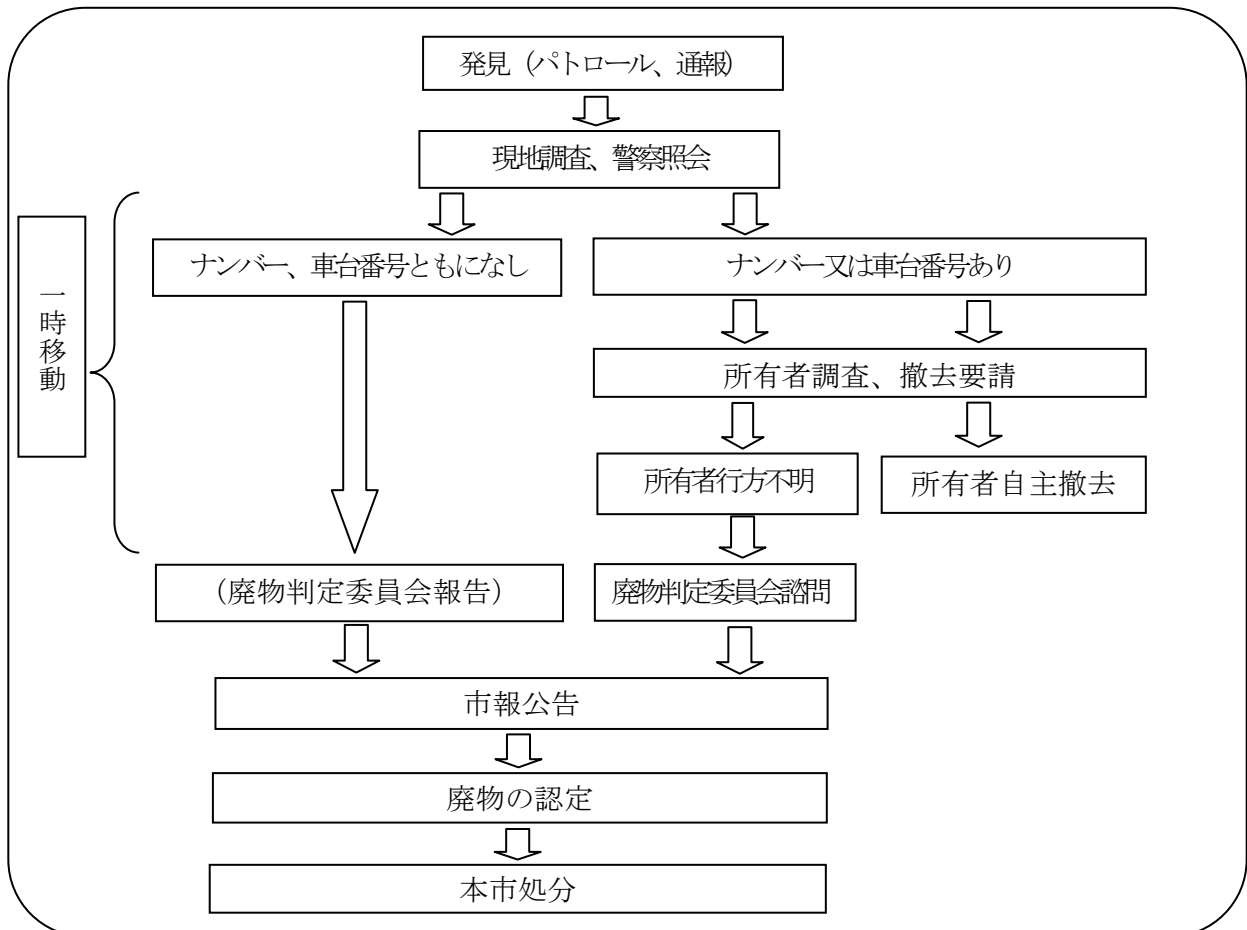
(5) 放置自動車の処理

横浜市が管理する公共用地で、パトロールや市民からの通報で発見された放置自動車は、基本的に資源循環局が「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」等に従って、次のとおり処理している。



<路上に放置された自動車>

<図表 6-9 放置自動車 処理の流れ>



**廃物判定委員会**（正式名称 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会）  
 市長の諮問に応じ、放置自動車の廃物認定等についての調査、審査及び判定するため、条例に基づき設置されたもので、専門的知識を有する者など20名以内で構成されている。  
 8月を除いて毎月1回開催され、廃物認定には、原則として廃物判定委員会で判定が必要とされている。

### ア 処理期間（発見から処分）

平成 19 年度に開催された廃物判定委員会において扱った放置自動車 269 件について、発見から処分までの処理期間をみたところ、次のとおり 7 か月以内に約 7 割の放置自動車が処分されていた。なお、平均処理期間は約 7 か月となっていた。

<図表 6-10 発見から処分までの期間別分布>

(単位：件)

月数（か月）	0～7	8～12	13～18	19～24	25以上	処分未実施	計
報告(件)	26	1	1	0	0	1	29
諮問(件)	161	57	14	3	3	2	240
計	187	58	15	3	3	3	269

#### 「報告」と「諮問」とは？

「報告」は、ナンバー、車台番号のいずれも分からないために廃棄物とみなす放置自動車を、廃物判定委員会に報告すること。なお、報告は市報公告の前に行っている。

「諮問」は、ナンバーや車台番号から所有者等が判明しているが、警察などの関係機関に照会しても、行方不明等により所有者等に連絡が取れない放置自動車を、廃棄物と判定するために廃物判定委員会に諮問すること。

### イ 放置自動車の一時移動

処理期間が平均約 7 か月を要することから、道路構造の確保や通行の安全性を図るため、資源循環局では、「一時移動ガイドライン」に従って、放置自動車を長坂谷処分地跡などの仮置き場へ一時移動している。なお、一時移動は、道路管理者である各区土木事務所の委任を受け、各区土木事務所及び所轄警察署の立会いの下で行っている。

また、神奈川土木事務所では、独自に神奈川警察署と覚書を交わし、より早期の一時移動を図っている。

#### 「一時移動ガイドライン」（平成 16 年 12 月策定）

環境事業局（現資源循環局）が、道路局（ガイドライン策定時の道路管理者）と協議して策定したもので、放置自動車が交通に危険を及ぼしている場合などには警察の同意を得て仮置き場へレッカー移動することや、一時移動にかかった費用の所有者への請求方法などについて定めている。

放置自動車の処理実績は、次のとおり推移している。

<図表 6-11 放置自動車 処理実績の推移>

(単位：台)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
発 見 数	1,504	1,180	857	777	543
委員会処理数	876	608	419	368	269
自主撤去数	859	688	524	469	333
本市処分数	792	523	381	357	241
一時移動数	—	※ 44	182	264	145

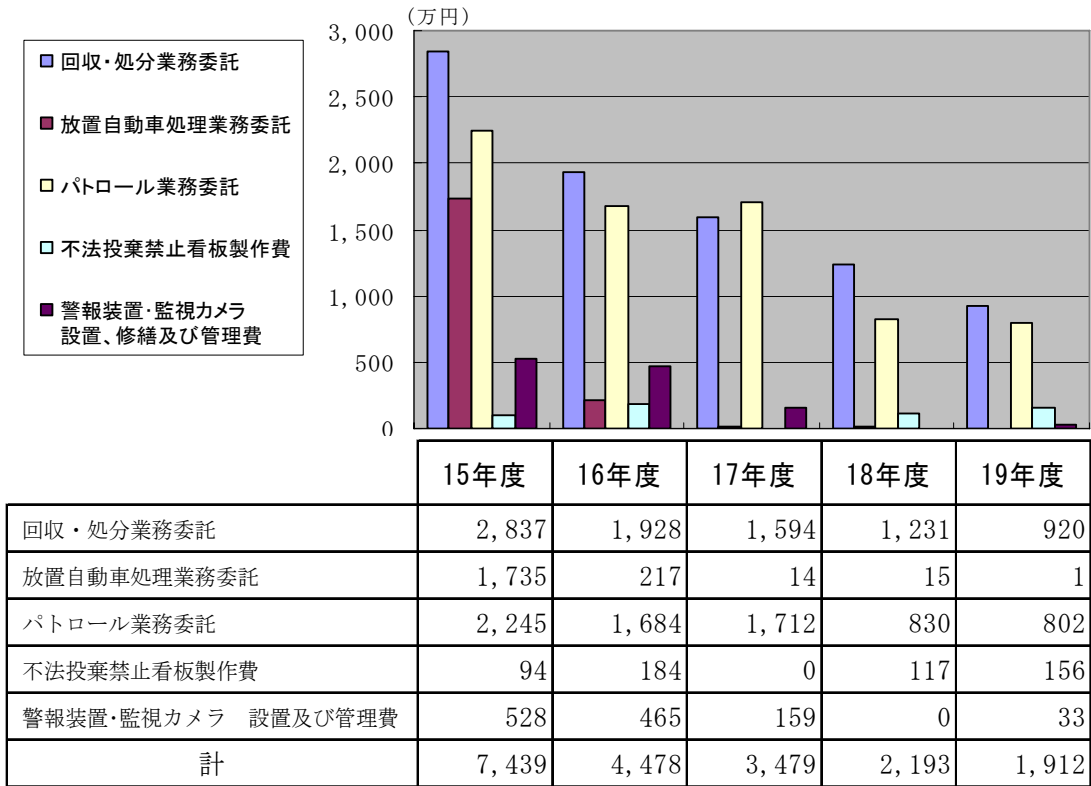
※ 一時移動は、平成 16 年 12 月 10 日から実施している。

注意：発見から処分まで期間を要するため、年度の発見数と自主撤去及び本市処分台数の計とは一致しない。

(6) 資源循環局の不法投棄対策の事業費

横浜市の不法投棄廃棄にかかる事業費の中で、全体の約7割と最大となっている資源循環局の事業費は、次のとおり推移している。

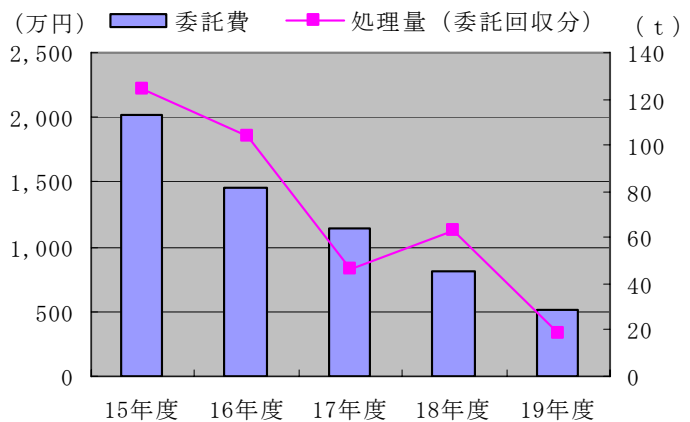
<図表6-12 資源循環局 事業費（決算額）の推移>



資源循環局の委託費実績は、減少しており、その理由は次のとおりである。

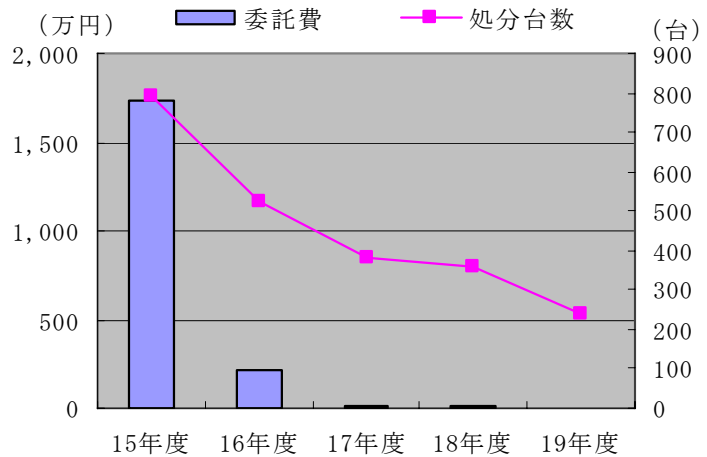
- ・回収・処分業務委託費は、大規模な不法投棄物や放置自動車の周辺にある不法投棄物の回収量が減少したことに伴い、減少している。(図表6-13 参照)

<図表6-13 回収・処分業務委託 委託費と回収量の推移>



- ・ 放置自動車処理委託費は、極端に減少しており、平成19年度は2円となっている。これは、放置自動車の仮置場までの一時移動業務と廃物認定後の処分業務を合わせて一つの契約としているものを、前期と後期で2回に分けて契約しており、2件の金額を合わせて2円となっているものである。(図表6-14参照)

<図表6-14 放置自動車処理業務委託委託費と処分台数の推移>



- ・ パトロール業務委託費は、平成15年度と比較して、19年度は半分以下に減少しているが、厳しい財政状況の中で予算を削減したことによる。
- ・ 警報装置・監視カメラの設置、修繕及び管理の費用のうち管理費については、平成17年度以降、各区で支出しており、設置及び修繕を資源循環局で実施している。

## 2 分析結果

### (1) 不法投棄の回収実績

平成15年度から19年度までの回収実績の推移は、次のとおりである。

<図表6-15 不法投棄 回収量の推移>

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不法投棄物の回収量	2,284.32t	19.5 m <sup>3</sup> 2,133.93t タイヤ 79本	5.0 m <sup>3</sup> 1,995.56t タイヤ 43本	8.5 m <sup>3</sup> 2,462.47t タイヤ 3.5 m <sup>3</sup>	16.1 m <sup>3</sup> 2,403.50t タイヤ 3.0 m <sup>3</sup>

### <状況>

監査で把握している範囲で、不法投棄物の回収量は、毎年度約2,000tから約2,500tの間で推移している。 ⇒ 監査の結果等【意見】(P13参照)

### (2) 不法投棄処理委託での廃棄物の処理状況

港湾局の不法投棄収集処分等業務委託(大黒)の契約内容は、次のとおりである。

<図表6-16 不法投棄収集処分等業務委託(大黒)の契約内容>

件名	不法投棄収集処分等業務委託(概算数量契約)
契約金額	950,250円
処分量(当初契約)	可燃物12t、家電9台、その他6t

### <課題>

産業廃棄物の排出に必要となる産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付していなかった。 ⇒ 監査の結果等【指摘事項】(P10参照)





## コラム：「他都市における不法投棄防止対策」



### ◆ 地域住民や関係機関による監視活動

不法投棄は、人目につかない場所で行われることが多く、地域住民との協力や企業などとの連携により、監視体制を強化している自治体があります。

#### 1 地域住民による監視員、通報員制度を設けている自治体

札幌市、静岡市、岐阜市、北九州市 など

（岐阜市では、「不法投棄監視モニター」制度を設け、監視のほか、不法投棄防止についての住民意見を募集しています。）

#### 2 企業などとの連携により、情報収集を行っている自治体

札幌市、静岡市、北九州市など（郵便局）

京都市（コカ・コーラボトリング（株）、まちの美化推進事業団）

岐阜市（森林組合） など

#### 3 不法投棄通報に関する報償制度（福岡市）

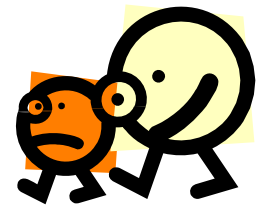
各自治体は、不法投棄物の中から投棄者の特定につながるような証拠を探し、警察に捜査依頼を行っていますが、福岡市では、地域住民から目撃等の情報提供を受ける、報奨制度を設けています。

##### ● 情報提供の内容

不法投棄の場所、内容及び投棄者の特定につながる事項

##### ● 謝礼

提供を受けた情報をもとに投棄者を特定できた場合に、謝礼として1万円相当の商品券を提供しています。

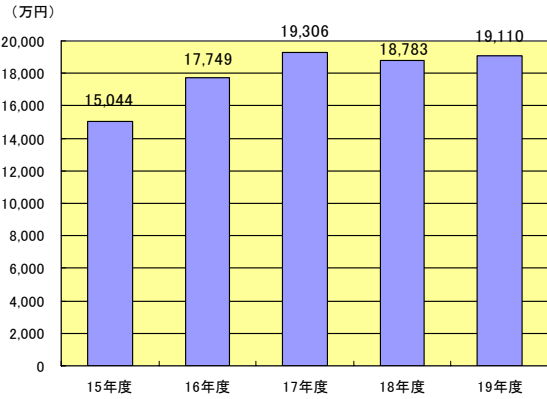


7	項目	市民による清掃・美化活動		
監査対象	道路局、環境創造局、資源循環局、港湾局、 神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区			
監査対象とした理由等				
<p>横浜市は、主要な道路や、大規模な公園においては清掃を行っているが、住宅地などの道路・公園・河川周辺については、ボランティア制度を設け、清掃や草刈などを市民に委ねている。一方、市民においても、地域の美化活動に対して、高い参加意欲を持っている。</p> <p>そこで、市が行う美化活動への支援が、市民の意欲や要望に応えられているか、有効性の観点から監査を行った。</p> <p>また、監査対象区における市民との清掃活動や、観光地周辺における海上の美化（啓発活動）について、監査を行った。</p>				
監査・調査の結果等				
<p>1 身近な道路、公園、河川周辺における市民活動への支援の取組</p> <p>(1) 取組の概要</p> <p>市は、身近な道路、公園、河川の周辺について、市民によるボランティア制度を設け、清掃や草刈などを委ねている。各制度の概要は、次のとおりである。</p>				
<p>&lt;図表 7-1 道路、公園、河川における清掃・美化活動&gt;</p>				
	道路	公園	河川周辺	
制度名称	ハマロード・サポーター	公園愛護会	水辺愛護会	
制度の目的	身近な道路の維持管理を地域に委ね、地域の特性やニーズを踏まえた自立的な維持管理を目指す。	公園の管理・活用に関して、地域の中心的役割を果たす団体の育成、活動支援を行う。	地域の水辺環境を良好に保ち、市民が快適に水辺とふれあうことができるよう、美化活動等を行う団体の育成、支援を行う。	
主な活動内容	清掃、除草、花植えなど	清掃、除草、花壇の管理、中低木の管理、利用マナーの指導など	河川・小川周辺の清掃、除草	
市による支援内容	清掃用具の提供、活動案内板の設置	清掃用具の提供、活動経費の支援、花壇づくり講習など	清掃用具等の購入経費の支援	
	(共通) ごみの回収、保険への加入、優れた取組に対する表彰制度			
標準的な活動頻度	毎月1回以上	規程なし(75%以上の団体が毎月1回以上活動)	清掃(毎月1回)、除草(年間2回)	
主な活動主体	自治会・町内会、商店街、企業、学校など	自治会・町内会など	自治会・町内会、近隣住民など	
活動団体数 (19年度末現在)	182 団体 (参加者数 11,520 人)	2,303 団体	85 団体 (1 団体 5 人以上)	

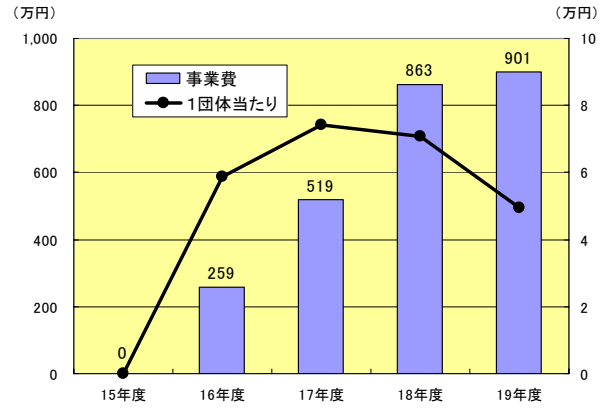
(2) 事業費の推移

事業費の推移と、1団体当たりの支援経費（事業費÷活動団体数）は、次のとおりである。

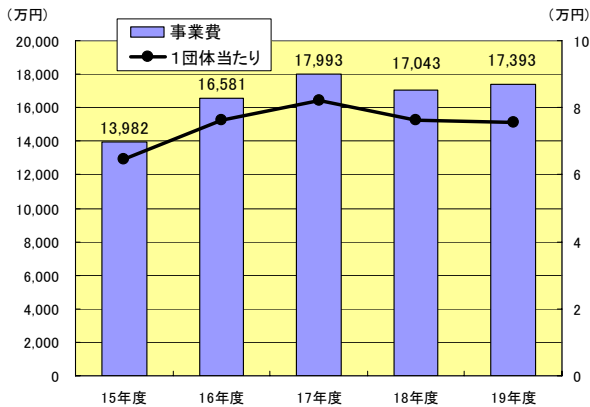
<3制度の合計>



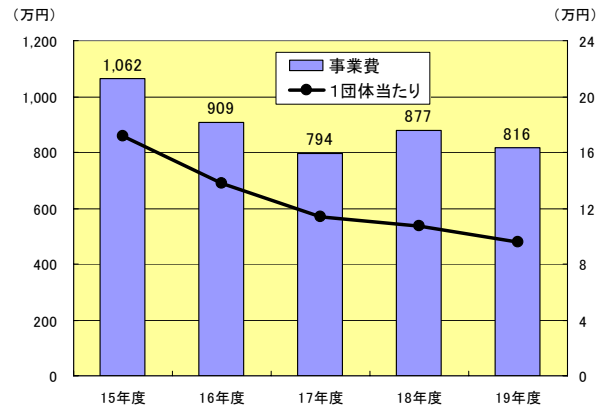
<ハマロード・サポーター>



<公園愛護会>



<水辺愛護会>



各活動団体数の推移は、次のとおりである。

ハマロード・サポーターは、団体数の増加率が大きく、公園愛護会及び水辺愛護会の団体数は、緩やかに増加している。

<図表7-2 活動団体数の推移>

(単位 団体)

	制度開始	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
ハマロード・サポーター	平成13年度	16	44	70	122	182
公園愛護会	昭和36年度	2,168	2,178	2,192	2,230	2,303
水辺愛護会	平成9年度	62	66	70	82	85

平成 19 年度における、各制度の事業費の内訳は、次のとおりである。

<図表 7—3 事業費内訳 (平成 19 年度)>

		合計	1 団体当たり 支援経費
ハマロード・サポーター (182 団体)	団体に対する支給物品経費	449 万円	(2 万円)
	アダプトサイン (活動紹介看板) 経費	392 万円	
	その他	60 万円	
	合 計	901 万円	5 万円
公園愛護会 (2,303 団体)	団体に対する活動支援費、支給物品経費	9,530 万円	(4 万円)
	コーディネーター経費 (1 名×18 区)	5,981 万円	
	その他	1,882 万円	
	合 計	17,393 万円	8 万円
水辺愛護会 (85 団体)	団体に対する活動支援費 (委託費)	805 万円	(9 万円)
	その他	11 万円	
	合 計	816 万円	10 万円

### (3) 市と活動団体との関係

主な内容は、次のとおりである。

<図表 7—4 市と活動団体との関係>

	道路	公園	河川周辺
制度名称	ハマロード・サポーター	公園愛護会	水辺愛護会
団体の窓口	区役所 (土木事務所)	区役所 (土木事務所) 公園緑地事務所 各土木事務所に、専任の コーディネーターを 1 名 配置	市役所 (環境創造局) 活動報告、契約など 区役所 (土木事務所) 日常活動に関すること (ごみの回収など)
市による支援 の手法	物品の提供 (消耗品費)	活動経費支援 (報償費) 物品の提供 (消耗品費)	活動経費支援 (委託料)
市と個別の団 体との関係	覚書を締結	前年度の活動報告 (実績) に基づき、支援	委託契約を締結
市への活動報 告の頻度	年間 1 回	年間 4 回 (年間 1 ~ 2 回 の区もあり)	年間 1 回
市のホームペ ージにおける 公表内容	市民向けのマニュアル (ハンドブック)、実施 要綱など	支援内容、金額、新たに 参加したい場合の連絡先 など (市民向けのマニュアル は、ホームページで公表 されていない)	支援内容、金額

(4) 各制度における事業量

主な内容は、次のとおりである。

<図表 7—5 各制度における事業量 (平成 19 年度末現在) >

	道路	公園	河川周辺
制度名称	ハマロード・サポーター	公園愛護会	水辺愛護会
活動内容 (量)	166 k m	2,259 公園 (2,303 団体)	14 河川 27 k m (流域 138,230 m <sup>2</sup> ) 親水拠点約 30 か所
市の管理内容 (合計量)	7,700 k m	2,556 公園	58 河川 210 k m 親水拠点 60 か所
市の清掃事業 との重複状況	大半の道路は重複していない。 (市は、幹線道路や主要駅周辺のみ清掃を行っている。)	大半の公園の清掃は、公園愛護会のみが、行っている。 (市は、大規模な公園等の清掃を行っている。)	一部に重複する部分がある。 (市は、管理河川の清掃を行っている。)



<ハマロード・サポーターの活動>



<公園愛護会の活動>



<水辺愛護会の活動>



(5) 分析の結果

ア 参加しやすい仕組みについて

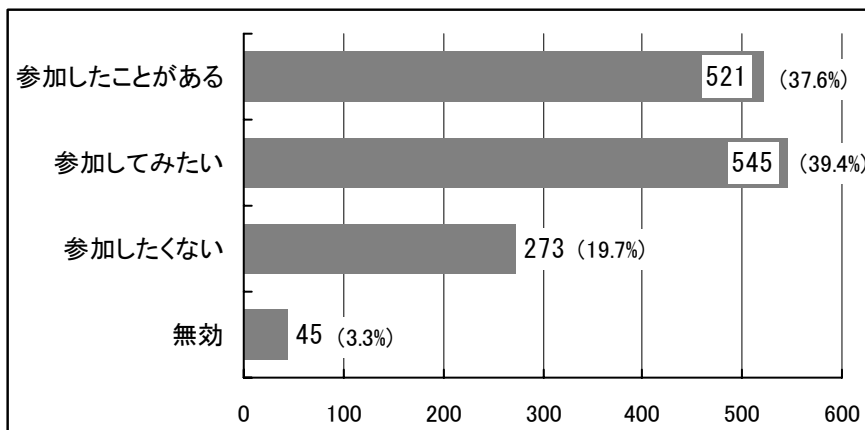
監査委員アンケートによると、「身近な地域の美化活動に参加したことがある」、又は「参加してみたい」と考える人が、それぞれ約4割となっている。(下記Q4参照)

また、「参加したことがある人」のうち、6割弱が、「地域の美化は、そこに暮らす住民や地域が行うべき」と考えており(Q5参照)、これらのことから、多くの人が、地域の美化について、参加の意思を持っていることがわかる。

一方、公園愛護会を対象に行われたアンケートや、所管課に対する聞き取りによると、高齢化や参加者不足などを課題としている。

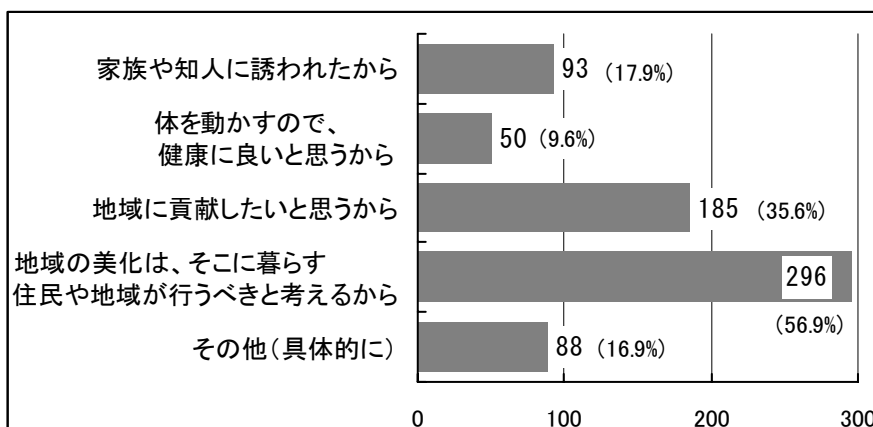
■ 監査委員アンケートの結果

Q4 身近な地域の美化活動に、参加したことがありますか？



(回答者数 1,384人)

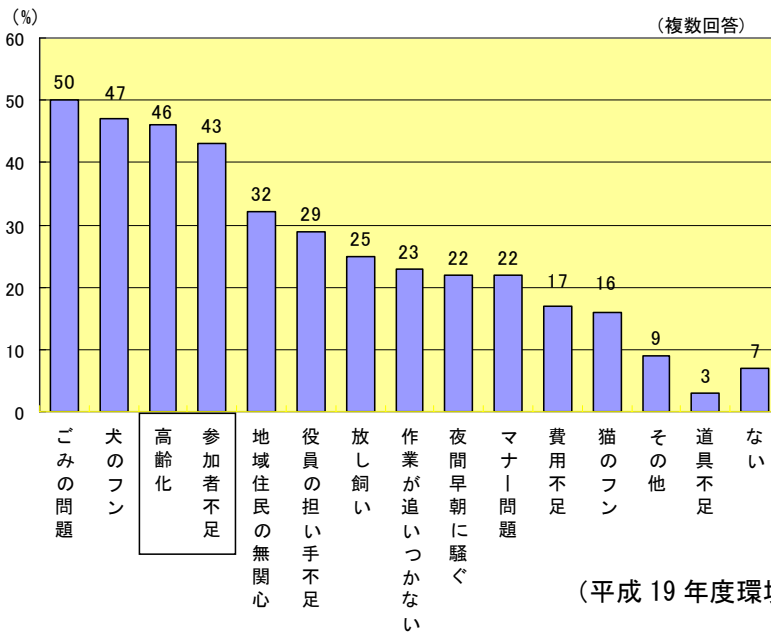
Q5 (身近な地域の美化活動に参加したことがある人に対して) 参加した動機や理由は、何ですか？



(複数回答可、回答者数 520人)

■ 公園愛護会アンケート

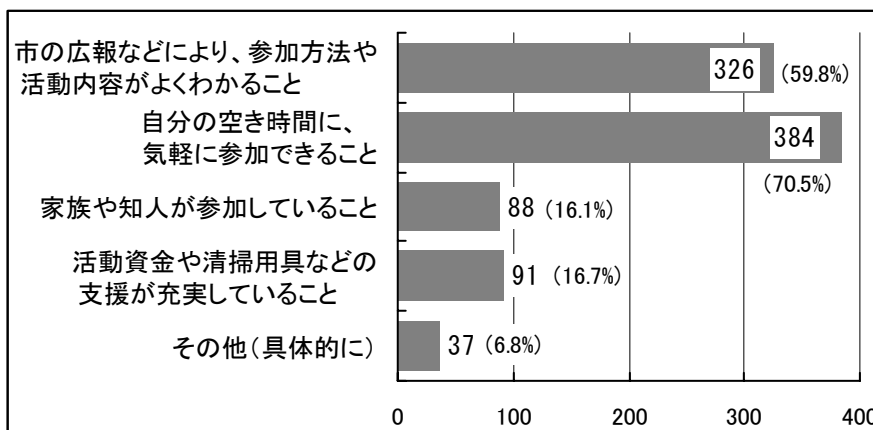
<活動における課題>



また、監査委員アンケートによると、「地域の美化活動に参加してみたい人」のうち、約7割が「空き時間に気軽に参加できること」を、約6割が「広報などにより、参加方法や活動内容がわかること」が必要であると考えている。(下記Q6参照)

■ 監査委員アンケートの結果

Q6 (身近な地域の美化活動に参加意思がある人に対して) どうしたら参加しやすくなりますか?



(複数回答可、回答者数 545人)

<課題>

各制度における、主な活動主体は、「自治会・町内会」、「商店街」、「老人会」などであるが、若年層や転入者など、このような団体と関係の薄い市民にとって、新たに参加しやすい仕組みであるとは言えない。また、各区役所のホームページにおいて、ボランティア活動を含めた「イベントカレンダー」のページが設けられているが、各活動や地域の清掃・美化活動についての案内は行われていない。

⇒ 監査の結果等【改善要望事項】(P14参照)

## イ 市への活動報告について

市が各制度を設けている目的は「地域の美化を行う団体の育成や活動の支援」とされている。

活動団体は、市から支援を受けるに当たり、各種書類（参加申込書、活動計画書、参加者名簿、活動報告書、精算報告書、活動写真など）を作成し、提出することとなっている。（制度によっては、年間4回の報告を求めている。）

また、先の監査委員アンケートによると、「地域の美化活動に参加してみたい人」のうち、約7割が「空き時間に気軽に参加できること」が必要と考えている。

### <状況>

団体によっては、活動の中心が高齢者であることなど、書類作成等の事務に対する負担が重いものとなっている。 ⇒ **監査の結果等【意見】**（P14 参照）

## ウ 学校等の参加について

学生・生徒などが行う清掃・美化活動は、環境教育となることや、社会的なマナー教育の効果、地域への帰属意識を高める効果などが見込まれる。

ハマロード・サポーターにおいては、活動団体数の1割程度が学校による活動となっている。

活動団体数（合計）	学校の参加数
182 団体	17 団体（うち、9 校が瀬谷区の学校）

また、公園愛護会においては、保育園による活動が、地域の住民や企業に広がっているケースがある。（詳しくは「環境教育の取組」のコラムを参照のこと。）

## エ 親水拠点における、水辺愛護会の結成状況について

横浜市には、市民が水辺と親しめる施設として、親水拠点（小川アメニティやせせらぎ緑道など）や、階段護岸などが設けられている。市内60か所の親水拠点のうち、約半数の箇所においては、水辺愛護会が結成されていない。



<愛護会が活動している親水拠点>



<愛護会が結成されていない階段護岸>

## 2 地域における清掃活動の取組（神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区）

### (1) 地域清掃の概要

各区役所や、各区の資源循環局事務所では、地域住民（自治会・町内会）や、事業者、学校などに対し、地域における清掃活動への参加の働きかけを行うとともに、地域清掃によるごみの回収や清掃用具の貸出などを行っている。

今回の監査対象3区における、ごみの回収量については、下表のとおりである。

<図表7—6 地域清掃ごみ回収量の推移>

	神奈川区		保土ヶ谷区		磯子区
	トン数	件数	トン数	件数	トン数
15年度	85	152	161	不明	87
16年度	81	144	148	不明	98
17年度	88	149	139	442	142
18年度	224	220	221	592	177
19年度	211	580	305	945	186

### (2) 具体的な活動例（神奈川区）

神奈川区は、運営方針において「地域美化の推進」を掲げ、不法投棄の減少を目指し、地域による自主的な美化・清掃活動の支援を行っている。

平成19年度には、区全域の地域美化を目的とした「わが町かながわマナー違反一掃作戦」を始め、平成20年度においては、活動が拡大している。

#### ア 平成19年度の実施状況

実施日 平成19年9月27日（木）

参加団体及び参加者数 64団体 766人

#### イ 平成20年度の実施状況

実施日 平成20年9月26日（金）

参加団体及び参加者数 138団体 1,313人

実施場所 東神奈川サティ前広場、新子安オルト前、その他（各地域で実施）



<わが町かながわマナー違反一掃作戦の活動>

<図表7-7 わが町かながわマナー違反一掃作戦（平成20年度）参加者内訳>

	東神奈川 サティ前広場		新子安 オルト前		その他の会場		合計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
自治会・町内会	66	203	19	129	5	81	90	413
企業	11	127	16	112			27	239
学校	4	248			1	309	5	557
地域活動ホーム関係					4	23	4	23
行政	6	30	5	16	1	34	12	80
個人参加		1						1
合計	87	609	40	257	11	447	138	1,313

<図表7-8 同活動によるごみの回収量>

吸い殻・紙屑・空き缶等	びん・缶・ペットボトル
1,499kg (652袋)	50kg (71袋)



コラム：「犬・猫を飼うマナー」

近年、ペットとして飼われる犬・猫の頭数が増えています。これに伴い、ふん・尿についての苦情も、増加しています。

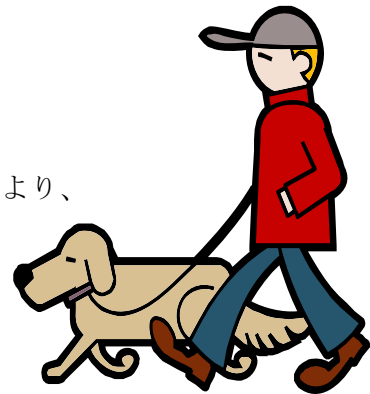
横浜市は「横浜市動物の愛護及び管理に関する条例」などにより、動物の正しい飼い方の普及啓発に取り組んでいます。

また、正しい飼い方（マナーなど）の、啓発事業について、実施回数を増やし、取組を強めています。

<平成15年度> 286回（参加者 37,921人）

<平成19年度> 1,800回（参加者 34,294人）

このほかにも、横浜市は、飼い主不明の犬や猫の減少に向けて、不妊去勢手術の費用を一部負担するなどの取組を行っています。





### 3 観光地周辺の海上美化に向けての取組

港湾局では、海上の美化に向けて、啓発活動などを行っている。

山下公園周辺や、みなとみらい 21 地区における啓発活動については、次のとおりである。(船舶による海上清掃については、「公園の美化」の項目を参照のこと。)

#### (1) 市民団体による清掃・啓発活動への支援

ボランティアのダイバー等が行う、清掃・啓発活動(山下公園海底清掃大作戦)への支援。

(昭和 56 年度活動開始、昭和 62 年度から支援)

実施日 平成 19 年 10 月 21 日(日)

参加者数 380 人

支援内容 事業費補助(15 万円)、ごみの処分



<山下公園海底清掃大作戦の活動>

#### (2) 市民への啓発活動

「海の月間」(7 月)に、国土交通省、東京湾内の港湾管理者(東京湾周辺自治体)とともに、「東京湾クリーンアップ大作戦」として、海上汚染防止に向けた啓発活動を実施している。平成 19 年 7 月 28 日(土)には、清掃船によるパレードや、回収したごみ等のパネル展示を行った。

#### (3) 分析の結果

市民団体による清掃・啓発活動(山下公園海底清掃大作戦)については、団体による広報が行われているが、市の広報紙やホームページなどにおいても、市民への広報が行われることが望ましい。また、活動においては、横浜市市民活動保険制度(ボランティア活動に対する包括的な保険制度。事故発生後に審査が行われる。)が設けられているが、保険の対象となることが確定していないとして、団体においても保険会社との契約を行っている。

市民への啓発活動(東京湾クリーンアップ大作戦)については、広報紙等による幅広い広報を行うことが求められる。

#### (参考) 金沢区における市民等が行う清掃活動への補助

金沢区においては、自治会・町内会や、環境事業推進委員、関東学院大学(カヌー部)、マリクラブ等が行う、「平潟湾クリーンアップキャンペーン」への支援を行っている。

<b>8</b>	<b>項目</b>	<b>環境教育の取組</b>
<b>監査対象</b>	教育委員会事務局、環境創造局	
<b>監査対象とした理由等</b>		
<p>清潔で美しいまちづくりには、市民の環境意識の向上が大きな役割を果たす。それを身に着けるために、環境教育の推進、特に子どもの頃からの取組が重要である。</p> <p>そこで、公立小中学校等における環境教育について有効性等の視点から監査を実施した。</p>		
<b>監査・調査の結果等</b>		

**1 取組の概要**

**(1) 内容**

環境教育とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。(環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境教育推進法)第2条第3項)これにより、環境活動への主体的な参加や、環境への責任ある行動をとることのできる人間の育成を目指している。

横浜市及び横浜市教育委員会では、「横浜市環境教育基本方針」や、国の学習指導要領に基づき「横浜市教育ビジョン」及び「横浜市教育ビジョン推進プログラム」の中で、環境教育の実施計画などを規定し、取組を進めている。

<図表 8-1 横浜市立小中学校の環境教育の実施状況>

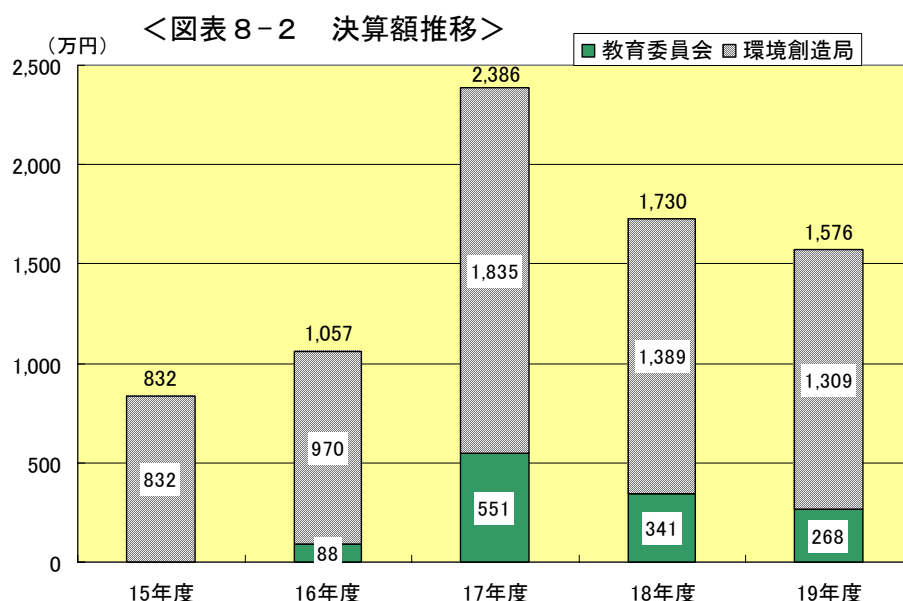
	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
授業の実施	83%	84%	86%	90%	88%	87%	95%	94%	95%
授業時間	20時間以内						20時間以内		

出典：平成20年6月「学校の教育活動等の取組に関する調査」(対象：横浜市立小中学校)

**(2) 事業費の推移**

監査対象局の事業で「環境教育」に直接結びつく「環境教育推進事業」について決算額の推移を整理した。

平成17年度まで事業費は増加傾向であったが、18年度は減少している。これは、環境教育・環境活動フォーラムや、こどもエコフォーラムの開催経費削減などが原因である。



(3) これまでの取組と成果

ア 平成14年度以前の取組

横浜市では、これまでも環境教育の重要性を考慮し、取組を進めてきた。平成6年度からは「環境副読本」の作成配布などを行ってきた。

教育委員会において、環境教育と称される取組が実施されたのは平成14年度である。この年度から施行された学習指導要領では「総合的な学習（ゆとり教育）」が設定されたが、その中で環境教育に取り組むこととされた。

<図表8-3 環境教育をめぐる状況>

		14年度以前	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
横浜市	教育委員会	環境教育の開始 (14年度)			環境教育推進校指定 教員への研修の実施 環境教育指導資料配布	横浜教育ビジョン策定 横浜教育ビジョン推進プログラム策定 環境教育プログラム 子どもエコフォーラム実	横浜版学習指導要領(総則・総則解説等)策定	
	環境創造局	環境教育副読本の配布 (平成6年度～)		横浜市環境教育基本方針制定	横浜市環境教育アクションプラン制定			
国		学習指導要領の改定:「総合的な学習」の実施 (14年度)	環境教育推進法制定(※1)			教育基本法改定(※2)	学校教育法改正(※3) 学習指導要領改定公示(※4)	

※1 正式名:環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

※2 教育基本法第2条第4号「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」

※3 学校教育法第21条第2号「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」

※4 総合的な学習時間の削減、算数・数学、理科時間の増などが行なわれる。小は平成23年度、中は平成24年度から完全実施。

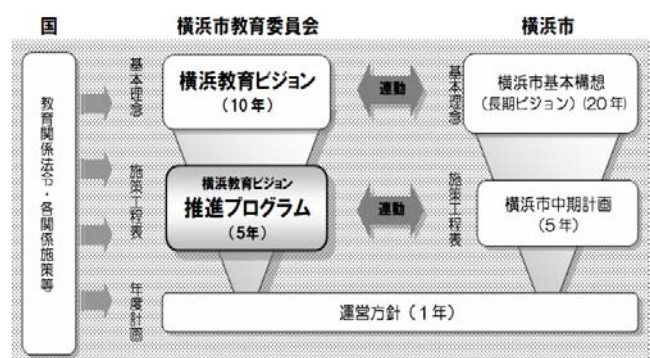
イ 平成15年度以降の取組

平成16年度に「横浜市環境教育基本方針」、平成17年度には「横浜市環境教育アクションプラン」が制定され、小中学校でも各種取組が開始されている。平成18年度には「横浜教育ビジョン」「横浜教育ビジョン推進プログラム」が定められている。

(ア) 「横浜教育ビジョン推進プログラム」

横浜市教育委員会では、平成18年10月、“横浜の子ども”をめぐむうえで大切にすべき基本、目標、取組方針などを「横浜教育ビジョン」として策定し、それを達成するための5か年計画として平成19年1月に「横浜教育ビジョン推進プログラム」を策定した。

<図表8-4 「横浜教育ビジョン推進プログラム」の位置づけ>



この中で、環境教育の事業内容と計画については、次のように定められている。

<図表 8-5 「横浜教育ビジョン推進プログラム」での環境教育の内容と計画>

事業名	事業目的・内容	(17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
環境教育の推進	●教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を行い、各教科間の関連に配慮し、クロスカリキュラムの考え方で推進	推進校を小・中10校指定し、全体計画、指導計画を作成	小・中11校指定し、全体計画をもとに授業実践を推進	各学校において全体的な計画等を作成	計画をもとに、総合的な取組を推進	計画を見直し、地域・NPO・企業等との連携を図り、総合的な取組を推進	各学校の計画のもと、全校で特色ある環境教育を推進
	・環境教育実践推進校を指定し、カリキュラム開発と指導実践及び成果をもとに推進	「環境教育指導資料Ⅱ」を作成し、教員の研修会を実施	ISO14001研修会を通し、管理職の研修を実施	実践推進校の成果を中心に、教員の研修実施	実践推進校の成果をもとに各学校が地域・NPO・企業と連携を推進		
	・指導資料を作成し、教職員意識の向上を図るため研修を充実	第1回「環境教育フォーラム」「こどもエコフォーラム」を環境創造局と連携し開催	第2回を開催し、地域・NPO・企業との連携を推進	フォーラムを通し各学校と地域・NPO・企業等外部機関との情報交換を推進	環境フォーラムを継続して開催		
●環境フォーラムを児童生徒の発表の場として活用							
事業の主な担い手	地域・民間事業者等・学校・事務局						
22年度末までの目標	各校での環境教育の推進						

～用語解説～  
 【クロスカリキュラム】  
 教科の指導において、内容面でその他の教科との関連を図るカリキュラム。

a 環境教育実践校

「横浜教育ビジョン推進プログラム」では、「環境教育実践推進校」制度を定めている。平成18年度には市内小中学校11校を指定し、全体計画をもとに授業実践を推進し、平成19年度には「各小中学校において環境教育の全体的な計画等を作成」することとされている。

現在までの状況は<図表 8 - 6 >のとおりとなっている。

<図表 8 - 6 環境教育実践校一覧>

H17 小7校・中3校		H18 小8校・中3校		H19 小7校・中3校		H20 小10校・中3校	
区	学校名	区	学校名	区	学校名	区	学校名
港南	下永谷小	港南	下永谷小	港南	下永谷小	港南	下永谷小
金沢	文庫小	金沢	文庫小	金沢	文庫小	金沢	文庫小
港北	篠原小	港北	篠原小	港北	篠原小	港北	篠原小
栄	本郷中	栄	本郷中	栄	本郷中	栄	本郷中
鶴見	矢向小	鶴見	矢向小	鶴見	矢向小	金沢	瀬ヶ崎小
港北	新吉田第二小	港北	新吉田第二小	港北	新吉田第二小	港北	駒林小
旭	旭北中	旭	旭北中	旭	旭北中	港南	上大岡小
都筑	東山田中	都筑	東山田中	都筑	東山田中	旭	川井小
都筑	都田西小	都筑	都田西小	鶴見	馬場小	鶴見	馬場小
瀬谷	二つ橋小	南	永田台小	南	永田台小	港北	高田小
		瀬谷	二つ橋小			都筑	中川小
						磯子	汐見台中
						港北	新羽中



**b こどもエコフォーラム（環境フォーラム）**

横浜市教育委員会と環境創造局とが共催で実施。毎年2月、市内小中学校の児童生徒のステージ発表や環境教育にかかわりのあるNPO団体等を招いたワークショップを行い、意識の向上を図っている。



<図表8-7 こどもエコフォーラム開催状況一覧>

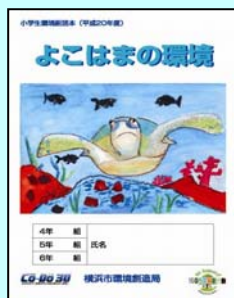
	開催日時	場所	参加人数	ステージ発表
第1回	平成18年2月25日（土） 9:15～15:40	神奈川公会堂	715名	15作品
第2回	平成19年2月24日（土） 9:20～15:25	磯子公会堂	569名	13作品
第3回	平成20年2月23日（土） 9:20～14:30	戸塚公会堂	687名	11作品
第4回	平成21年2月28日（土） 9:00～15:00	青葉公会堂	704名	13作品

**(イ) その他の取組**

**a 環境教育副読本に基づく教育**

総合学習の環境教育の一環として、環境創造局によって作成された「環境教育副読本」を利用し、ポイ捨て・喫煙禁止条例の内容やまちの美化に関する教育を行っている。

**小学生用副読本の内容**



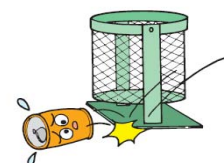
**4 まちをきれいに安全に**

横浜市では、条例により、平成8年4月から、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを禁止しています。主な駅やにぎやかなまちを「美化推進重点地区」に指定して、ポイ捨てをしないように伝える活動や、歩道の清掃をしています。飲み物を売る会社は、自動販売機の横に空き缶入れなどを置き、ルールを守ってリサイクルをしています。また、平成20年1月からは、歩行者の安全を考えて、人通りの多い一部の地域で、たばこを吸ったり、火のついたたばこを持つことを禁止しています。

条例では、きれいで安全なまちにするために、市役所、会社、市民のそれぞれが努力することを定めています。わたしたちは、ごみをポイ捨てしないこと、家のまわりを掃除すること、地域の清掃活動に参加することで、まちをきれいにするすることができます。



市内の清掃活動のようす





中学生用副読本の内容



散乱ごみの清掃活動

コラム

ポイ捨て・喫煙禁止条例



横浜市では、条例により、平成8年4月から、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを禁止しています。主要駅や繁華街を美化推進重点地区に指定して、ポイ捨て防止の啓発活動や歩道の清掃をしています。飲料を販売する会社も条例に基づき、自動販売機の横に空き缶などの回収容器を置き、リサイクルをしています。また、平成19年5月に条例の一部を改正し、平成20年1月からは、歩行者の安全を考慮し、人通りの多い一部の地域で、喫煙や火のついたたばこを持つことを禁止しています。条例では、清潔で安全なまちにするために、市役所、会社、市民のそれぞれが努力することを定め、快適な都市環境を目指しています。

b 小中学校の美化活動

多くの小中学校では、環境教育の一環として、校内や地域の清掃活動を取り入れている。

<図表 8-8 横浜市立小中学校における環境教育の取組内容ベスト5>

順位	取組内容	
	小学校	中学校
1	環境に係わる施設見学（清掃工場、下水処理場等）	清掃活動（校内、地域、海岸など）
2	節電、節水、ごみの削減など	節電、節水、ごみの削減など
3	清掃活動（校内、地域、海岸など）	資源の再利用（裏紙の利用、容器の再利用など）
4	資源の再利用（裏紙の利用、募金活動等）	環境に関する教室内での学習活動（教科指導、公園など）
5	環境に関する教室内での学習活動（教科・講演）	緑化推進活動（植樹、花壇作りや整備など）

平成20年6月「学校の教育活動等の取組に関する調査」対象：横浜市立小中学校

### 神奈川県の横浜市立羽沢小学校の取組

神奈川県の羽沢小学校では、毎年卒業日の間近となる2～3月中に、6年生が資源循環局から清掃用具の貸出しを受け、学校の周辺の清掃活動を行っている。

地域清掃活動を行うことで、環境教育の学習内容を振り返り、街をきれいにすることの大切さを再認識している。



<地域清掃の様子（平成21年3月2日羽沢小学校6年2組の生徒27名が参加）>

#### c 子ども省エネ大作戦の実施

平成20年度は175校、約2万1千人の小学生が参加し、8月の1か月間、家庭で省エネ行動を実践した。

#### d G30の推進

資源循環局と連携して、焼却工場見学の実施、小・中学生を対象としたポスターコンクールの開催、ごみ減量化やごみ分別についての出前講座を開催するなどG30を推進している。

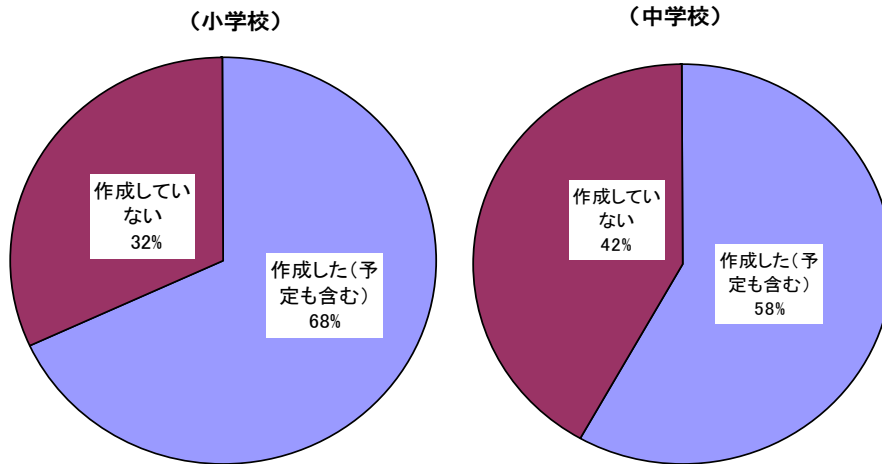
## 2 分析の結果（教育委員会）

「横浜教育ビジョン推進プログラム」の計画が未達成となっている。

### <課題>

横浜教育ビジョン推進プログラムでは、平成19年度までに各小中学校で環境教育の全体的な計画等を作成することとなっているが、横浜市立の小学校の32%、中学校の42%で作成されていなかった。 ⇒ 監査の結果等【指摘事項】（P15参照）

<図表 8-9 環境教育全体計画策定状況>



平成 20 年 6 月「学校の教育活動等の取組に関する調査」

対象：横浜市立小中学校



コラム

1 保育園での美化活動

小中学校からではなく、保育園から環境意識の啓発が行われています。

監査対象区の磯子区、神奈川区及び保土ヶ谷区の全公立保育園では、地域清掃活動や環境教室が実施されています。

	磯子区	神奈川区	保土ヶ谷区
環境教室実績	5 保育園 825人	4 保育園 316人	7 保育園 580人
地域清掃活動	3 園で近隣の公園の保育園児による清掃活動	全園で園内や近隣の公園の保育園児による清掃活動	全園で近隣の公園の保育園児による清掃活動



<写真 園児による清掃活動及び環境教室の様子>

2 金沢区の釜利谷保育園「大川公園まごころ運動」について

金沢区の釜利谷保育園は、市立の保育園として初めて公園愛護会に登録し、毎日のごみ拾いなどの大川公園の美化活動を開始しました。

荒れた公園に園児が花を植え、きれいな公園に再生しました。

園児の活動を見て、地域住民や企業ボランティアも活動に参加するなど、連携と協働による運動の輪が地域に広がり、公園利用者の増加や区内公園愛護会の活動拡充といった波及効果があり、横浜市の改善事例発表会「ハマリバ収穫祭2008」にて最優秀賞を受賞しました。



## 「市民の目」監査を終えて

「市民の目」監査は、市民意見を募集し、それを反映させて監査結果をまとめるなど、市民の目線に立った市民参加型の行政監査を目指したものです。二年目を迎えた本年度は、新たに監査対象の選定にも市民意見を反映し、監査テーマを「美しい街へ～おもてなしの心～」としました。

平成 21 年は横浜開港 150 周年の年に当たり、記念テーマイベント「開国・開港 Y 150」の他、様々なイベントが催され、また平成 22 年秋にはアジア太平洋経済協力会議（A P E C）の開催も決定され、国際都市「横浜」を P R する絶好の機会です。国内外からの観光客やマスコミ関係者など、多くの人々を「おもてなしの心」でお迎えし、良い印象を持ってお帰りいただくことが大切と考えています。

「おもてなしの心」が求められる「街の美化」の取組として、各区局では、駅前周辺の清掃、公園の美化のほか、散乱ごみの発生抑制として喫煙禁止地区での取締りや不法投棄の防止対策、また市民ボランティアによる清掃活動への支援など、様々な取組を行っています。

こうした取組を行うについては、厳しい財政状況と常に変化する社会情勢の中、最少の経費で最大の効果を挙げる事が求められています。そのため、道路や公園などの施設の特性や地域の状況等を踏まえて、美化の取組を着実に推進していくことが重要になります。

監査を行うなかで、「国際性豊かなまちづくり」の推進に向けた喫煙禁止区域での P R 用掲示板等への外国語表記の推進や、国際性ととも高年齢化などの進展に伴う公衆トイレの総合的な検討が望まれるものがありました。

監査委員アンケートでは、身近な地域の美化活動に参加経験のある市民や、参加意欲のある市民がそれぞれ 4 割近くに上り、その多くの人が高い美化貢献意識を持っていました。今後市民ボランティア活動を活性化させていくためには、常に市民ニーズを把握し活動の継続や参加促進に確実に繋がるような支援が必要と考えます。

最後になりますが、今回の監査の結果を受けて各区局が速やかに改善に取り組むことにより、市民満足度を向上させ、国際都市「横浜」のイメージアップに繋がることを期待します。

平成21年 4 月 20 日

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	須須木 永 一
同	山 口 俊 明
同	星 野 國 和
同	仁 田 昌 寿

## 資料 監査委員アンケートに寄せられた市民意見（自由意見等）

今回の監査委員アンケートでは、市民の皆さんから 1,384 通ものご回答をいただき、その約半数の 600 通には「街の美化」に関する様々なご意見を寄せられ、市民の皆様の関心の高さがうかがえました。

この市民からの貴重なご意見の中で、傾向や特色あるものを抜粋し次に記載しました。なお、すべての市民意見については、個人情報に関するものなどを除いて監査事務局のホームページに掲載させていただきました。

(<http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>)

### 【ポイ捨て・喫煙 禁止の取組】

- ◇ 禁煙（分煙）をもっと進めてほしい
- ◇ 喫煙は大きな納税者です。煙草税はその市の税収となります。その点、西区がマナールームを作った事は、大変良い事です。鉄道会社が愛煙家を締め出してから（現在は構内に喫煙所を設置しているが）街の中が汚れだしたですね！！禁煙区域拡大も良いが、マナールームの増設を。
- ◇ たばこ会社がもっと資金を使ってマナー向上・美化活動をする。
- ◇ たばこのポイ捨てもさることながら、チューインガムのポイ捨て、道路への付着のほうが問題が大きいと思います。チューインガムに対する注意の表示を増やしてはどうでしょうか。

### 【駅周辺の清掃】

- ◇ 駅周辺の美化に関しては駅にも必要経費を負担してもらってもいいのでは。
- ◇ 家庭内で発生したゴミを持ち出して一緒に捨てる等の問題があるようですが、駅周辺等で一般公衆のためのゴミ箱がないのが不便です。なんとかならないでしょうか。ゴミ箱がないからゴミが散らかるといふことがあります。

### 【公園の美化】

- ◇ 公園は人が多く集まる場所なので美化を強化した方が良いかと思えます。
- ◇ 公園をきれいにする事は治安にも良いと思えます。
- ◇ 近所の公園の煙草の吸い殻などが気になります。公園も禁煙にするなど出来ないでしょうか。また、子供を遊ばせるついでにごみを拾うのですが捨てる場所がなくて困っています。
- ◇ 観光客が多く訪れる公園清掃は企業とのタイアップも可能ではないか。（独占広告など。）



### 【公衆トイレの清掃】

- ◇ 駅周辺に1～2箇所、ゴミ箱を置いて、委託清掃員に回収を依頼する。（駅の周辺の状況により必要ないところもあるでしょうが。）公衆トイレは毎日実施している（朝とにかく汚い。日本の恥）が、絶対必要。

### 【屋外広告物の適正化に向けた取組】

- ◇ 横浜市内のホテルや店舗は（特に山下公園付近のホテルで顕著）ランチやディナー、各種イベントなどの周知広告を建物の壁面や歩道に面した入り口などに掲げていることが多いが、美観の点ではマイナスとなっているように思う。

### 【不法投棄防止の取組】

- ◇ 横浜も含め、首都圏では車のマナーが悪すぎます。路上駐車、歩道駐車がどんなに沢山いても警察は知らん振り。こういった車両の窓からは、ごみが簡単に投棄されたりしています。特にトラックなどの大型車でないと捨てられないようなところに多くのごみが見受けられます。ごみを拾って綺麗にすることは大事ですが、捨てる人が減らない限り街は綺麗にならないと思います。

### 【市民による清掃・美化活動】

- ◇ ボランティアを募るとか、若い人や主婦もとっかかりやすいお知らせ（広報や閲覧板）があると、出やすいと思います。
- ◇ 活動内容が良くわからないのもっとPRが有ればと思う。
- ◇ 清掃器具、清掃技術の案内・パンフレット等の提供と市民参加できる活動を市が積極的に広報・募集すべき。
- ◇ 家のない（面していない）道路の落ち葉など気になるのですが、なかなか個人的に動く勇気がありません。地域やボランティアで行なえるよう誘導していただくと参加しやすいのですが・・・。
- ◇ 街の美化活動として、自分の空いている時間にできるようなシステムがあれば参加しやすい。また、長い時間とられると参加しにくいので、短時間でも可能な活動で、自宅から近い場所で行われているのであれば参加したいと思っている。
- ◇ ボランティア参加者にポイントを付与し、そのポイントを緑の保全へ寄附出来る仕組みがあると良いと思う。
- ◇ 自分の家周辺は日常から自分がすることで公の経費をかけずに街の美化につながる。方法は多々ある。
- ◇ 清掃ボランティアを企業と共同で行い、観光都市、横浜の美化を向上しては如何でしょうか？

## 【環境教育の取組】

- ◇ 「割れ窓理論」が最適かと思います。常に綺麗であれば、汚す人が減るという効果が期待できます。地域での公園清掃やスプレーなどでの落書き消しは、人格形成の高まる小学校高学年程度の児童が学校単位で教育の一環としてしては如何でしょうか？
- ◇ 幼稚園児、小学児童の校外美化活動に期待。作文コンクールなども効果あり。年寄りパワーも見込める。

## 【その他】

- ◇ まずゴミの出し方を徹底してもらい、ゴミだらけの町にしないこと。特にプラが散乱しているし生ゴミもカラス等が食い散らかして困る。このすべては住民一人一人が注意しなければいけないこと。それが全然出来ていない。
- ◇ ファーストフード店などの持ち帰り商品の販売店に街の清掃活動をするよう指導する。
- ◇ 放置自転車の取り締まりを強化した方が良いと思います。先日、車椅子の方を案内した際、放置自転車で通れなくなってしまう箇所が何か所かありました。
- ◇ 高額な経費が使われているのに驚きました。もっときれいにしてほしい気持ちはありますが、これ以上お金を掛けるのも考えてしまう。もっと、個人のモラルが上がり、経費を掛けずに綺麗に保つことはできないのだろうか。
- ◇ 街がきれいな方がまた来てもらえると思うし、よりリピーターになってくれると思う。

# 「市民の目」監査

## 「美しい街へ～おもてなしの心～」に関する市民アンケート

このアンケートは、横浜市監査委員が実施しています

「市民の目」監査は、市民に身近なテーマについて、市民の目線に立った監査を行うものです。

今回は「美しい街へ～おもてなしの心～」をテーマとして、街の美化について監査を実施しています。

この「おもてなしの心」とは、私たちの生活の中で、「お客様」を自宅などにお迎えする際、家や庭を美しく保つことで、心地よく過ごし、良い印象を持ってお帰りただこうとするような気持ちを表しています。

横浜市では、街を美しく保つために様々な取組を行っています。このアンケートでは、これらの取組について市民の皆様のお見聞をお聞きし、その結果を監査委員がまとめる監査結果に反映することとしています。

お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。



監査事務局キャラクター「カンサル」

(質問の当てはまる項目の「□」に「✓」を付けてください。)

### I 駅周辺の清掃についてお聞きます。

横浜市では、市内にある鉄道の主要駅周辺で清掃作業を行っています。

「1駅当たりの清掃経費」が、都心部の駅周辺では、身近な駅周辺に比べて、約5倍となっています。

エリア	清掃範囲	清掃日数 (年間、委託分)	清掃経費 (年間、委託分)	
			1駅当たり	(平成19年度実績) (比率)
都心部	横浜駅、桜木町駅、関内駅、新横浜駅など11駅の周辺	104日～366日	約1億1,300万円	約1,030万円
	新子安駅、保土ヶ谷駅、磯子駅などの主要13駅の周辺	52日～149日	約2,600万円	約200万円
身近な駅				—

\* 清掃日数及び清掃経費は、駅周辺の歩道清掃の数値です。 ※「身近な駅」は、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区にある駅です。

### Q1 都心部の駅周辺の清掃経費（1駅当たり）が、身近な駅周辺に比べて約5倍となっていますが、どのように考えますか？

- このままで良い。
- 来街者が多い都心部の駅周辺に、もっと経費をかけた方が良い。
- 身近な駅周辺に、もっと経費をかけた方が良い。
- わからない。

# 監査委員アンケート用紙

## II 駅前の「喫煙禁止地区」についてお聞きます。

横浜駅などの周辺は、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」による「喫煙禁止地区」と定められており、この地区で喫煙した場合、2,000円の罰則(過料)が科せられます。

条例施行後、地区内での喫煙者数が64%、吸い殻本数が42%、それぞれ減少し、一定の効果が上がっていますが、まだ、喫煙者みられ、吸い殻のポイ捨てが多い状況でもあります。

平成20年1月から実施	実施による効果 平成20年12月現在 (横浜市調べ)
横浜駅周辺、関内駅周辺、みなとみらい21地区	喫煙者数 64%減少 吸い殻のポイ捨て本数 42%減少



平成21年3月から新設・拡大予定
鶴見駅周辺、東神奈川駅・仲木戸駅周辺、横浜駅周辺(拡大)

### Q2 「喫煙禁止地区」で喫煙者や吸い殻のポイ捨てを減らすために、最も良いと考える取組は何ですか？

- 監視する人を多くするなど、取締りを強化する。
- 地区内でのPR活動・表示を増やすなど、周知を徹底する。
- マナー啓発、健康教育を充実する。
- その他  
(具体的に)

## III 観光客が多く訪れる公園の美化についてお聞きます。

横浜市の公園では、市民ボランティア(公園愛護会)による清掃活動や、市の直営事業として清掃や樹木の管理などが行われています。

こうした美化にかかる「公園面積1㎡当たりの経費」が、観光客が多く訪れる「山下公園」や「港の見える丘公園」では、身近な小規模の公園に比べて、約3～5倍となっています。

	公園面積	美化の経費 (年間、委託分)	
		1㎡当たり	(平成19年度実績) (比率)
山下公園	74,121㎡	約4,100万円	560円 (4.0倍)
港の見える丘公園	57,765㎡	約2,400万円	414円 (3.4倍)
身近な小規模の公園	1,113,528㎡	約1億3,600万円 (公園面積の総量を含む)	122円 —



＜山下公園＞

\* 「身近な小規模の公園」は、神奈川区、保土ヶ谷区及び磯子区の3区が管理する公園(42箇所)です。

### Q3 観光客が多く訪れる山下公園などの美化の経費(公園面積1㎡当たり)が、身近な公園に比べて約3～5倍となっていますが、どのように考えますか？

- このままで良い。
- 観光客が多く訪れる公園に、もっと経費をかけた方が良い。
- 身近な公園に、もっと経費をかけた方が良い。
- わからない。

#### IV 市民による美化活動についてお聞きします。

皆様の身近な地域では、自治会・町内会、老人会、学校、企業、商店街など、さまざまなグループによる美化活動（清掃、草刈、花壇の管理など）が行われています。

また、横浜市は、公園などにおいて、ボランティアによる美化活動を支援（清掃用具の提供など）しています。



＜ ボランティア（公園愛護会）の活動 ＞

#### Q 4 身近な地域の美化活動に、参加したことがありますか？

- 参加したことがある。 → Q 5 ^
- 参加してみたい。 → Q 6 ^
- 参加したくない。 → Q 7 ^ (裏面へ)

#### ＜Q 4 で 「参加したことがある」 と答えた方＞

#### Q 5 参加した動機や理由は、何ですか？（複数回答可）

- 家族や知人に誘われたから。
- 体を動かすので、健康に良いと思うから。
- 地域に貢献したいと思うから。
- 地域の美化は、そこに暮らす住民や地域が行うべきと考えるから。
- その他
- [ 具体的に ]

#### ＜Q 4 で 「参加してみたい」 と答えた方＞

#### Q 6 どうしたら参加しやすくなりますか？（複数回答可）

- 市の広報などにより、参加方法や活動内容がよくわかること。
- 自分の空き時間に、気軽に参加できること。
- 家族や知人が参加していること。
- 活動資金や清掃用具などの支援が充実していること。
- その他
- [ 具体的に ]

#### ＜Q 4 で 「参加したくない」 と答えた方＞

#### Q 7 参加したくない理由は、何ですか？

- 活動内容がよくわからないから。
- 身近に参加している人がいないから。
- 活動に参加する時間がないから。
- 行政が行うべきと考えるから。
- その他
- [ 具体的に ]

※ 街の美化についてご意見がありましたら、ご記入ください。



監査事務局キャラクター「カンサル」

ご協力いただき、ありがとうございました。

- ※ このアンケート結果は、あくまでも行政監査の資料として行うもので、将来の施策に直接結びつくものではありません。また、個人のご意見を特定して利用することなく集計し、監査結果に反映します。
- ※ 監査の結果は、5 月頃までに監査事務局のホームページに掲載します。
- ※ このアンケートは、監査事務局ホームページからも、回答いただけます。（平成 21 年 2 月末まで）

監査事務局のホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/kansa/>

【お問い合わせ】

横浜市監査事務局監査課「市民の目」監査担当 電話 045-671-4293、4294  
〒231-8790 横浜市中区港町 1-1 FAX 045-664-2944